

川越市個別施設計画 (公共施設編)

令和2年10月
(2020年)

川越市

(目次)

第1章 総論	1
1 個別施設計画策定の背景と位置づけ	3
2 基本的な考え方	4
3 計画期間	4
4 対象施設	5
5 計画の構成	6
6 用語について	11
第2章 保全	13
1 保全の目的	15
2 目標使用年数	16
3 保全の進め方	17
4 保全の体制	23
5 今後の保全に係る費用	24
第3章 整備更新	35
A 学校教育施設	37
A-1 市立小学校	39
A-2 市立中学校	43
A-3 市立川越高等学校	63
A-4 市立特別支援学校	67
B 生涯学習施設	71
B-1 公民館など	73
B-2 図書館	81
B-3 学習施設	89
B-4 その他教育施設	95

C	文化・スポーツ・観光施設	99
C-1	ホール施設	101
C-2	スポーツ施設	111
C-3	観光関連施設	117
C-4	集会施設	123
D	福祉施設	129
D-1	市立保育園	131
D-2	学童保育室	139
D-3	児童福祉施設	145
D-4	障害者等福祉施設	151
D-5	高齢者福祉施設	157
E	公営住宅	163
E-1	市営住宅など	165
F	都市基盤施設	173
F-1	自転車駐車場・駐車場	175
F-2	公園施設	181
F-3	防災施設	183
G	行政関連施設	187
G-1	市民センターなど	189
G-2	庁舎関連施設	199
G-3	環境衛生関連施設	209
G-4	給食施設	215
G-5	葬祭施設	221
G-6	農業集落排水処理施設	225

資料

公共施設の状態について	229
-------------	-----

索引	243
----	-----

余白ページ

第1章 総論

余白ページ

1 個別施設計画策定の背景と位置づけ

本市では、老朽化が進む公共施設やインフラ施設を総合的かつ計画的に整備更新するための取組を進めています。

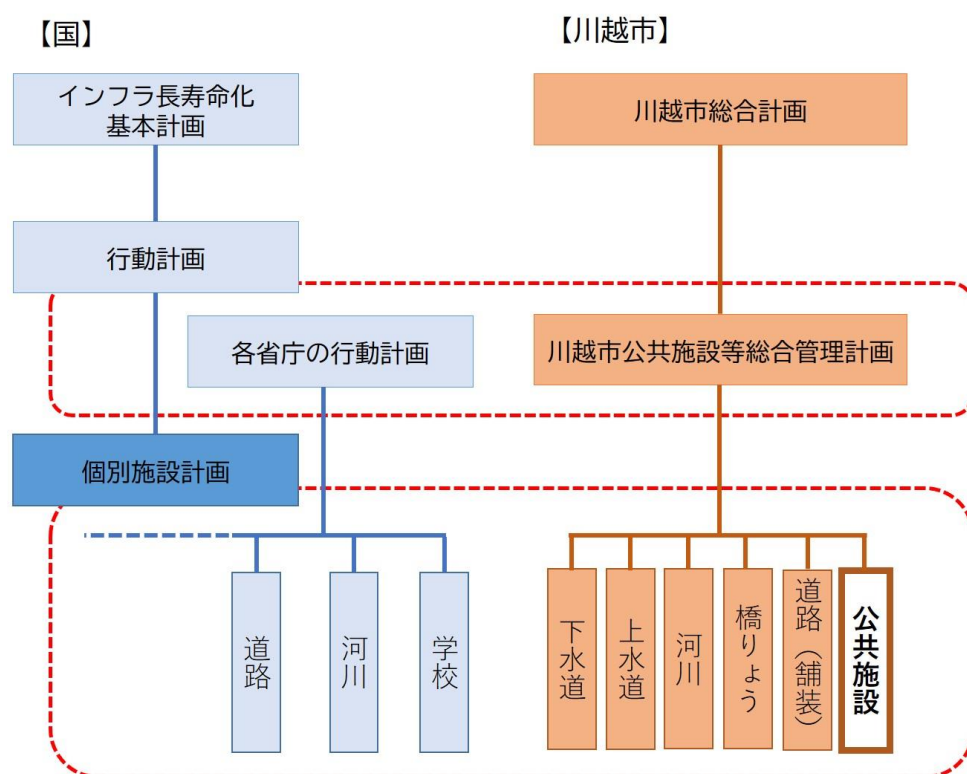
2012年度に、本市が所有し、管理する公共施設の状況を整理した「川越市公共施設マネジメント白書」を、2016年度に、公共施設等の中長期的な取組の方向性を示した「川越市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

この度、策定した「川越市個別施設計画（公共施設編）」は、総合管理計画に基づき、施設ごとの整備更新に関し、老朽化の状況や役割などを踏まえた具体的な取組を示す計画として策定したものです。

国は、2013年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画¹」の中で、地方公共団体は、行動計画とその計画に基づく個別施設計画を策定することとしています。本市が策定した総合管理計画はこの行動計画に、本計画は個別施設計画にそれぞれ該当するものです。

なお、インフラ施設については、本計画とは別に個別施設計画を策定します。

【図表 1 計画の体系】



¹ 国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、2013年にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議が策定したものの。

2 基本的な考え方

総合管理計画の策定においては、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据え、長期的な視点で検討を行い、公共施設等のマネジメントにあたっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、財政負担の軽減を図る必要があるとしています。

そして、必要不可欠なサービスを今後も継続して提供していくために、次の5つの基本方針を定めています。

- 基本方針1 施設総量の適正化
- 基本方針2 適切な維持・管理による安全の確保
- 基本方針3 整備更新費用の確保と受益者負担の適正化
- 基本方針4 公民連携（PPP）の推進
- 基本方針5 計画的な推進を図るためのしくみづくり

本計画では、総合管理計画の考え方に則って、施設ごとの具体的な取組を整理しています。

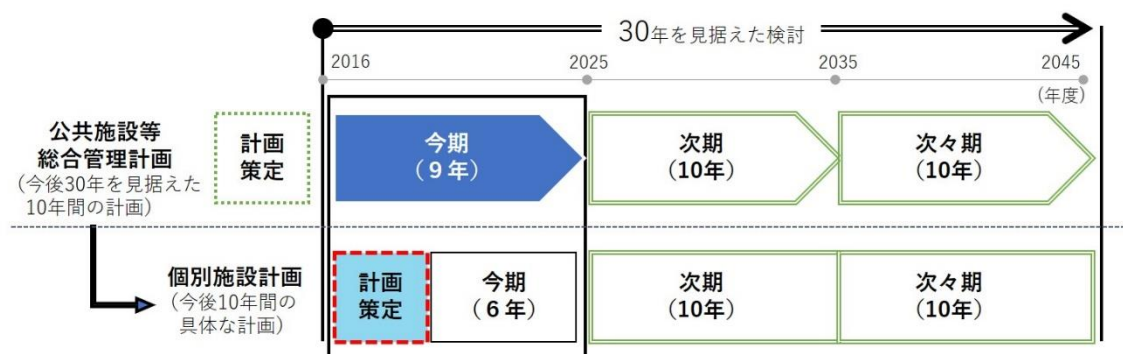
公共施設に求められる機能は時代と共に変化します。本計画に基づく施設の更新や保全を行う際は、ユニバーサルデザインや災害時の施設の活用など、時勢に応じた視点を踏まえた検討を行うこととします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、総合管理計画の終期に合わせ、2020年度から2025年度までの6年間とします。

なお、必要に応じ、計画内容の見直しを行います。

【図表 2 計画期間】



4 対象施設

本計画では、総合管理計画において類型ごとのマネジメント方針を示した「学校教育施設」から「行政関連施設」までの7類型を、更に27に分けて整理しています。

なお、市が賃借している施設については、基本的には個別施設計画の対象から外していますが、「E-1 市営住宅など」及び「F-1 自転車駐車場・駐車場」においては、賃借している施設も含めて検討の対象とし、整理しています。

【図表 3 対象施設】

	施設類型			
	大分類		中分類	
公共施設	A	学校教育施設	1	市立小学校
			2	市立中学校
			3	市立川越高等学校
			4	市立特別支援学校
	B	生涯学習施設	1	公民館など
			2	図書館
			3	学習施設
			4	その他教育施設
	C	文化・スポーツ・観光施設	1	ホール施設
			2	スポーツ施設
			3	観光関連施設
			4	集会施設
	D	福祉施設	1	市立保育園
			2	学童保育室
			3	児童福祉施設
			4	障害者等福祉施設
			5	高齢者福祉施設
	E	公営住宅	1	市営住宅など
	F	都市基盤施設	1	自転車駐車場・駐車場
			2	公園施設
			3	防災施設
	G	行政関連施設	1	市民センターなど
			2	庁舎関連施設
			3	環境衛生関連施設
			4	給食施設
			5	葬祭施設
			6	農業集落排水処理施設
合計		7		27

5 計画の構成

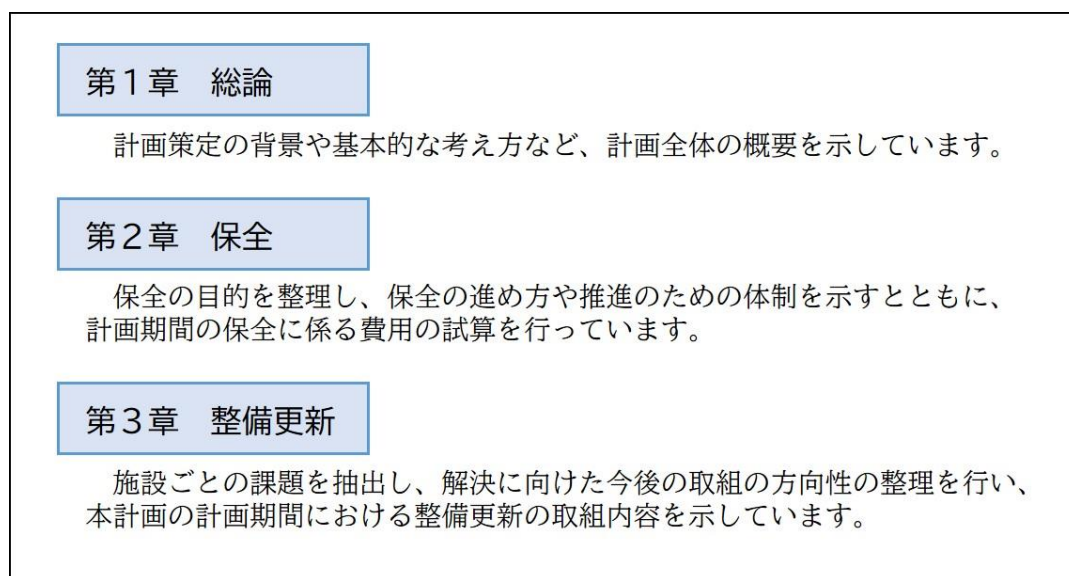
本計画は、3章で構成しています。

第1章は「総論」として、本計画策定の背景や基本的な考え方など、計画全体の概要を示しています。

第2章は「保全」として、保全の目的を整理し、保全の進め方や推進のための体制を示すとともに、計画期間の保全に係る費用の試算を行っています。

第3章は「整備更新」として、施設ごとの課題を抽出し、解決に向けた今後の取組の方向性の整理を行い、本計画の計画期間における整備更新の取組内容を示しています。

【図表 4 計画の構成】



第2章及び第3章の概要は次のとおりです。

《第2章の概要》

1 保全の目的

公共施設のあるべき姿や、公共施設を取り巻く環境を踏まえ、保全を行う目的について記載しています。

2 目標使用年数

本計画における公共施設の目標使用年数の設定についての考え方を記載しています。

3 保全の進め方

(1) 保全方針

施設の保全の方針を記載しています。

(2) 点検と診断

施設の点検と診断についての考え方を記載しています。

(3) 保全の実施時期

適切な保全を実施するための保全の時期の考え方を記載しています。

(4) 予防保全と事後保全

予防保全と事後保全について記載しています。

(5) グループ分け

施設の建築年度によりグループ分けを行い、各グループにおける目標使用年数を踏まえた保全方法を定め、改修時期や対象部位について記載しています。

4 保全の体制

(1) 推進体制

公共施設の保全を実施するための庁内の推進体制について記載しています。

(2) 施設情報の一元化

公共施設の情報の一元化についての考え方を記載しています。

5 今後の保全に係る費用

上記、第3項の「保全の進め方」の考え方を踏まえ、一定の条件の下、計画期間内の公共施設の保全に係る費用の試算を行っています。

《第3章の概要》

0 マネジメント方針

総合管理計画で整理した、施設類型別のマネジメント方針を記載しています。施設ごとの具体的な取組の検討は、このマネジメント方針を前提に行いました。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

施設ごとの設置目的、利用状況、整備状況などの概要を記載しています。なお、各種データの基準は2018年度末時点を原則とし、これによらない場合には、基準となる時点を明示しています。

また、点検による各施設の状況については、巻末の資料「公共施設の状況について」にて整理しています。

(2) 対象施設

対象施設の施設名、地区名、建築年度、延床面積、敷地面積等の施設諸元を記載しています。

(3) 課題

今後の30年間を見据えながら、現在の施設や提供しているサービスにおける課題を記載しています。

2 整備更新の方針

(1) 今後の方向性

課題の解決に向けた今後の取組の方向性を記載しています。

(2) 規模・配置について

施設の規模及び配置について、注意すべき事項や配慮すべき事項がある場合に記載しています。

3 検討結果（2025年度までに取組を進める施設）

2025年度までの計画期間において、更新及び改修の取組を進める必要があると認めた施設を記載しています。

更新については、更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。

改修については、第2章で示した保全方針に基づき、建築後20年目、40年目の改修を示し、条件等がある場合には、その内容を記載しています。

【図表 5 更新の機会を捉えた対策の例】

集約化	同種の施設を統合し、一体の施設とする
複合化	異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とする
多機能化	施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にする
共用化	各施設が持つ同様の機能を共同して利用する
広域化	国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営する
廃止	施設でのサービスを廃止する
民間活力の活用	管理・運営委託や指定管理、PFI 等により民間が持つ技術や資金等を活用する

【図表 6 検討結果の記載例】

【更新対象施設】		
対象施設	取組	内容
〇〇センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなときは、その内容を具体的に記載しています。
××センター	集約化	◇◇センターに機能を集約し、2023年度末に廃止します。
【取組】欄 更新にあたり、更新の機会を捉えた対策を広く検討する必要があるときは「更新の検討」と、具体的な取組や更新の機会を捉えた対策が明らかなときは「新築・改築・移転」、「集約化・複合化・多機能化・共用化・広域化・廃止」と、それぞれ記載しています。 【内容】欄 取組や更新の機会を捉えた対策の内容が明らかなときに、その内容を記載しています。		
【改修対象施設】		
対象施設	取組	内容
△△センター	20年目改修	20年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
□□センター	40年目改修	施設の在り方を検討した上で、40年目改修の必要性を検討します。
【取組】欄 第2章で整理する「20年目改修、40年目改修、その他の改修」のいずれかを記載しています。 【内容】欄 取組の内容について、補足する事項を記載しています。		

（対象施設一覧などの記載について）

対象施設について、下記のとおり記載しています。

○施設の掲載順は条例等によります。

○施設諸元は 2018 年度末時点の公有財産台帳の情報を記載することを原則とし、延床面積、敷地面積は、小数点以下第一位を四捨五入し、整数で記載しています。

○延床面積は付属する倉庫や便所等を、敷地面積は敷地外で賃借している駐車場等を含むため、他で公表している面積と異なる場合があります。

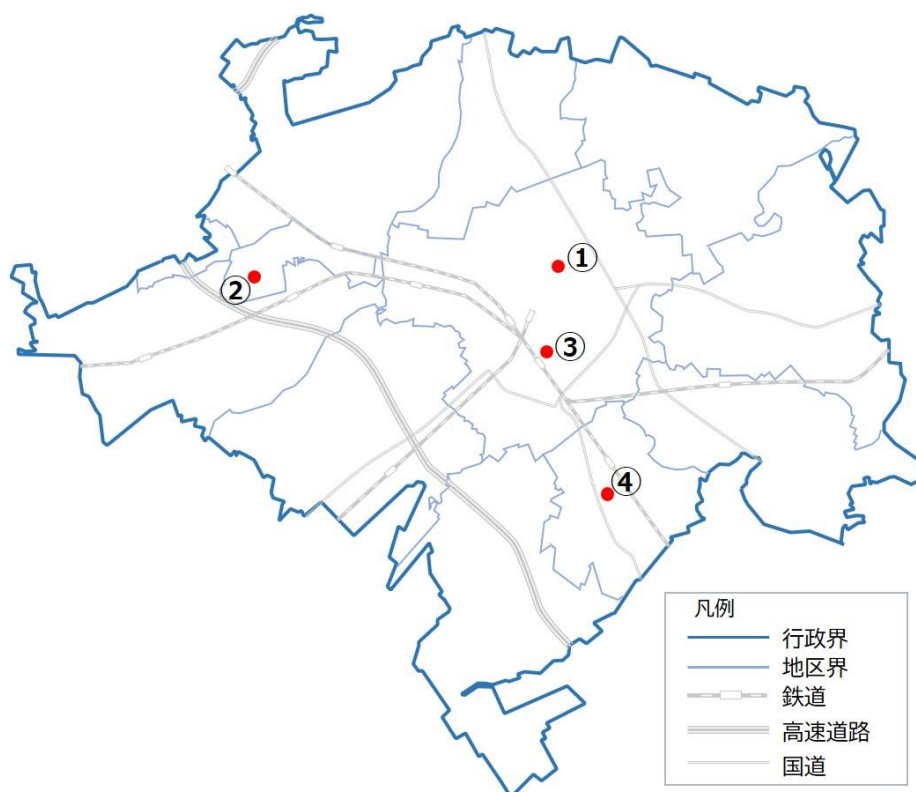
○配置図の番号は、対象施設一覧中の同じ番号の施設の位置を示しています。

【記載例】

【対象施設一覧（〇〇施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	〇〇センター	本庁	1984	1,000	1,500	
2	××センター	霞ヶ関北	2001	—	—	〇〇会館との複合
3	△△センター	本庁	2001	1,500	2,000	
4	□□センター	高階	2007	2,000	2,500	

【配置図（〇〇施設）】



6 用語について

本計画で使用する主な用語は、次のとおりです。

【図表 7 用語について】

用語	意味
整備更新	施設の傷んだところを直したり、新しく建て替えたりすること。
更新	施設を新しく建て替えること。更新の機会を捉えた対策として集約化や複合化、廃止を含む。
保全	修繕や改修により、施設の機能を維持し、または向上させること。
維持管理	施設、設備等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕を行うこと。
修繕	壊れた部位を直した際、当初の効用を上回らないもの。
改修	壊れた部位を直した際、当初の効用を上回るもの。
長寿命化	適切な保全を行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続けること。

(参考) 公の施設に関する指定管理者導入状況(2020年4月1日現在)

分類	施設名称	指定期間			指定管理者	所管課
		管理開始日	期間	管理終了日		
ホール C-1	川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設	2020/4/1	5年間	2025/3/31	NeCST	文化芸術振興課
	川越市やまぶき会館	2016/4/1	5年間	2021/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	文化芸術振興課
	川越西文化会館	2016/4/1	5年間	2021/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	
	川越南文化会館	2016/4/1	5年間	2021/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	
	川越市北部地域ふれあいセンター	2018/4/1	5年間	2023/3/31	特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会	地域づくり推進課
	川越市東部地域ふれあいセンター	2019/4/1	5年間	2024/3/31	特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会	
スポーツ C-2	川越市芳野台体育館	2019/4/1	5年間	2024/3/31	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター	雇用支援課
	川越運動公園陸上競技場	2016/4/1	5年間	2021/3/31	公益財団法人川越市施設管理公社	スポーツ振興課
	川越運動公園総合体育館					
	川越運動公園テニスコート					
	なぐわし公園	2012/8/1	14年8月間	2027/3/31	なぐわし公園PFI株式会社	公園整備課
観光 C-3	川越市産業観光館	2020/4/1	1年間	2021/3/31	株式会社まちづくり川越	産業振興課
集会 C-4	川越市中高齢労働者福祉センター	2019/4/1	5年間	2024/3/31	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター	雇用支援課
障害者等 D-4	川越市総合福祉センター	2016/4/1	5年間	2021/3/31	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	障害者福祉課
高齢者 D-5	川越市養護老人ホームやまぶき荘	2016/4/1	5年間	2021/3/31	社会福祉法人加寿美福祉会	高齢者いきがい課
	川越市霞ヶ関東老人デイサービスセンター	2016/4/1	5年間	2021/3/31	社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉	介護保険課
	川越市小ヶ谷老人憩いの家	2016/4/1	5年間	2021/3/31	公益社団法人川越市シルバー人材センター	高齢者いきがい課
	川越市高階北老人憩いの家					
	川越市川越駅東口老人憩いの家					
	川越市老人福祉センター西後楽会館	2019/4/1	5年間	2024/3/31	社会福祉法人川越市社会福祉協議会	
自転車 駐車場 F-1	川越駅西口第一自転車駐車場	2017/4/1	5年間	2022/3/31	公益社団法人川越市シルバー人材センター	防犯・交通安全課
	川越駅西口第二自転車駐車場					
	川越駅東口自転車駐車場					
	本川越駅前自転車駐車場					
	的場駅前自転車駐車場					
	新河岸駅自転車駐車場					
	南大塚駅南口自転車駐車場					
	川越駅西口第三自転車駐車場					

※川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者である NeCST は、日本環境マネジメント株式会社、株式会社コングレ及び株式会社 NTT ファシリティーズで構成される共同企業体です。

第2章 保全

余白ページ

1 保全の目的

- 公共施設の安全を確保し、施設の性能を維持し、必要な機能を適切に提供するために、保全を行います。

公共施設（以下「施設」という。）は、施設の利用時の安全を確保し、施設の本来の性能を維持し、常に健全な状態を保つ必要があります。

加えて、施設の老朽化が進む中で、快適さや環境への配慮など、時代のニーズにも対応しながら、必要な機能を適切に提供していかなければなりません。

一方、本市の厳しい財政状況下で必要な保全を行うためには、対応の優先度や計画的な対応、経済的な工事手法の工夫などを考えることも重要です。

保全とは、建築物を良好な状態に保つための点検と診断、改修（補修や修繕を含む。第2章において同じ。）を行いながら、施設の安全を確保し、施設の性能を維持し、必要な機能を適切に提供するために必要な取組です。

2 目標使用年数

- 施設を使用する期間の目安として、目標使用年数を定めます。

建築物の更新時期に目安を付け、使用期間の終わりを見据えた改修を実施したり、適切に更新需要に対応したりするため、施設の目標使用年数を定めます。

目標使用年数まで使用するための適切な保全を行うことにより、一般的な建築物の耐用年数である法定耐用年数を超えて、施設の長寿命化を図ることが可能になります。

【図表 8 目標使用年数】

建築年度	目標使用年数	耐震基準
1981 年度まで	65 年	旧耐震基準
1982 年度から	65 年超	新耐震基準

※建築物を建築するときの基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。旧耐震基準とは、1981 年 6 月に改正施行された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のこと

※目標使用年数については補足説明として【参考資料】を参照

新耐震基準建築物の 65 年を超える具体的な数値については、今後の建築技術の動向などを踏まえて改めて検討します。

なお、目標使用年数は、あくまで建築物を使用する期間の目安を示すものです。実際の更新時期については、安全性を確認した上で、個々の建築物の構造や劣化の状態、改修と更新に係る費用対効果などを考慮して、総合的に判断します。

3 保全の進め方

- 出来るだけ一定の時期にまとめて改修を実施します。
また、施設の劣化の進行状況を適切に把握し、施設の状態に合わせて、「予防保全」と「事後保全」をバランスよく行います。

(1) 保全方針

計画的に保全を行うため、出来るだけ一定の時期にまとめて改修を実施します。

また、施設の現状を適切に把握するため、点検と診断を継続的に行います。

このことにより、施設に不具合が生じる前に行う「予防保全」と確認した不具合に応じて行う「事後保全」をバランスよく行います。

(2) 点検と診断

施設の本来の性能を維持するためには、施設の劣化の兆候や不具合を出来るだけ早期にかつ正確に把握して、適切な対応を行うことが必要です。

施設管理者は、これまでも、法律に定められた点検（法定点検）や日常的に行う点検（日常点検）、機器等の性能維持のために行う点検（定期点検）を行ってきましたが、今後も、これらの点検と診断を継続的に実施します。

しかし、点検などで得られた情報から、劣化の程度やその影響を診断するためには、建築や設備などの専門的な知見が必要です。

そのため、点検結果の活用や点検と診断への技術職員のかかわり方を工夫したり、劣化の判断につながるような日常点検を簡単に行えるマニュアルを作成したりすることで、専門的な視点を補いながら、効率的で効果的な点検と診断を実施します。

(3) 保全の実施時期

建築物は、完成後から時間の経過とともに劣化が進みます。

また、建築物は多くの部位や設備で構成され、耐用年数や劣化の状態は部位や設備でそれぞれ異なります。

加えて、これらの劣化への対応は、専門性が高く、建築物がなくなるまで長期にわたります。

一方、本市では、部位や設備の耐用年数を超えて使用している状況が多く見られます。

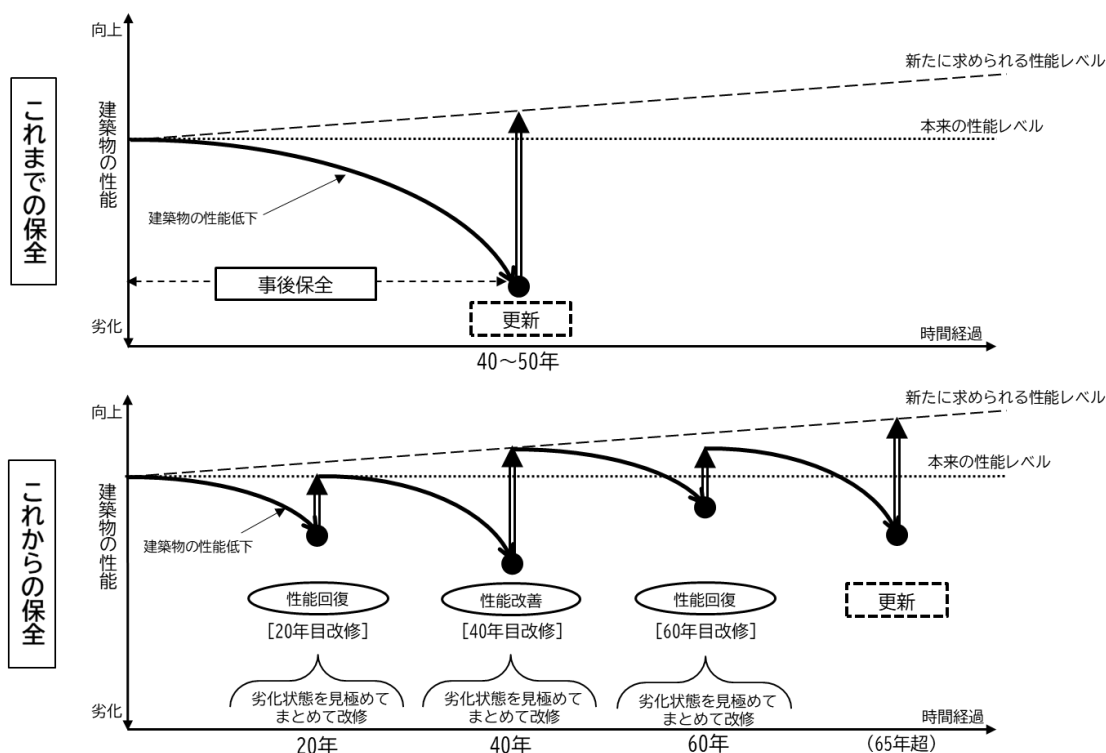
そのため、劣化の進行が施設サービスに影響を与えたり、不具合が生じてから行ってきた事後保全では費用が高額になったりすると考えられる部位や設備に対する配慮は必要ですが、劣化の状態を見極めながら改修の時期をまとめ、

計画的に行うこととします。

このことにより、次の効果が期待できます。

- ・ 集中して工事を行うことによる施設の休止期間の短縮
- ・ 部位や設備を出来るだけ長期間使用することや関連部分の工事をまとめて行うことによる改修費用の低減
- ・ 改修周期を明確にすることによる計画的な改修費用の確保

【図表 9 保全の進め方と実施時期】



(4) 予防保全と事後保全

耐用年数や劣化の状態がそれぞれ異なる部位や設備を出来る限りまとめて改修を行うためには、計画的にまとめて改修を実施する時期まで施設を安全に使用するための工夫が必要です。

そのため、これまで一般的に行われていた、不具合が生じてから行ってきた事後保全を予防保全に移行していくこととします。

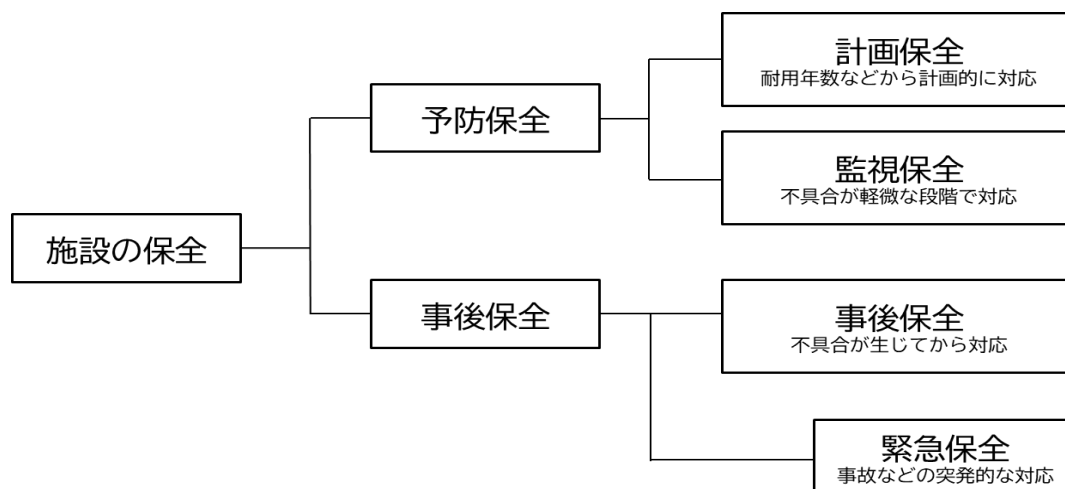
予防保全とは、点検と診断の結果や建築経過年数などから劣化の進行状況を把握し、不具合の状態が軽微な段階で対応を行い、施設の性能を維持することです。

予防保全の効果が期待される程度の部位や設備の性能保持、点検と診断の体制の充実、予防保全に係る財源の確保など、予防保全を進めるために必要な環境作りを行いながら、段階的に予防保全への移行を進めることとします。

環境が整うまでは、予防保全と事後保全をバランスよく行うことで施設サー

ビスに支障がない状態を保ちます。

【図表 10 保全の種類】



※事故や災害などによる突発的な改修（緊急保全）に対しては、随時、対応する。

(5) グループ分け

劣化に対応するための改修を行う時期は建築経過年数が大きく影響します。

また、1981 年度の建築基準法の改正による建築物の耐震性能の違いも考慮しなければなりません。

2020 年度（本計画の開始年度）を基準とした建築経過年数と 1981 年度（建築基準法の改正年度）を基準とした耐震基準を組み合わせ、4 つのグループに分けて保全に取り組めます。（図表 11）

【図表 11 グループ分けと保全方針】

分類	建築年度 (建築経過年数)	耐震基準	保全方針
グループ1	2001 年度以降 (0～19 年)	新耐震基準	65 年超の使用を目標に予防保全を実施する。
グループ2	1982 年度から 2000 年度 (20～38 年)	新耐震基準	65 年超の使用を目標に予防保全を実施する。 ※部位や設備ごとに改修履歴を加味した対応を行う。
グループ3	1975 年度から 1981 年度 (39～45 年)	旧耐震基準	65 年の使用を目標に保全方法を検討する。 ※建築後 45 年目までは予防保全を目安とし、46 年目以降は事後保全で対応する。
グループ4	1974 年度以前 (46 年～)	旧耐震基準	65 年の使用を目標に事後保全を実施する。

① グループ1とグループ2

グループ1とグループ2に分けた建築物は新耐震基準建築物であり、建築経過年数は、それぞれ20年未満と40年未満（2020年度時点）です。

点検と診断を行いながら、部位や設備の劣化の状態を把握し、不具合が軽微な段階で対応を行う監視保全を実施します。

また、部位や設備の耐用年数を考慮しつつ、一定の周期を目安として行う計画保全を実施します。（図表12）

これらの予防保全をバランスよく進めることで、躯体²の安全性を確保しながら、65年を超えて、より長く施設を使用します。

【図表 12 一定周期による改修の位置づけと内容】

性能回復 (20年目改修)	建築物の良好な状態を保つために、対象となる部位や設備について、性能回復を目指す。
(具体的な改修の内容) ・屋上や屋根の防水改修 ・外壁の改修 ・自動火災報知機の改修 ・空調設備の熱源機の改修 ・エアコンの改修 ・中央監視設備の改修	
性能改善 (40年目改修)	経年により発生する損耗や性能低下に対する復旧措置を主目的に、時代のニーズも考慮しながら、対象となる部位や設備について、性能改善を目指す。
(具体的な改修の内容) ○20年目改修の内容に加えて ・受変電設備の改修 ・動力盤の改修 ・受水槽類の改修 ・エレベーターの改修 ・建具や内装の改修 ・照明設備の改修 ・給排水等の配管類の改修	
性能回復 (60年目改修)	目標使用年数までの残年数を踏まえた改修内容の選択に配慮しながら、建築物の良好な状態を保つために、対象となる部位や設備について、性能回復を目指す。
(具体的な改修の内容) ○20年目改修と同じ	

² 建築物の構造を支える骨組みのこと。主に、基礎、柱、梁、床、壁などを指す。

改修内容		20 年目改修	40 年目改修	60 年目改修
建 築	屋上や屋根の防水改修	○	○	○
	外壁の改修	○	○	○
	建具や内装の改修		○	
電 気	受変電設備の改修		○	
	自動火災報知機の改修	○	○	○
	エレベーターの改修		○	
	照明設備の改修		○	
機 械	空気調和設備の熱源機の改修	○	○	○
	エアコンの改修	○	○	○
	中央監視設備の改修	○	○	○
	動力盤の改修		○	
	受水槽類の改修		○	
	給排水等の配管類の改修		○	

※部位・設備別の耐用年数については【参考資料】を参照

② グループ3とグループ4

グループ3とグループ4に分けた建築物は旧耐震基準建築物であり、建築経過年数は、40年以上（2020年度時点）経過しているものが多くを占めます。

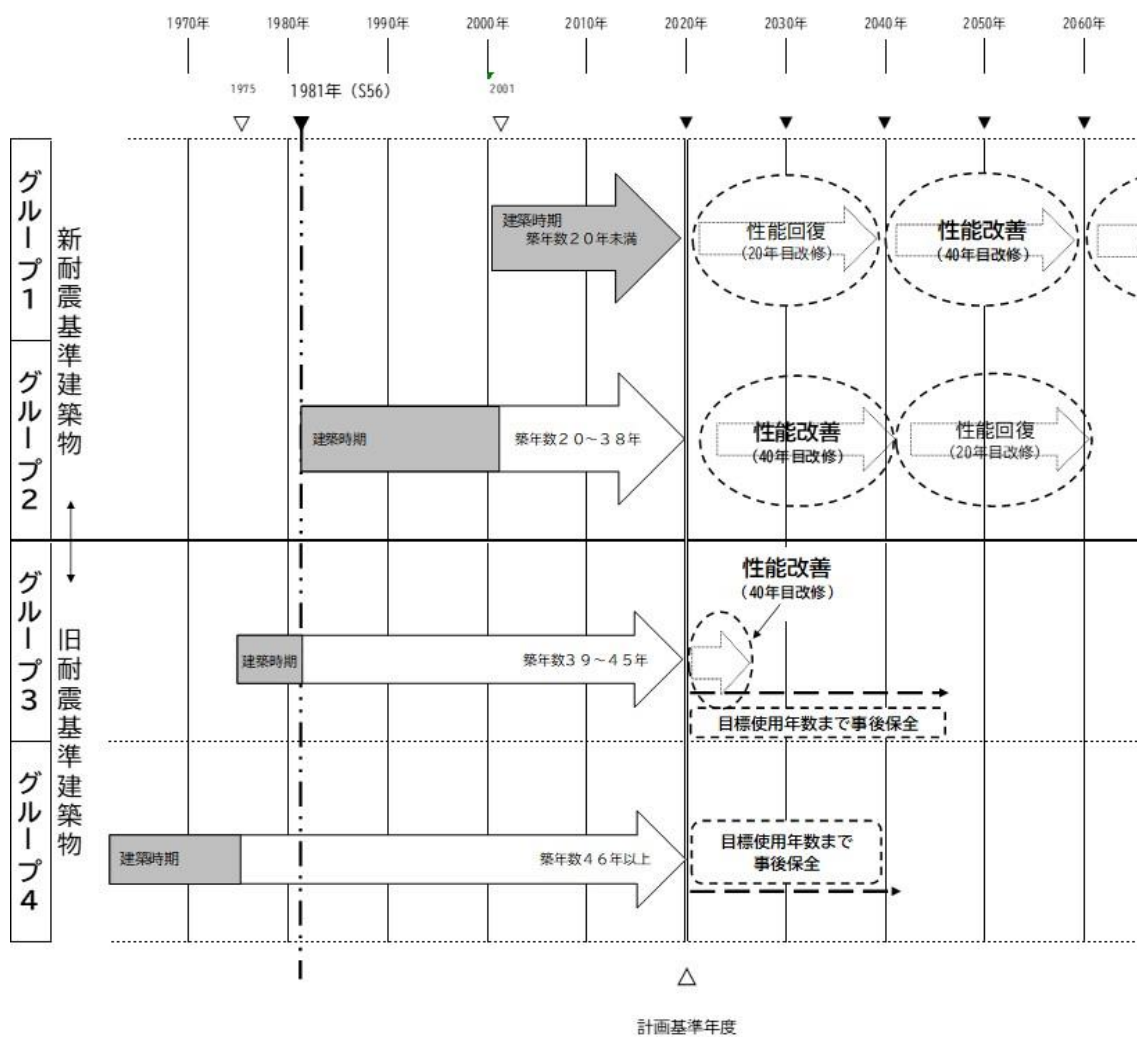
目標使用年数までの残りの年数を考慮し、施設の現状を把握しながら、事後保全を中心に改修を行います。

なお、目標使用年数までの年数が20年程度残っている施設については、改修履歴や劣化の状態などを踏まえながら、グループ1や2と同様の計画保全を行うことの必要性を判断します。

本計画の計画期間における改修対象施設と取組については、本章に基づき検討した結果を、次章において、2025 年度までに取組を進める施設として示しています。

対象施設については、これまでの改修履歴や点検と診断の結果などを踏まえ、実情に合った具体的な改修内容を整理します。(図表 13)

【図表 13 グループ分けによる改修の取組時期】



4 保全の体制

- 施設所管課を中心に、関係部署が互いに連携し、一元的に管理された施設情報を活用することで、効率的で効果的な保全に取り組みます。

(1) 推進体制

施設所管課を中心に、総合管理計画で示した推進体制に沿って、関係部署が互いに連携して保全に取り組みます。

なお、保全の取組の進捗や取組で得られた知見などを踏まえて、他市等の事例も参考にしながら、適時、推進体制を見直します。

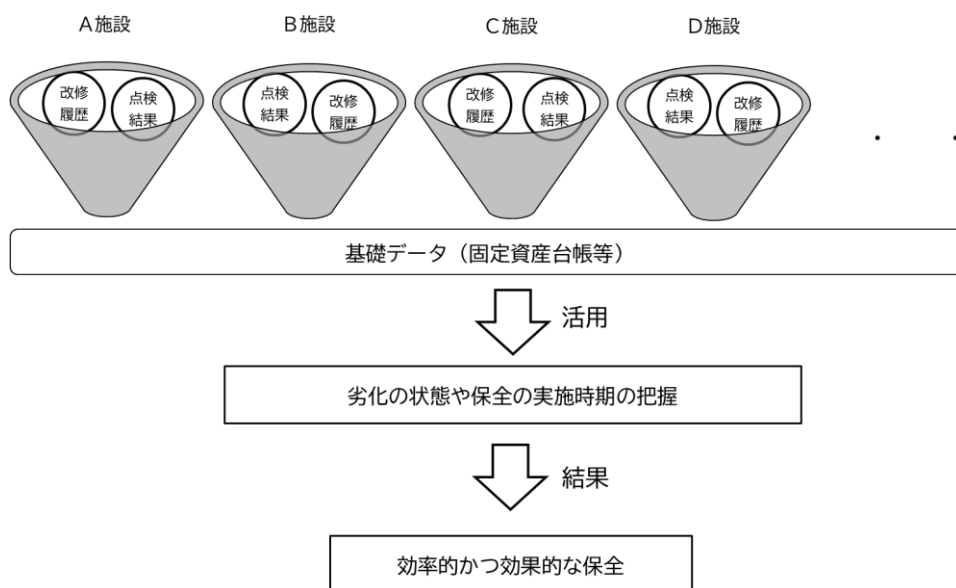
(2) 施設情報の一元化

施設の保全は、完成してから取り壊すまで長期間にわたり、多くの者がかかわります。施設の劣化状況や改修の実施時期を誰もが容易に把握出来るようにするためには、施設情報が一元的に管理されていることが必要です。

固定資産台帳などのデータを活用し、施設所管課が個々に把握している点検と診断の結果や改修履歴などを連携させることで、一元的に施設情報が確認出来るようなデータ管理を目指します。

施設データを一元的に管理し、活用することで、施設の現状をわかりやすく市民に伝えるとともに、保全の必要性や優先度を判断し、効率的かつ効果的な保全の取組を進めます。

【図表 14 情報の一元化のイメージ】

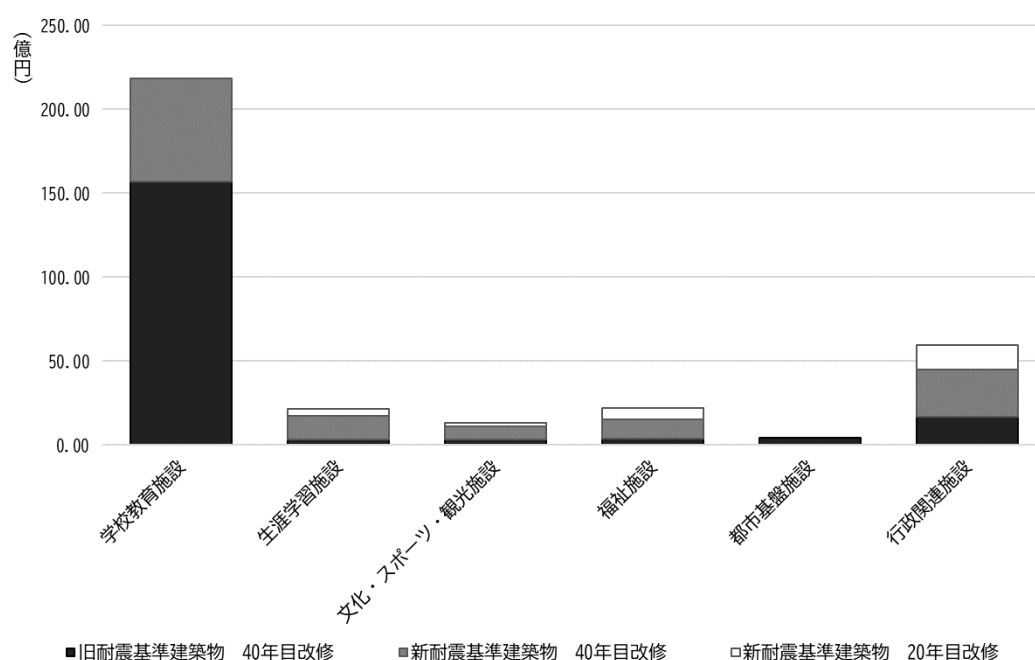


5 今後の保全に係る費用

施設の適切な保全を継続するためには、今後、相応の改修費用が必要になることが見込まれます。

そこで、次章で示す施設ごとの検討結果（2025 年度までに取組を進める施設）に対して、「3 保全の進め方」を踏まえ、必要な改修について一律に実施した場合の本計画の計画期間（2025 年度までの6 年間）の費用を試算したところ、約 339 億 6 千万円となり、年平均額は約 56 億 6 千万円と推計されました。（図表 15）

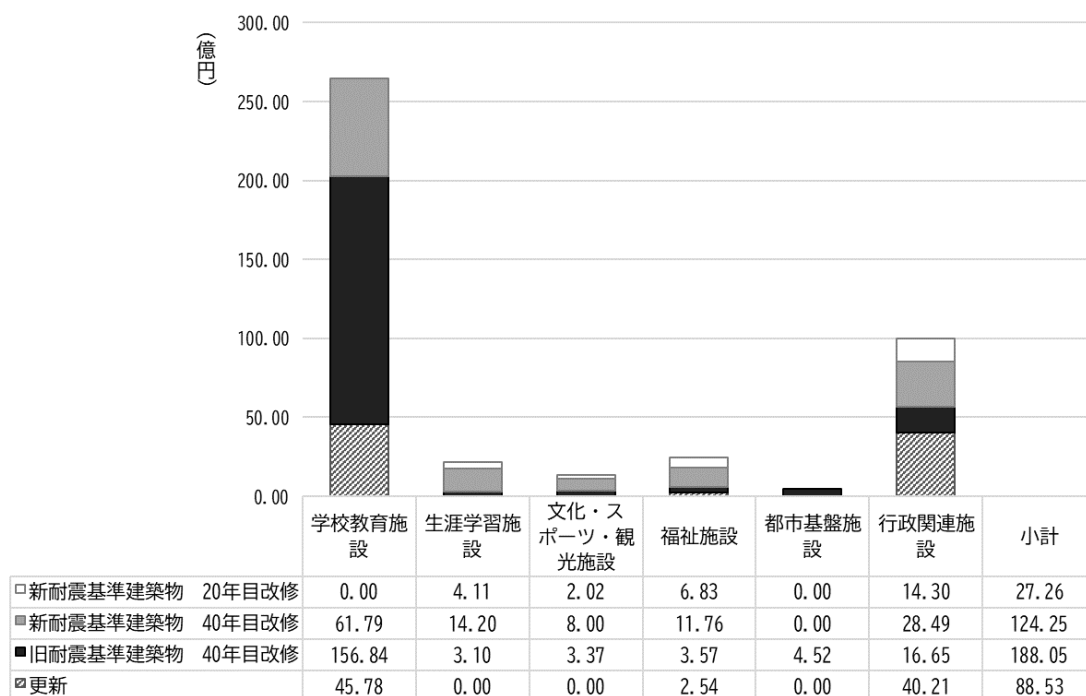
【図表 15 2025 年度までの改修費用】



施設類型別の費用としては、延床面積の多くを占める「学校教育施設」で建築後 40 年目改修のための費用が必要になることが分かります。

また、改修費用に本計画で更新を検討することとした施設の更新費用の試算を加えた場合は、約 428 億 1 千万円となり、年平均額は約 71 億 3 千万円です。（図表 16）

【図表 16 2025 年度までの改修及び更新費用】



このほかにインフラ施設の保全と更新の費用も必要となるため、本市の財政規模を十分勘案した上で、計画的に保全の取組を行う必要があります。

社会情勢の変化などにより、施設の保全に充てることが出来る費用の増加を見込むことが厳しい状況を踏まえると、本計画に即した保全の取組を実施しながら、取組を進めることで得られる知見などの反映を行い、より効率的かつ効果的な保全を行うことが重要です。

(試算について)

- ・ 試算の条件と単価の設定は、参考資料のとおり。
- ・ 更新のうち、集約や移転が明らかな施設は対象としていない。
- ・ 市営住宅は、「川越市市営住宅長寿命化計画」の改定に合わせて効率的な整備手法などを改めて整理するとしたことから、対象としていない。
- ・ 既に保全に係る検討が進んでいて、改修費用の試算などを行っている場合にはその数字を計上した。

【参考資料】

「2 目標使用年数」について

(1) 耐用年数について

建築物の耐用年数は、一般的に「物理的耐用年数」、「法定耐用年数」、「機能的耐用年数」の3つに整理出来る。

【図表 17 建築物の耐用年数】

項目	説明
物理的耐用年数	劣化による躯体の性能低下により、構成する部材強度の確保が困難な状態になるまでの年数
法定耐用年数	財務省令による税務上の減価償却費を算出するために定められた年数
機能的耐用年数	技術革新や需要の変化などにより、当初の予定と異なる機能を社会から要請され、建築物の機能に不足を生じるまでの年数

それぞれの年数は、「物理的耐用年数」>「法定耐用年数」>「機能的耐用年数」と考えられ、これまでの使用年数は、機能的耐用年数に近いものと考えられる。

本市は、施設を出来る限り長く使用するというマネジメントの視点から、耐用年数の中で期間が最長となる物理的耐用年数の考え方を踏まえ、かつ、建築物を構成する最も重要な部位である躯体の供用期間を基準として、目標使用年数を検討した。

(2) 躯体の構造と供用期間

本市の施設の延床面積の 80%を超える鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。）の建築物に対して、以下のコンクリート強度と竣工年度との関係を踏まえ、目標使用年数を検討した。

『建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 2018（日本建築学会）』³では、鉄筋コンクリートの建築物における計画供用期間に対してコンクリートの耐久設計基準強度を定めており、コンクリート強度が 18N/mm²で

³ 建築の質的向上と合理化を図る目的のために施工における一定標準を定めたもので、JASS5 は鉄筋コンクリート造の施工に関して示したものの。構造種別による建築物に適用する標準仕様書として国内で広く採用されている。

設計された建築物の供用限界期間は 65 年としている。(図表 18)

【図表 18 建築工事標準仕様書による供用限界期間】

計画供用 期間の級	計画供用期間 (年)	コンクリート耐 久設計標準強度 (N/mm ²)	大規模補修不要 予定期間 (年)	供用限界期間 (年)
短期	30	18	30	65
標準	65	24	65	100

また、コンクリート強度については、『2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説（財団法人日本建築防災協会）』において、竣工年度から推定することが出来るとしている。(図表 19)

【図表 19 建物竣工年度とコンクリート強度との関係】

竣工年度	コンクリート強度の推定値 (N/mm ²)
1953 年以前	13.5
1954～1958 年	15.0
1959～1969 年	18.0
1970 年以後	21.0

※1953 年以前に竣工した建物で一定の条件に当てはまる場合については、コンクリートコアの圧縮試験などを推奨する記述あり。

(3) 耐震性能について

1981 年度に建築基準法施行令に係る改正があり、改正の前後で耐震性能に差が生じていること、また、コンクリートの設計基準強度が向上傾向であることなどを踏まえて、改正前の基準で建築された旧耐震基準建築物と改正後の基準で建築された新耐震基準建築物を分けて目標使用年数を考えた。

(4) その他の構造について

鉄骨造（重量）や木造の建築物については、『建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）』によると、学校・庁舎に係る建築物全体の望ましい目標耐用年数の設定を鉄筋コンクリート造と重量鉄骨造や木造を同程度に整理していることなどから、現段階においては、適切な保全の実施を前提に、鉄骨造（重量）と木造の建築物の目標使用年数も鉄筋コンクリート造と同様に考えた。(図表 20)

【図表 20 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級と区分の例】

用途		構造種別		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造		ブロック造 れんが造	木造
		高品質の 場合	普通の品質 の場合	重量鉄骨造		軽量鉄骨造			
				高品質の 場合	普通の品質 の場合				
学校 官庁	級	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。60 以上	
	代表値	100 年	60 年	100 年	60 年	40 年	60 年	60 年	
	範囲	80～120 年	50～80 年	80～120 年	50～80 年	30～50 年	50～80 年	50～80 年	

※目標耐用年数は、建築物全体またはその部位、部材、部品、機器が、劣化による性能・機能の低下、経済的不利益もしくは陳腐化のために、建築物の竣工時点から「大規模な改造、改築または除却等が必要になる」状態になると予測されるまでの年数あるいはその年数が含まれる範囲に対応する耐用年数の級として定めるもの

「3 保全の進め方」について

一般財団法人建築保全センターが編集・発行した『平成31年版建築物のライフサイクルコスト 第2版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）』では、建築物の部位・設備別の耐用年数について、下表のとおりとしている。

【図表 21 部位・設備別耐用年数（建築）】

部位・設備				耐用年数
建 築	屋根	屋上防水	保護アスファルト防水	※
			アスファルト露出防水	40
			シート防水	25
			塗膜防水	25
		金属瓦葺類	金属板葺き	40
			笠木	40
			縦樋	50
	外壁	壁	外壁仕上塗材	40
			タイル	50
		塗装	コンクリート面	20
			鉄鋼面	10
		シーリング	シーリング	20
	建具類	外部建具	アルミ製	40
			鋼製	30
			ステンレス製	50
			ガラス製	※
	内装	床	ビニル床シート張り	60
			カーペット敷き	30
			フローリング張り	50
			畳敷き	50
		内部建具	鋼製	40
			木製	※
			ステンレス	50
	外構	雑	ステンレス	50
			アルミ	50

※印：建物の使用年数の間に更新はないものと想定している部材

【図表 22 部位・設備別耐用年数（電気）】

部位・設備				耐用年数
電 気	受変電	高圧受配電盤・ 高圧変圧器・ 高圧機器	特高受電盤(屋外)	25
			特高受電盤(屋内)	30
			高圧受配電盤(屋外)	25
			高圧受配電盤(屋内)	30
			変圧器	30
			コンデンサ、リアクトル	30
	発電設備 等	電力貯蔵・ 発電	ディーゼル／ガスタービン発電装置	30
			太陽光発電装置	25
			直流電源装置	20
			蓄電池盤	20
	電力	盤類	分電盤、制御盤	30
		照明器具類	照明器具	25
			誘導灯	25
			非常灯	25
		電線保護物類	電線管（屋内）	65
			電線管（屋外）	30
		電線類	電線・ケーブル	40
	その他	通信・情報	テレビ共同受信装置	20
			拡声装置	25
			構内電子交換機	20
			情報表示装置(出退表示)／(時刻表示)	20
			カメラ・モニタ装置	10
			自動火災報知装置	25
			非常警報	25
			ガス漏れ火災警報装置	25
		避雷・屋外	避雷針、避雷導線	40
			外灯	20

【図表 23 部位・設備別耐用年数（機械）】

部位・設備				耐用年数
機 械	空調・換気	熱源機器	鋳鉄製ボイラー、煙導	30
			鋼製立型ボイラー、貫流ボイラー	15
			炉筒煙管ボイラー	20
			冷却塔	20
			吸収式冷温水発生機	20
			吸収遠心冷凍機	20
			ヒートポンプユニット	15
			熱交換器	20
			蒸気ヘッダー	20
			冷温水ヘッダー	30
			オイルタンク	30
			冷温水ポンプ、冷却水ポンプ	20
		空調調和機	空調機	30
			空調機（カセット形・ユニット形）	20
			ファンコイルユニット	30
			防火ダンパー、防煙ダンパー	30
		換気機器類	排煙機、送風機	30
			全熱交換機（静止型）	24
		ダクト類	空調用／換気用／排煙用ダクト	40
		配管類	配管用炭素鋼々管	30
			ステンレス管、塩ビライニング管	30
		中央監視	自動制御盤	15
			中央監視盤	15
	給排水 衛生	ポンプ類	給水用ポンプユニット、揚水用ポンプ	20
			雑排水用水中ポンプ	20
		タンク類	受水槽（FRP製）	30
			受水槽（鋼板製）	20
			受水槽（ステンレス製）	25
		配管類	銅管、ステンレス管、 塩ビライニング鋼管	30
			塩化ビニル管	25
			衛生器具	40
		浄化槽	浄化槽（現場施工形／ユニット形）	※
		消火設備	消火用ポンプ	30

			屋内消火栓、屋外消火栓	40
			その他特殊消火設備	30
	昇降機 その他	エレベーター	エレベーター（ロープ） 油圧エレベーター	30
		その他昇降機	小荷物昇降機	30

※印：建物の使用年数の間に更新はないものと想定している部材

「5 今後の保全に係る費用」について

(1) 設定条件

対象施設は、第3章の施設ごとの検討結果として2025年度までに取組を進める施設に該当したものとし、施設の基礎データは公有財産台帳データ（2018年度末時点）とした。

なお、対象施設ごとに、現在と同じ延床面積で改修及び更新すると仮定し、延床面積に設定単価を乗じることにより、改修費用及び更新費用を試算した。

(2) 単価設定

施設の建築物はそれぞれ規模や構造が異なるが、出来る限り実態に即したものとするために、一般財団法人建築保全センターが編集・発行した『平成31年版建築物のライフサイクルコスト 第2版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）』を参考として、改修と更新の単価については、用途と規模別に6段階の単価を設定した。（図表24）

【図表 24 用途・規模別の改修及び更新単価】

（円）

分類	旧耐震基準 建築物	新耐震基準建築物			更新単価
	40 年目改修	20 年目改修	40 年目改修	60 年目改修	
小規模事務庁舎 (2,000 ㎡以下)	226,000	62,400	253,600	62,400	433,700
中規模事務庁舎 (2,000 ㎡超 10,000 ㎡以下)	171,100	71,000	193,500	71,000	402,900
大規模事務庁舎 (10,000 ㎡超)	159,000	76,500	177,300	76,500	372,600
学校教育施設(校舎)	150,000	43,100	170,400	43,100	311,400
学校教育施設(体育館)	76,200	33,500	85,400	33,500	353,200
市営住宅	137,900	22,200	152,100	22,200	300,300

※更新単価には、建替えに伴う設計、取り壊し、処分等のコストを含む。

※改修及び更新単価は消費税を含まない。

余白ページ

第3章 整備更新

※点検による各施設の状態については、巻末の資料「公共施設の状態について」にて整理しています。

余白ページ

A 学校教育施設

【目次】

- A－1 市立小学校
- A－2 市立中学校
- A－3 市立川越高等学校
- A－4 市立特別支援学校

余白ページ

A-1 市立小学校

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 活力ある学校づくりを進めるため、義務教育学校に係る国の施策や地域への影響などにも留意しながら、地域ごとの児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直しなどについて検討します。
- 本市における公共施設の最適配置に向け、学校施設と他の公共施設との複合化について、今後の在り方を検討します。
- 全ての学校で耐震化は完了しているため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全性や利便性を十分に確保したうえで、学校図書館、体育施設の共用化を検討します。
- プールについては、近隣の民間施設の活用を検討します。

1 施設の概要など

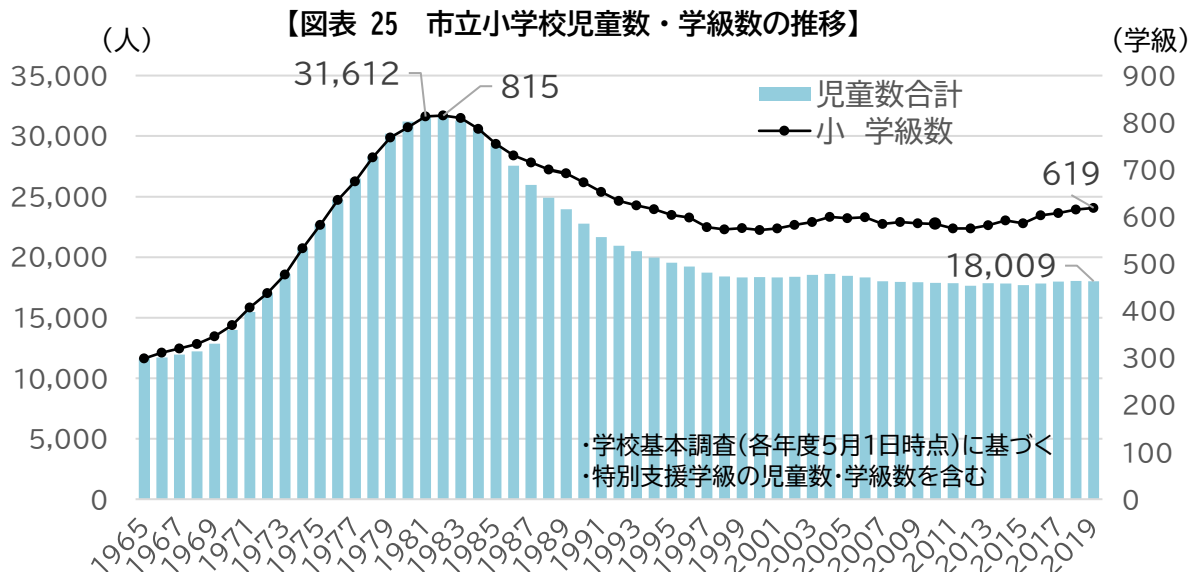
(1) 施設概要

① 設置の目的

市立小学校は、学校教育法及び川越市立学校設置条例で位置付けられた施設です。現在、32校設置されています。

② 利用状況

2019年5月1日現在 児童数は18,009名、学級数は619学級です。(特別支援学級の児童数、学級数を含む。令和元年度川越市の教育)



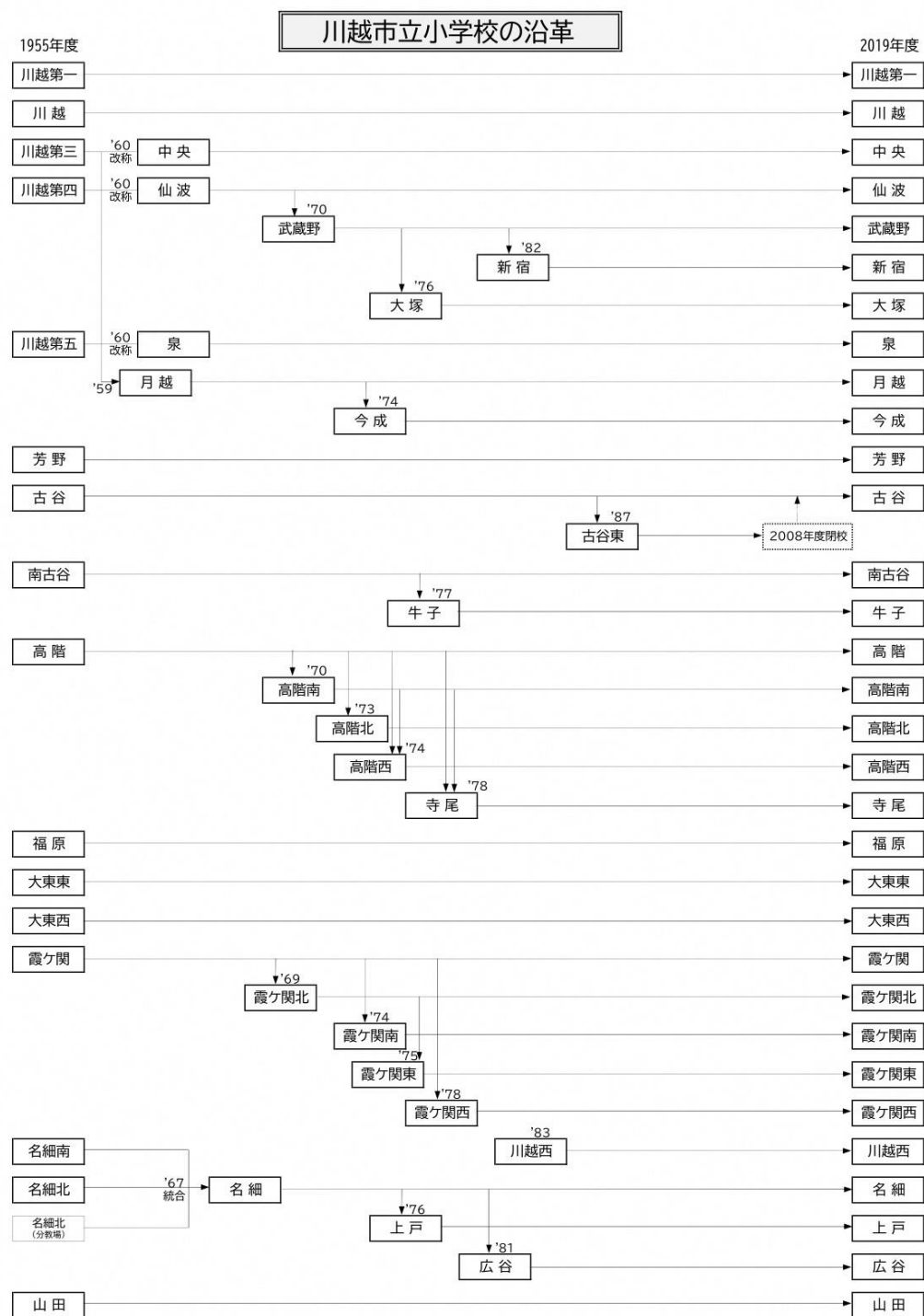
③ 整備状況

1955 年度には 16 校でしたが、1987 年度には 33 校となりました。2008 年度に 1 校が閉校し、現在は、32 校となっています。

1996 年度から 2012 年度にかけて、旧耐震基準建築物の小学校施設の耐震補強工事を実施しています。

また、普通教室への空調設備の設置のほか、トイレ改修工事を継続的に行うなど、児童の教育環境の改善のための施設整備を行っています。

【図表 26 市立小学校の沿革】



(2) 対象施設一覧

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 27 対象施設一覧（市立小学校）】

No.	学校名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越第一小学校	本庁	1963	6,171	15,527	内 135 ㎡借地
2	川越小学校	本庁	1975	9,273	13,844	
3	中央小学校	本庁	1975	6,013	10,946	重層体育館
4	仙波小学校	本庁	1959	8,165	12,889	
5	武蔵野小学校	大東	1968	7,013	16,413	
6	新宿小学校	本庁	1981	6,736	12,096	重層体育館、内 2,486 ㎡ 借地
7	大塚小学校	大東	1974	6,191	11,809	重層体育館
8	泉小学校	本庁	1966	6,082	11,346	内 881 ㎡借地
9	月越小学校	本庁	2006	7,238	18,091	
10	今成小学校	本庁	1973	5,239	12,955	重層体育館
11	芳野小学校	芳野	1971	4,672	18,733	
12	古谷小学校	古谷	1959	5,826	19,043	内 809 ㎡借地
13	南古谷小学校	南古谷	1974	8,001	13,424	
14	牛子小学校	南古谷	1976	6,464	13,737	重層体育館
15	高階小学校	高階	1965	7,583	16,909	重層体育館
16	高階南小学校	高階	1969	6,295	14,962	
17	高階北小学校	高階	1972	6,571	12,567	高階北老人憩いの家と の複合、重層体育館
18	高階西小学校	高階	1973	6,231	15,479	重層体育館
19	寺尾小学校	高階	1977	7,075	11,721	重層体育館
20	福原小学校	福原	1971	8,166	16,948	
21	大東東小学校	大東	1967	5,563	11,697	重層体育館
22	大東西小学校	大東	1964	5,841	14,519	
23	霞ヶ関小学校	霞ヶ関	1970	8,748	18,692	霞ヶ関市民センターと の複合、重層体育館
24	霞ヶ関南小学校	霞ヶ関	1974	5,794	15,327	重層体育館
25	霞ヶ関北小学校	霞ヶ関北	2001	12,908	24,061	伊勢原公民館・西図書館 との複合、重層体育館
26	霞ヶ関東小学校	霞ヶ関北	1974	5,684	13,714	霞ヶ関東老人デイサー

						ビスセンターとの複合、 重層体育館
27	霞ヶ関西小学校	霞ヶ関	1977	6,421	13,265	内 968 m ² 借地
28	川越西小学校	川鶴	1982	7,688	22,360	
29	名細小学校	名細	1967	7,219	19,444	
30	上戸小学校	名細	1975	6,159	14,295	重層体育館
31	広谷小学校	名細	1981	6,977	13,958	
32	山田小学校	山田	1972	6,539	19,785	

※令和元年度川越市の教育による

※建築年度は、校舎の最も古い棟の建築年度を記載

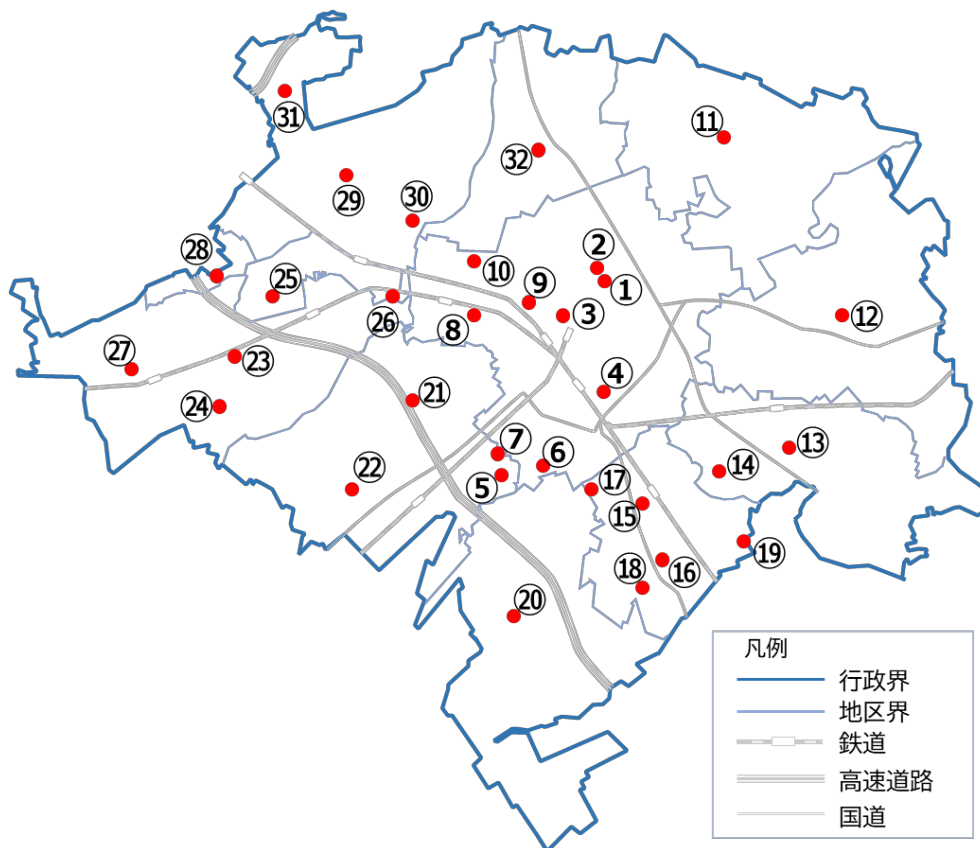
※延床面積は、校舎内にある他の複合施設を含めた面積を記載

※重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館

※全ての小学校の敷地内に、学童保育室を設置

※霞ヶ関南小学校の建物内に、図書館分室を設置

【図表 28 配置図（市立小学校）】



※1-(3)施設の課題から、3 検討結果は、A-2 市立中学校の施設概要の後に記載しています。

A-2 市立中学校

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 活力ある学校づくりを進めるため、義務教育学校に係る国の施策や地域への影響などにも留意しながら、地域ごとの児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直しなどについて検討します。
- 本市における公共施設の最適配置に向け、学校施設と他の公共施設との複合化について、今後の在り方を検討します。
- 全ての学校で耐震化は完了しているため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全性や利便性を十分に確保したうえで、学校図書館、体育施設の共用化を検討します。
- プールについては、近隣の民間施設の活用を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

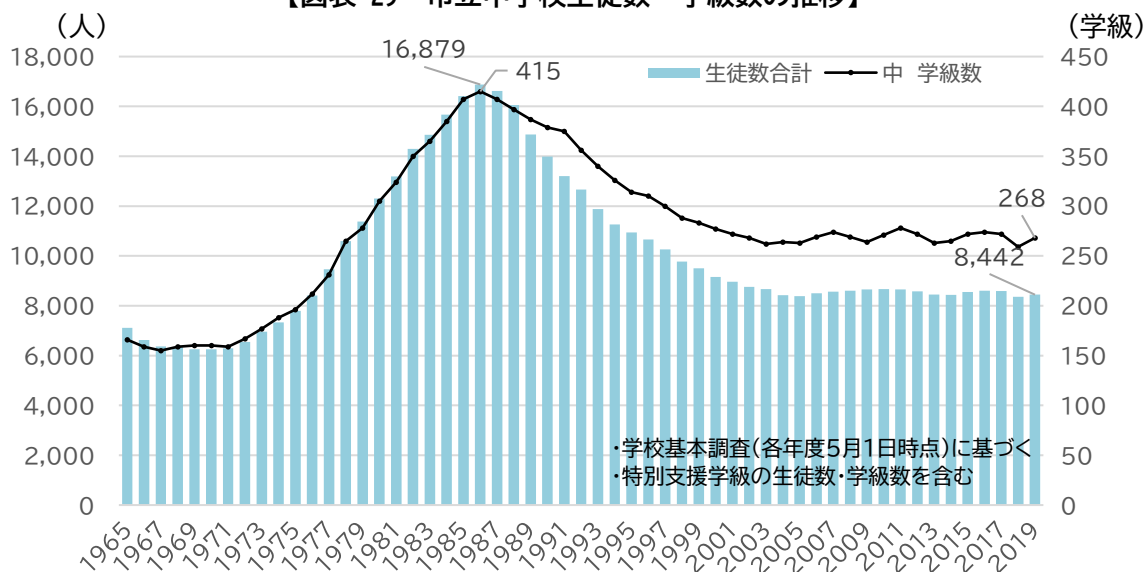
① 設置の目的

市立中学校は、学校教育法及び川越市立学校設置条例で位置付けられた施設です。現在、22校設置されています。

② 利用状況

2019年5月1日現在 生徒数は8,442名、学級数は268学級です。
(特別支援学級の生徒数、学級数を含む。令和元年度川越市の教育)

【図表 29 市立中学校生徒数・学級数の推移】



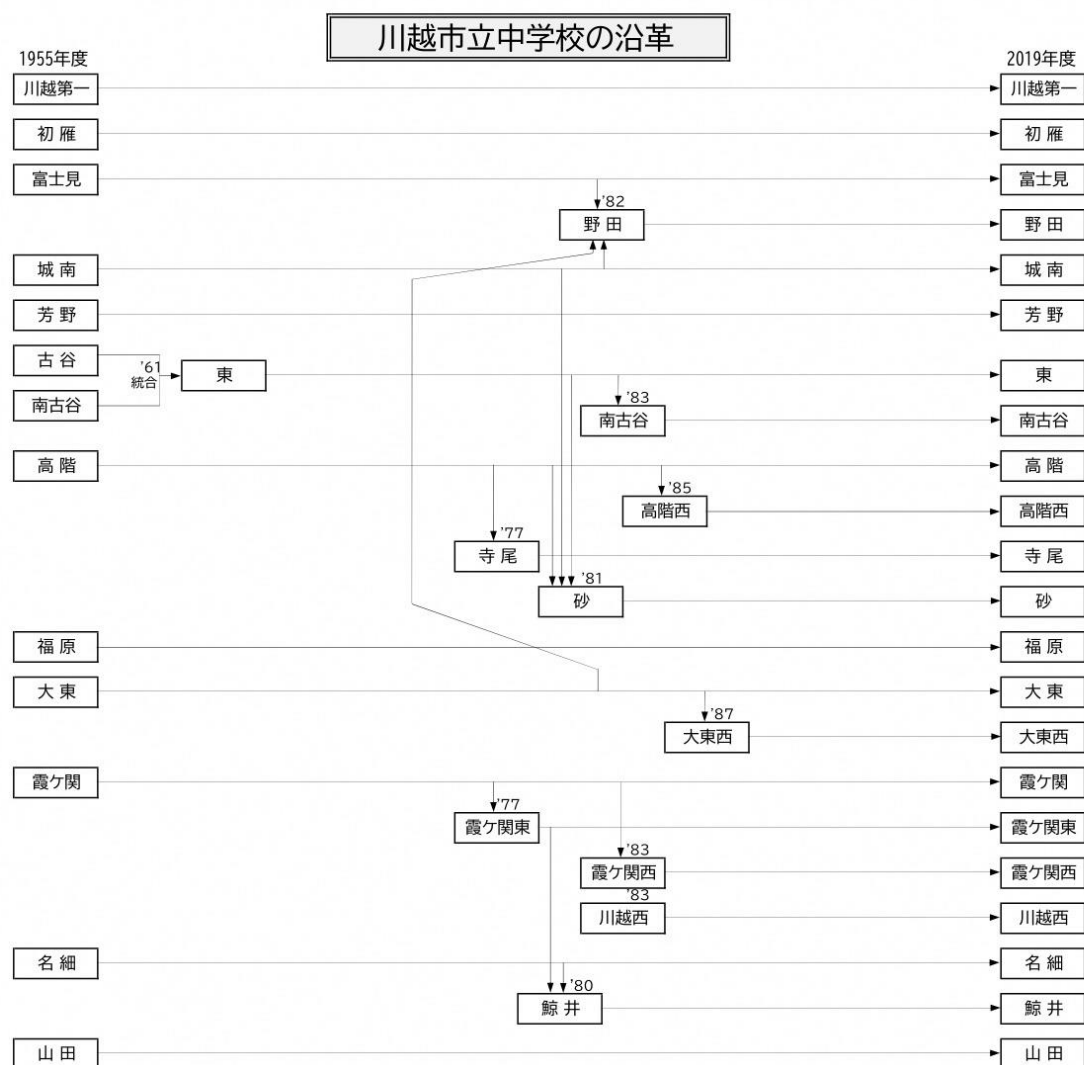
③ 整備状況

1955 年度には 13 校でしたが、1987 年度には 22 校となり、現在に至ります。

1996 年度から 2012 年度にかけて、旧耐震基準建築物の中学校施設の耐震補強工事を実施しています。

また、普通教室への空調設備の設置のほか、トイレ改修工事を継続的に行うなど、生徒の教育環境の改善のための施設整備を行っています。

【図表 30 市立中学校の沿革】



(2) 対象施設一覧

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 31 対象施設一覧（市立中学校）】

No.	学校名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越第一中学校	本庁	1977	6,633	20,381	内 1,289 ㎡借地
2	初雁中学校	本庁	1977	8,231	25,890	
3	富士見中学校	本庁	1971	6,453	24,702	内 1,391 ㎡借地
4	野田中学校	本庁	1981	8,136	28,776	
5	城南中学校	本庁	1971	6,834	23,538	内 9,898 ㎡借地
6	芳野中学校	芳野	1977	5,053	13,514	
7	東中学校	古谷	1961	6,882	21,417	
8	南古谷中学校	南古谷	1982	7,755	28,628	
9	高階中学校	高階	1969	6,854	17,185	
10	高階西中学校	高階	1984	7,225	29,278	内 5,040 ㎡借地
11	寺尾中学校	高階	1977	7,181	19,787	重層体育館
12	砂中学校	高階	1980	8,509	31,213	
13	福原中学校	福原	1978	6,870	25,205	内 3,599 ㎡借地
14	大東中学校	大東	1960	7,761	25,416	
15	大東西中学校	大東	1986	7,700	23,690	
16	霞ヶ関中学校	霞ヶ関	1970	5,928	23,015	
17	霞ヶ関東中学校	霞ヶ関北	1976	6,505	20,911	重層体育館
18	霞ヶ関西中学校	霞ヶ関	1982	8,965	27,225	内 4,240 ㎡借地
19	川越西中学校	川鶴	1982	8,128	26,128	
20	名細中学校	名細	1973	7,137	20,203	重層体育館
21	鯨井中学校	名細	1980	5,614	22,365	
22	山田中学校	山田	1975	5,788	22,724	重層体育館

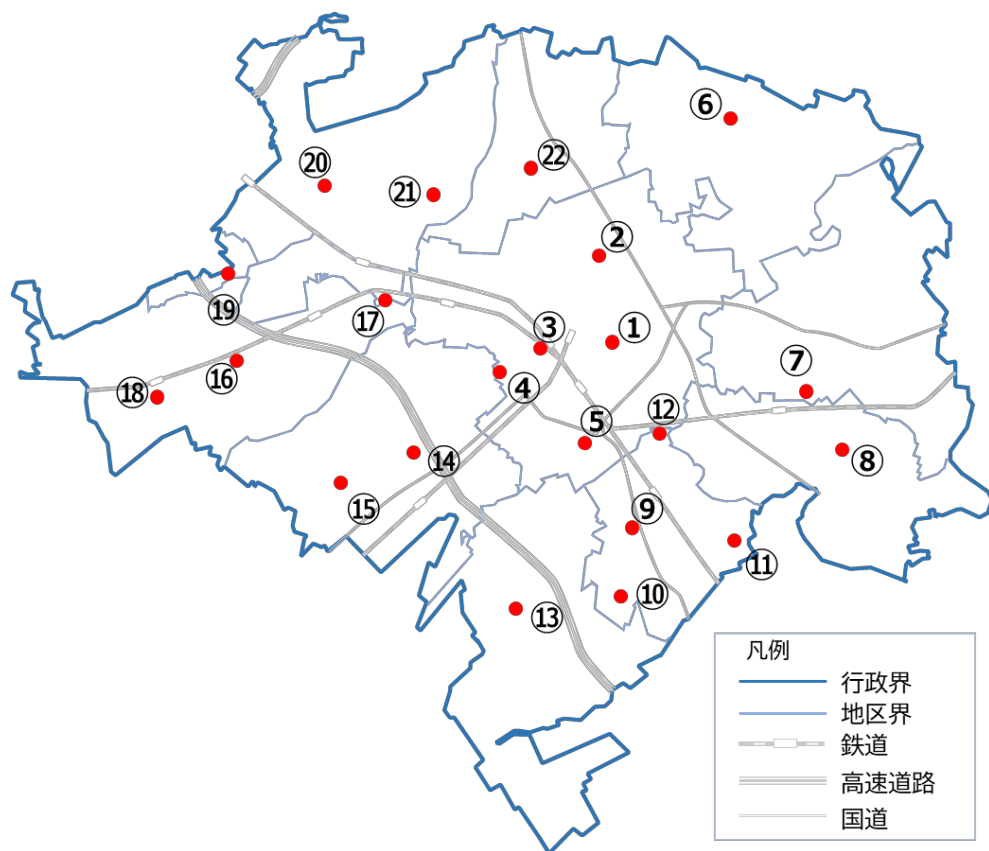
※令和元年度川越市の教育による

※建築年度は、校舎の最も古い棟の建築年度を記載

※延床面積は、校舎内にある他の複合施設を含めた面積を記載

※重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館

【図表 32 配置図（市立中学校）】



※これ以降は、小中学校を合わせて記載しています。

(3) 小中学校施設の課題

① 老朽化した小中学校の計画的な更新の検討が必要

2035年度までに建築後65年が到来する小学校の校舎は11校、体育館は2校、中学校は校舎4校、体育館6校（ともに、重層体育館は校舎に含む。）あります。今後、これらの小中学校施設の更新時期が訪れます。

② 老朽化した小中学校の計画的な大規模改修工事が必要

小中学校を長きにわたり、安全安心に使用するためには、適切な時期に、外壁や屋上防水などの外部改修、教室の床壁天井などの内部改修、施設設備（受変電設備、受水槽設備、昇降機等）の更新、トイレ改修など、多くの部位の改修工事が必要です。

③ 学校教育施設は施設数も多く、施設規模も大きいことから、計画的な対応が必要

本市の学校教育施設は56校あり、校舎や体育館、柔剣道場、プールなど、多くの施設が設置されています。施設数が多いだけでなく、1校当たりの施設規模も大きく、本市が保有し管理する公共施設の延床面積の過半数を占めています。

④ 小中学校の適正規模の維持についての検討が必要

児童生徒数は、将来的には減少傾向となることが見込まれていることから、今後の児童生徒数や学級数の増減を考慮した、適正規模の維持の検討が必要です。

⑤ 社会状況の変化に対応した小中学校施設の検討が必要

これからの小中学校施設には、少人数指導や英語、ICT学習などの新たな教育ニーズへの対応の他に、地域コミュニティの充実や災害時の活用など様々な用途での利用に対応した施設整備の検討が必要です。

2 市立小中学校の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

小中学校施設は、児童生徒の学習の場であり、充実した教育活動を存分に展開できる施設環境であるとともに、安全で安心な施設である必要があります。

また、地域住民の学習・文化・スポーツなどの活動の場となる上、地震等の非常災害時には、地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもあります。

国は、2015年11月に「学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について」を公表しました。ここでは、「学校施設の複合化に取り組むことにより、子供たちに多様な学習機会を創出するとともに、地域コミュニティの強化、ひいては地域の振興・再生に寄与することを期待する」とされています。

総合管理計画における学校教育施設のマネジメント方針においても、「学校の配置や学校規模の見直し」「他の公共施設との複合化」等が記載されているところです。

小中学校施設の検討は、単に施設・設備の老朽化への対応だけではなく、小中学校施設が持つこれらの多面的な役割を踏まえ、小中学校施設を更新する際には、他の公共施設と集約化・複合化を検討します。

【図表 33 学校施設と他の公共施設等との複合化のイメージ】



※文部科学省「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」

① 小中学校施設の検討について

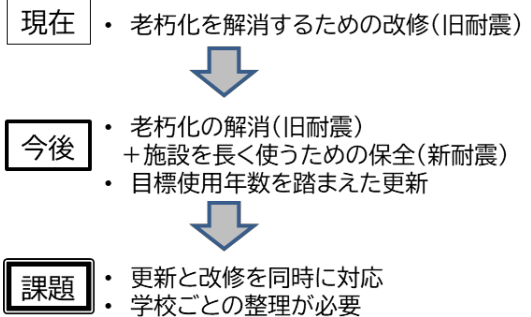
本市の小中学校施設は、これまで以下のような変遷をたどっています。

【図表 34 市立小中学校施設の変遷】

年代	小中学校施設 の変遷	内容
1960 年度 前後から	校舎建替えの時期	・ 木造校舎から鉄筋コンクリート造校舎へ改築
1970 年度 前後から	児童急増対応の時期	・ 児童急増に伴う校舎増築や分離新設校を新設 ● 1981 年まで旧耐震基準建築物
1985 年度から 1995 年度まで	大規模改造工事の時期	・ 1960 年代に建築した校舎の大規模改造工事実施 ・ 川越市では 1985 年度（月越小）から
1996 年度から 2007 年度まで	耐震補強工事と同時並行 の時期	・ 大規模改造工事と耐震補強工事を並行して実施 ・ この時期は、大規模改造工事を中心に実施 ・ 2000-2001 年度：霞ヶ関北小移転改築 ・ 2005-2006 年度：月越小校舎改築
2008 年度から 2012 年度まで	耐震補強工事特化の時期	・ 2007 年度に川越市小中学校耐震化推進計画策定 ・ 2008 年度から計画的に、耐震補強工事に特化し 実施したことで、2012 年度で全小中学校施設の 耐震化が完了 ・ 2008 年度をもって古谷東小が閉校
2013 年度から	大規模改造工事の時期	・ 2012 年度に川越市大規模改造計画を策定 ・ 建築後 30 年経過し大規模改造工事未実施の棟 を中心に 10 年間で実施する計画 ・ 2016-2017 年度：南古谷小児童急増に伴い校舎 増築を実施 ・ 大規模改造工事内容の見直しを実施
今後	「施設更新」と「大規模 改造工事」の同時検討の 到来	・ 校舎・体育館が建築後 65 年を超える ・ 施設更新と大規模改造工事を同時期に行うた め、計画的な対応が求められる

近年では、小中学校施設の耐震補強工事を実施し、その後、老朽化を解消するため大規模改造工事やトイレ改修、暑さ対策のための空調設備設置工事などを行っています。

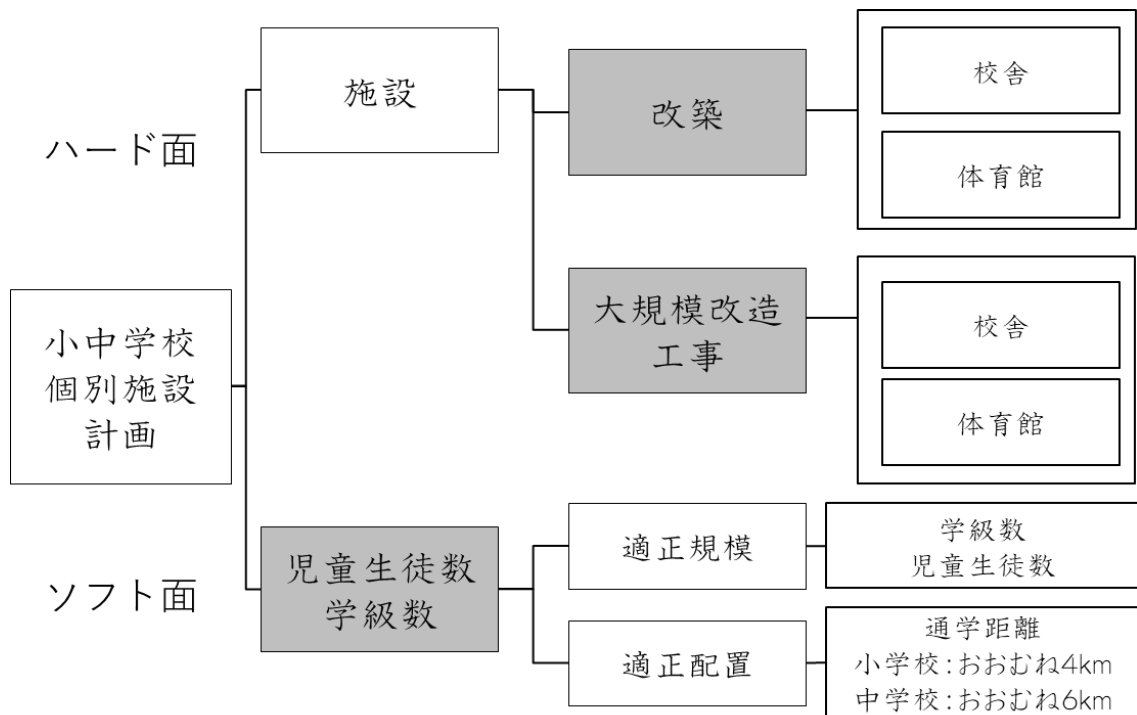
このように、現在は、老朽化を解消するための改修を中心に実施していますが、今後は、老朽化の解消とともに、施設を長く使うために必要な保全、さらに、老朽化した施設の更新についても検討を行う必要があります。



小中学校の個別施設計画を検討するにあたっては、施設（ハード面）と、児童生徒数・学級数（ソフト面）に分けて整理しました。

施設（ハード面）は、本市が所有する他の公共施設と比較すると、施設数も延床面積も多く、また、校舎、体育館、プール施設、柔剣道場、校庭など、設置している種類也多岐にわたることから、対象を「校舎」と「体育館」とし、更新と改修（大規模改造工事）とに分けて整理しました。

【図表 35 市立小中学校施設検討の進め方】



② 小中学校施設の更新について

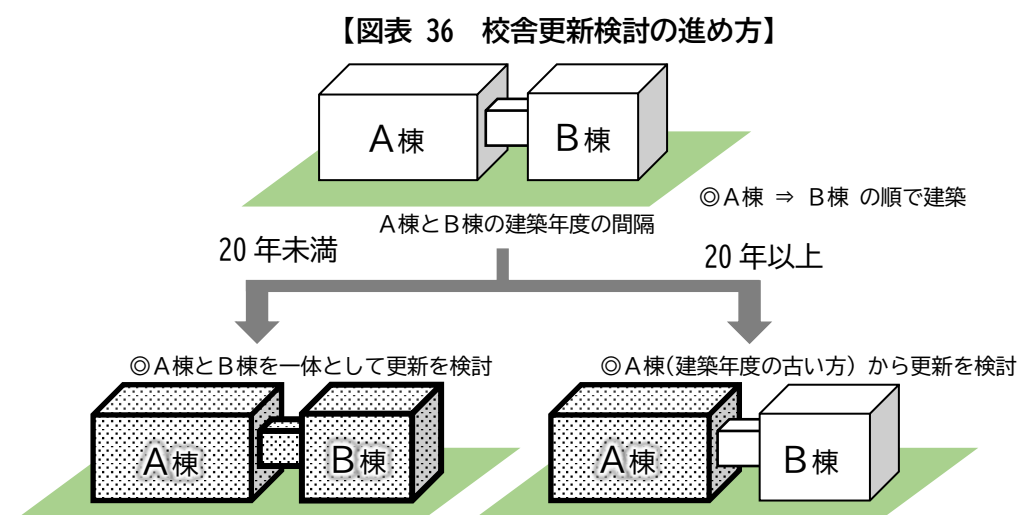
(ア) 校舎の更新について

本市の小中学校施設は、多くの学校で、児童生徒の増加に対応するため、校舎の増築を複数回実施したことから、建物構造上、建築年度が異なる複数の棟で構成されており、その棟数は、小中学校の校舎と体育館を合わせて、230 棟になります。

棟ごとに目標使用年数に到達したタイミングで建替えることも考えられますが、別々に更新の検討をすることで更新検討に制約が生じ、効率的な施設配置による敷地の有効利用や施設の使い勝手の向上といった目的を達成することが難しくなります。

このようなことから、校舎の更新を検討する際は、棟単位ではなく、学校単位で検討することを原則とします。

ただし、例外として、1つの学校で校舎の棟ごとの建築年度が20年以上離れており、構造が分かれている（別棟として建てられている）場合は、下図（図表 36）のとおり、校舎更新の検討を分けて行います。



【図表 37 校舎の棟ごとの建築年度が20年以上離れていて、かつ、構造が分かれている小中学校】

	学校名
小学校	仙波小学校、古谷小学校、南古谷小学校、
中学校	東中学校、大東中学校

(イ) 体育館の更新について

本市の小中学校にある体育館は、平置き体育館と重層体育館とに分かれます。

体育館は、児童生徒の屋内体育施設としての利用だけではなく、土日祝日や平日夜間は学校開放による利用、選挙時には投票会場、災害時には避難場所としても利用されるという多様な側面を持っています。

特に、近年、異常気象に伴い、避難場所として活用されることが多いことから、体育館の更新を検討する際は、「平置き体育館として更新すること」、「必要面積を踏まえた規模とすること」を原則とします。

ただし、敷地の形状と施設の配置、運動場の確保、児童生徒等の動線など、総合的に検討したうえで重層体育館として更新することを否定するものではありません。



【図表 38 市立小中学校体育館の分類と設置数】

種別	平置き体育館 35校		重層体育館 19校	
	旧耐震建築物	新耐震建築物	旧耐震建築物	新耐震建築物
小学校	川越第一小、川越小、仙波小、武蔵野小、泉小、月越小、芳野小、古谷小、南古谷小、高階南小、福原小、大東西小、霞ヶ関西小、名細小、広谷小	川越西小、山田小	中央小、大塚小、今成小、牛子小、高階小、高階北小、高階西小、寺尾小、大東東小、霞ヶ関小、霞ヶ関東小、霞ヶ関南小、上戸小	新宿小、霞ヶ関北小
中学校	川越第一中、富士見中、城南中、芳野中、東中、高階中、砂中、福原中、大東中、霞ヶ関中、鯨井中	初雁中、野田中、南古谷中、高階西中、大東西中、霞ヶ関西中、川越西中	寺尾中、霞ヶ関東中、名細中、山田中	

③ 小中学校施設の大規模改修について

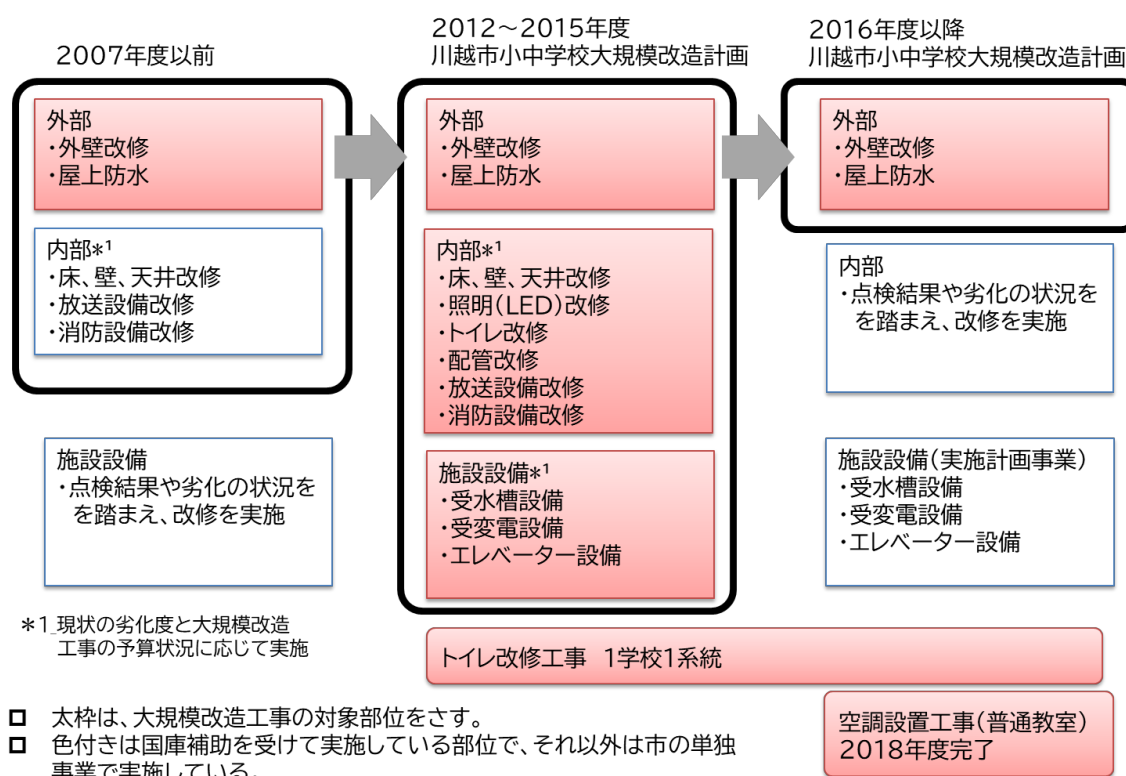
小中学校施設の改修は、2012年度に川越市小中学校大規模改造計画を策定し、計画的に行っています。当計画は、建築後30年以上経過し、大規模改造工事未実施の棟を対象としたものです。

現在の大規模改造工事の工事内容は、外部改修（外壁改修、屋上防水）を行っています。

なお、重層体育館は、校舎と同一の棟にある体育館で、校舎と同時に改修を行っています。

また、旧耐震基準建築物の平置き体育館は、2009年度から2012年度に、耐震補強工事に併せ、大規模改造工事を実施しています。

【図表 39 市立小中学校大規模改造工事の対象部位の変遷】



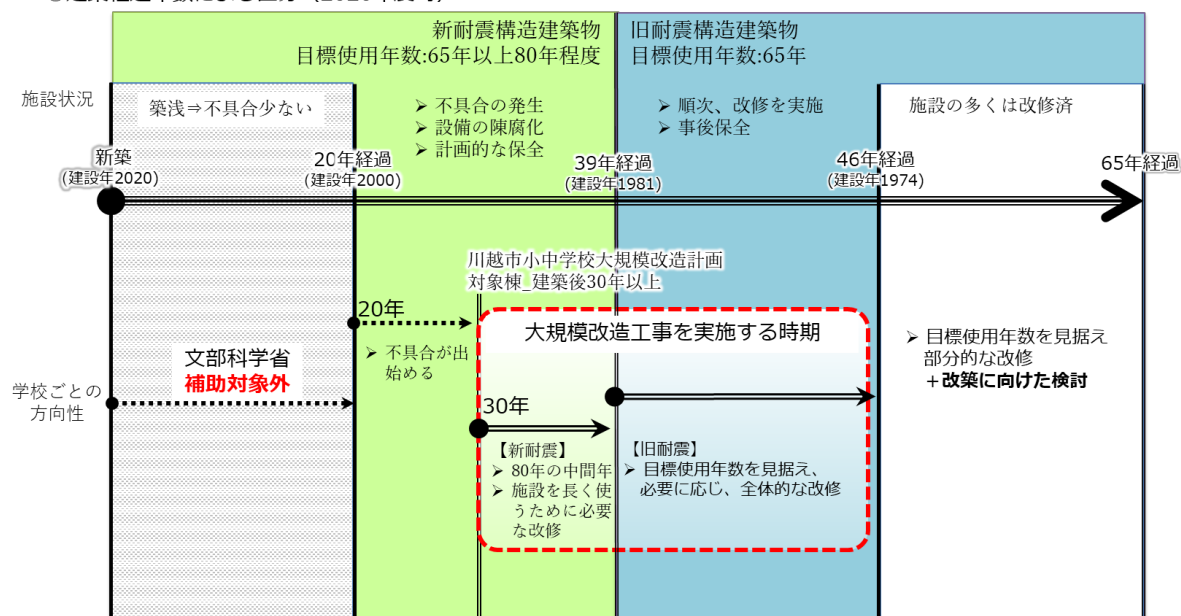
しかし、小中学校施設は、

- ・学校数が多く、1校当たりの施設面積も大きいこと
 - ・外部改修、内部改修、設備改修など対象部位が多いこと
 - ・今後、改修だけではなく、更新も同時に進めていく必要があること
- などから、計画的な対応が必要となります。

そこで、施設の建築経過年数や目標使用年数を踏まえ、更新を検討する学校と、大規模改造工事を検討する学校に分類し、その中から、現状の施設の劣化状況等を踏まえ、大規模改造工事を実施する学校を決定します。

【図表 40 目標使用年数を踏まえた検討の分類】

○建築経過年数による区分（2020年度時）



なお、この検討の分類は、建築年度から分類したものであり、施設を保全していくための日常的な修繕や改修、災害など突発的な事由による改修などは、適時、実施します。

また、今後、児童生徒数の減少に伴う集約化、施設更新の機会を捉えた集約化の検討が行われる場合についても、別途、検討を行います。

ここまでの施設（ハード面）の検討のまとめと、各小中学校の今後の方針は、以下のとおりとなります。

【図表 41 小中学校施設検討のまとめ】

【方向性の優先順位】			
・旧耐震基準建築物の学校で、目標使用年数まで20年未満 ⇒更新対象 ・その他の学校 ⇒大規模改造工事の対象 (建築後30年を経過し、大規模改造工事未実施の棟を対象)			
【更新に関する方針】		【大規模改造工事に関する方針】	
➤ 校舎 ・更新の検討は、学校単位とする。 例外として、棟ごとの建築年度が20年以上離れていて、構造が分かれているものは別検討とする。		➤ 旧耐震基準建築物の小中学校施設 目標使用年数が残り20年以上ある学校については、必要に応じ、全体的な改修を行う。	
➤ 体育館 ・必要面積を踏まえた規模とする。 ・平置き体育館として更新を行う。 例外として、上記の検討を行った結果、やむを得ず「重層体育館を重層体育館として建替える」場合もある。		➤ 新耐震基準建築物の小中学校施設 目標使用年数を踏まえ、施設を長く使用するための改修を行う。	
更新の対象となる学校		大規模改造工事の対象となる学校	
小学校	中学校	小学校	中学校
川越第一小 校・体 川越小 体 仙波小 校(部分)・体 武蔵野小 校・体 大塚小 校・重層 泉小 校 今成小 校・重層 芳野小 校 古谷小 校(部分)・体 南古谷小 校(部分) 高階小 校・重層 高階南小 校 高階北小 校・重層 高階西小 校・重層 福原小 校・体 大東東小 校・重層 大東西小 校 霞ヶ関小 校・重層 霞ヶ関南小 校・重層 霞ヶ関東小 校・重層 名細小 校・体 山田小 校	川越第一中 体 富士見中 校・体 城南中 校・体 芳野中 体 東中 校(部分)・体 高階中 校・体 大東中 校(部分)・体 霞ヶ関中 校・体 名細中 校・重層	大規模改造工事 未実施	
		中央小 校 仙波小 校(部分) 新宿小 校・重層 古谷小 校(部分) 寺尾小 校・重層 霞ヶ関西小 校 川越西小 校・体 広谷小 校 山田小 体	川越第一中 校 初雁中 校・体 野田中 校・体 芳野中 校 東中 校(部分) 南古谷中 校・体 高階西中 校・体 福原中 校 大東西中 校・体 霞ヶ関西中 校・体 川越西中 校・体 鯨井中 校 山田中 校
		大規模改造工事 実施済	
		川越小 校 泉小 体 月越小 体 芳野小 体 南古谷小 体 牛子小 校・重層 高階南小 体 大東西小 体 霞ヶ関西小 体 上戸小 校・重層 広谷小 体	寺尾中 校・重層 砂中 校・体 福原中 体 大東中 校(部分) 霞ヶ関東中 校・重層 鯨井中 体 ◆ 建築後30年未満 月越小 校 南古谷小 校(部分) 霞ヶ関北小 校・重層

※2018年度末時点

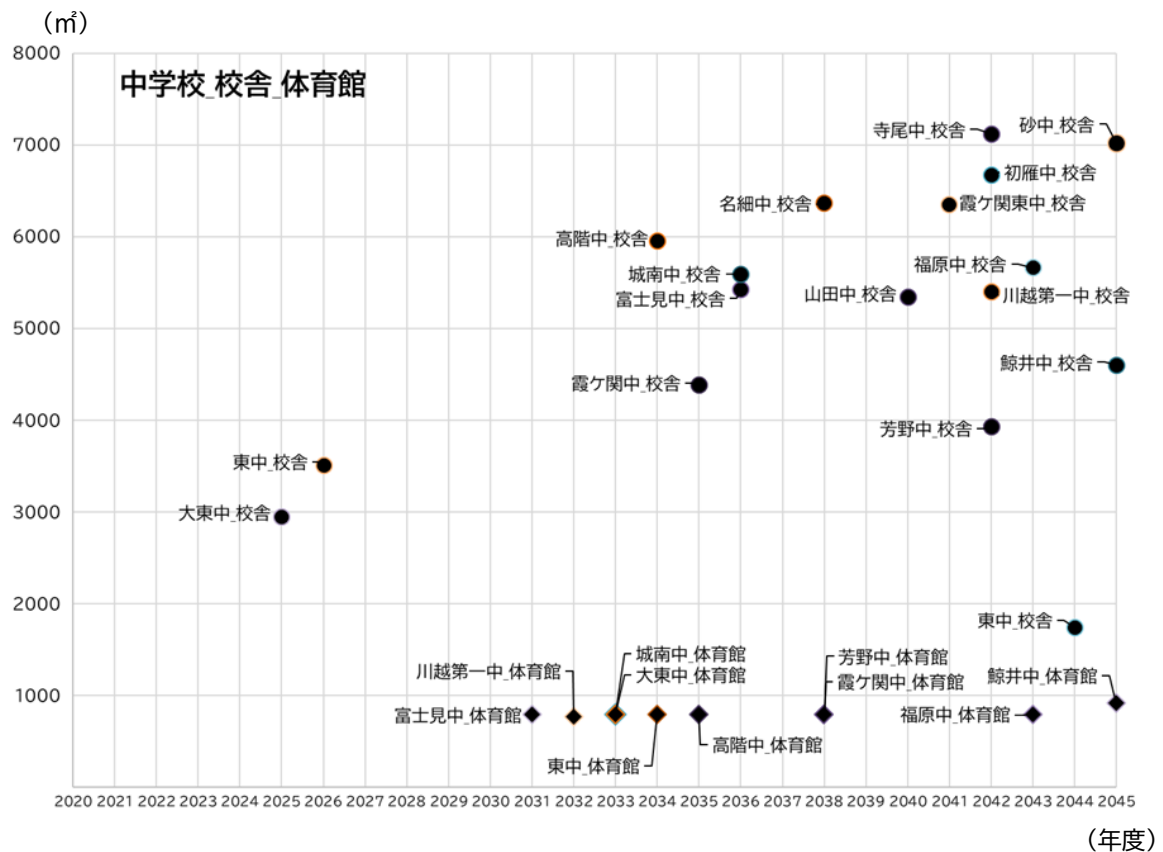
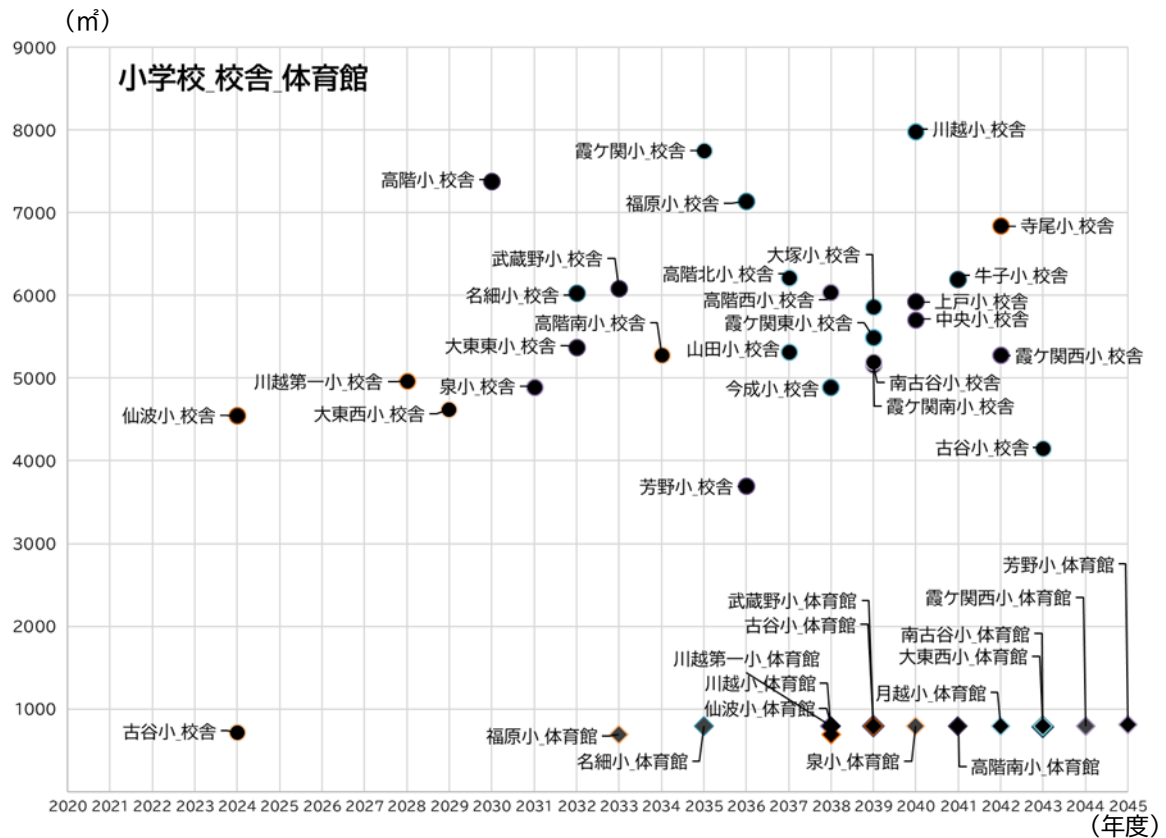
※表中の略語は以下のとおり

校：校舎、体：体育館、重層：重層体育館、部分：校舎の棟ごとの建築年度が20年以上離れている校舎

※次の学校の校舎は、一部で大規模改造工事实施済

中央小（重層を含む）、寺尾小、初雁中、福原中、山田中（重層を含む）

(参考) 2045 年度までに建築後 65 年が到来する小中学校施設



(2) 規模・配置について

① 適正規模（施設）について

公立小中学校は、法令で学級数から見た適正規模やその児童生徒数や学級数に応ずる校舎や体育館の必要面積が示されています。本市においても、この必要面積を踏まえた施設整備を行っています。

(ア) 必要面積

必要面積は、小中学校施設を建築する際、国からの補助対象となる面積で、法令⁴で定められています。

【図表 42 校舎の必要面積】

学校の種類	学級数（特別支援学級を除く。）	必要面積の計算方法（㎡）
小学校	1 学級及び 2 学級	$769 + 279 \times (\text{学級数} - 1)$
	3 学級から 5 学級まで	$1,326 + 381 \times (\text{学級数} - 3)$
	6 学級から 11 学級まで	$2,468 + 236 \times (\text{学級数} - 6)$
	12 学級から 17 学級まで	$3,881 + 187 \times (\text{学級数} - 12)$
	18 学級以上	$5,000 + 173 \times (\text{学級数} - 18)$
中学校及び 中等教育学校等	1 学級及び 2 学級	$848 + 651 \times (\text{学級数} - 1)$
	3 学級から 5 学級まで	$2,150 + 344 \times (\text{学級数} - 3)$
	6 学級から 11 学級まで	$3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$
	12 学級から 17 学級まで	$5,129 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
	18 学級以上	$6,088 + 217 \times (\text{学級数} - 18)$

※必要面積の計算方法にある学級数は、特別支援学級を除く。

※特別支援学級がある学校は、更に学級数⁵に応じて、面積が加算される。

【図表 43 体育館の必要面積】

学校の種類	学級数（特別支援学級を含む。）	必要面積（㎡）
小学校	1 学級～10 学級	894
	11 学級～15 学級	919
	16 学級以上	1,215
中学校及び 中等教育学校等	1 学級～17 学級	1,138
	18 学級以上	1,476

⁴ ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

⁵ ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第7条

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等

当該学校の学級数から特別支援学級の数を除いた学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、168 平方メートルに当該学校の特別支援学級の数に乗じて得た面積（略）

② 適正規模について

小中学校の標準規模は、法令⁶で学級数が示されており、「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされています。

国からは、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（2015 年 1 月）」が示されており、小中学校の適正規模を次のとおりとしています。

【図表 44 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引にある分類】

	小学校	中学校	規模の内容
過大規模	31学級以上		
大規模	25～30学級		
適正規模	19～24学級		5学級以下の学校と統合した場合の適正規模
	12～18学級		法令で定められている標準規模
		9～11学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数の教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模
小規模③	9～11学級	6～8学級	小：半分以上の学年でクラス替えができる規模 中：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模
小規模②	7～8学級	4～5学級	全学年ではクラス替えができない規模
小規模①	6学級	3学級	全学年でクラス替えができない規模
過小規模	1～5学級	1～2学級	複式学級が存在する規模

※「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、社会資本マネジメント課にて作成

本市においても、国が示した手引きを基に、「川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針」を定めています。この中では、小中学校の適正規模は、次のとおりとしています。

【図表 45 市立小中学校の適正規模】

(単位：学級)

分類 学校種	過小 規模	小規模			適正 規模	大規模	過大 規模
		①	②	③			
小学校	1～5	6	7～8	9～11	12～24	25～30	31 以上
中学校	1～2	3	4～5	6～8	9～24		

※学級数に、特別支援学級は含まない。

⁶ ○学校教育法施行規則第 41 条

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

同規則第 79 条

第 41 条から第 49 条まで〈略〉、中学校に準用する

また、「川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針」では、この適正規模の分類による在り方の検討方針を以下のとおりとしています。

【図表 46 市立小中学校の在り方の検討方針】

分類	学級数	検討方針
過小規模	小：1～5学級 中：1～2学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、学校統廃合等により適正規模に近付けることを速やかに検討する。
小規模①	小：6学級 中：3学級	
小規模②	小：7～8学級 中：4～5学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を注視し、今後の当該校の在り方を検討する。 将来的に更なる小規模化・大規模化が見込まれる場合、学校統廃合等により適正規模に近付けることの適否を検討する。
過大規模	31学級以上	
小規模③	小：9～11学級 中：6～8学級	学級数及び児童生徒数の推移や傾向等を確認するとともに、今後の教育環境の在り方を検討する。
大規模	25～30学級	

※学級数に、特別支援学級は含まない。

この分類を2019年度の市立小中学校の学級数に当てはめると次のとおりとなります。

【図表 47 2019年度市立小学校の規模による分類】

規模による分類		学校名
過大規模	31学級以上	南古谷小
大規模	25～30学級	
適正規模	12～24学級	川越第一小、川越小、中央小、仙波小、武蔵野小、新宿小、大塚小、泉小、今成小、芳野小、古谷小、牛子小、高階小、高階南小、高階北小、高階西小、寺尾小、福原小、大東東小、大東西小、霞ヶ関小、霞ヶ関北小、霞ヶ関東小、霞ヶ関西小、川越西小、名細小、上戸小、広谷小、山田小
小規模③	9～11学級	月越小、霞ヶ関南小
小規模②	7～8学級	
小規模①	6学級	
過小規模	1～5学級	

※学級数に、特別支援学級は含まない。

【図表 48 2019 年度市立中学校の規模による分類】

規模による分類		学校名
過大規模	31 学級以上	
大規模	25～30 学級	
適正規模	9～24 学級	川越第一中、初雁中、富士見中、城南中、東中、南古谷中、高階中、寺尾中、砂中、福原中、大東中、大東西中、霞ヶ関中、霞ヶ関東中、霞ヶ関西中、川越西中、名細中、山田中
小規模③	6～8 学級	野田中、芳野中、高階西中、鯨井中
小規模②	4～5 学級	
小規模①	3 学級	
過小規模	1～2 学級	

※学級数に、特別支援学級は含まない。

なお、全国的に人口減少・少子化が進むことが予想されていることから、将来の各学校の児童生徒数や学級数の推移、規模による分類の動向を、できる限り早期に把握し、「川越市立小中学校における適正規模・適正配置及び検討の方針」に基づき、各学校の対応を検討します。

③ 適正配置について

国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（2015 年 1 月）」では、小中学校の適正配置は、以下のように示されています。

- ・通学距離：小学校 おおむね 4 km 以内、中学校 おおむね 6 km 以内
- ・通学時間：おおむね 1 時間以内

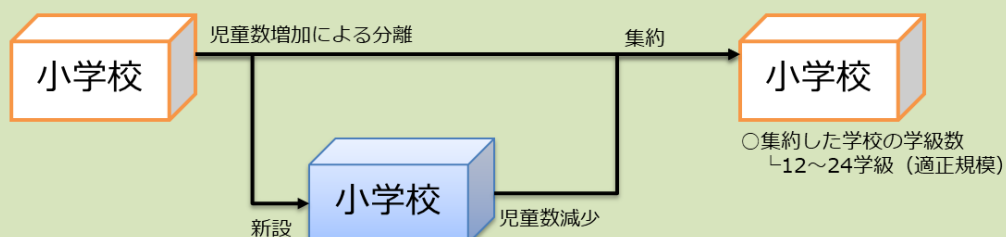
本市においても、市立小中学校の適正配置を、国が示した手引きと同様とします。

（参考）今後の小中学校施設集約化のイメージ

今後、児童生徒数の減少に伴い、前述の適正規模を維持できなくなる学校が生じる可能性があります。その際は、学校の集約化を検討することとなりますが、検討する際は、以下のパターンが想定されます。

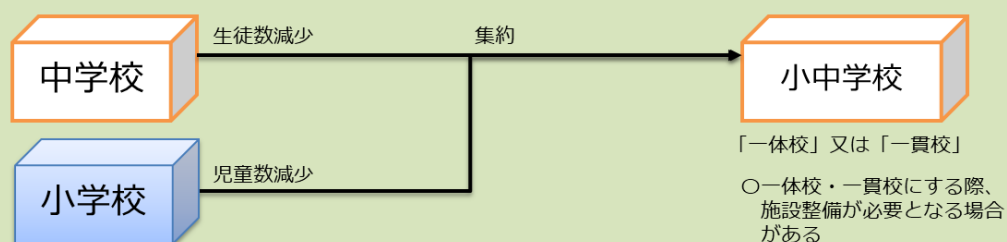
① 小中学校が複数校ある地区における同分類での集約化

✓同分類で集約する場合は、分離校は元の学校へ集約する



② 小中学校が各1校の地区における異なる分類での集約化

✓小中学校で集約し、地区に1つ、学校施設を残す（地域拠点・防災の観点）



なお、本市では、小中一貫教育の検討を進めていますが、集約化した際、施設を一体校とするか、一貫校とするかの方針は定まっていません。

*一体校と一貫校

- ✓一体校…小中学校の連携であるが、小学校、中学校を別々に設置
- ✓一貫校…小中学校を一つの学校として設置

3 市立小中学校の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 49 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなときは、その内容を具体的に記載しています。
仙波小学校（部分）	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
古谷小学校（部分）	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
東中学校（部分）	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
大東中学校（部分）	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 50 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
小学校 中学校		川越市小中学校大規模改造計画に基づき、改修を行います。

A-3 市立川越高等学校

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 県立高等学校における大規模改修の設計基本方針などにも留意しながら、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 本市の特徴を踏まえ、魅力ある学校づくりにより、施設効用の向上を図るとともに、現在検討が進む審議会の動向に留意しながら、新たな教育需要に対応した施設整備の更新などについて検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立川越高等学校は、学校教育法及び川越市立学校設置条例で位置付けられた施設です。

② 利用状況など

生徒数及び学級数は下記のとおりです。

【図表 51 生徒数及び学級数】

	2019 年度	学年の定員
全生徒数	865 名（24 学級）	280 名（8 学級）
普通科	431 名（12 学級）	140 名（4 学級）
情報処理科	217 名（6 学級）	70 名（2 学級）
国際経済科	217 名（6 学級）	70 名（2 学級）

※学校基本調査（2019 年 5 月 1 日現在）による

学校授業以外での利用実績は下記のとおりです。

【図表 52 学校授業以外での利用実績（2018 年度）】

検定試験の利用	26 回	商業系各種検定（全商簿記実務検定等） 17 回 実用英語技能検定（英検） 6 回 日本漢字能力検定（漢検） 3 回
市主催事業	9 回	市職員採用試験 9 回

③ 施設の整備状況

市立川越高等学校は、1926 年に川越商業学校として設立認可を受け、1960 年に現在の場所に移転しています。1992 年度から 1996 年度にかけ改築を

行い、現在の校舎及び体育館となりました。

また、合宿棟である蒼穹館は、1962 年度に建築した旧耐震基準建築物ですが、2002 年度に耐震補強工事を行い、耐震性能を確保しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 53 対象施設一覧（高等学校）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市立川越高等学校	本庁	1992	21,402	41,049	

※令和元年度川越市の教育による

【図表 54 配置図（高等学校）】



(3) 市立川越高等学校の課題

① 学校施設・設備の改修

校舎及び体育館は、改築後 25 年以上を経過し、経年劣化による不具合が生じています。生徒の安全や当該施設の長寿命化に加え、より良い教育環境の確保を図るために、外壁や屋上防水工事、施設設備（エレベーターなど）や空調設備などの改修を、適切な時に、計画的に行うことが必要です。

② 社会的（時代的）要請を踏まえた長期的ビジョンの検討

将来の人口減少社会を見据え、多様化する社会に対応する人材を育成するために、これまでの市立川越高等学校の伝統を活かしつつ、市内にある大学等と連携を図るなど、市内唯一の市立高等学校として魅力ある姿の検討が必要です。

③ 施設効用の向上の検討

今後、学校施設をさらに有効的に活用していくためには、学校施設や防災施設としての役割に加え、市民の方々にとって、身近な公共施設として活用できる方法について検討が必要です。

2 市立川越高等学校の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

市立川越高等学校の施設の多くが新耐震基準建築物です。今後も適正な保全を行い、良好な状態を保つことで施設の長寿命化を目指します。

そのためには、まず、生徒の安全や学校運営の影響、現状の施設・設備の課題を踏まえ、優先的に改修すべき箇所を校舎及び体育館の外壁・屋上防水、空調設備及びエレベーターとし、改修を計画的に進めます。

なお、受変電設備や受水槽設備等の他の設備については、法定点検等を実施することで劣化の予兆を見定め、必要に応じて改修により対応します。

(2) 規模・配置について

多様な教育課程の編成、学校行事などの特別活動や部活動などを維持する観点から、生徒数を一定規模、確保することが必要であるため、市立川越高等学校では、学年あたりの定員を 280 名・8 学級としています⁷。

⁷ 埼玉県立高校では、2008 年度に策定の「21 世紀いきいきハイスクール推進計画（後期）」や 2012 年度の「魅力ある県立高校づくり懇話会報告書」を踏まえ、適正な高等学校の生徒数・学級数の規模を、1 学年あたり 320 名～240 名（8 学級～6 学級）としている。

3 市立川越高等学校の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 55 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
市立川越高等学校	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

A-4 市立特別支援学校

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 近隣施設の移転等の動向を踏まえ、狭あいな施設に係る課題解決など、将来の在り方について検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立特別支援学校は、学校教育法及び川越市立学校設置条例で位置付けられた施設です。

② 利用状況など

定員は、3学年2学級（1学級8人⁸）の6学級で、生徒数は48人です。

市立特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援や、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある幼児児童生徒への指導・支援など、地域の特別支援教育のセンター的な機能も担っています。

③ 施設の整備状況

市立特別支援学校は、1964年4月に、小学部・中学部からなる川越市立養護学校として開校し、1966年には、高等部が設置されました。1972年4月に県立川越養護学校の開校に伴い、小学部・中学部を移管し、高等部のみの特別支援学校（2010年度から川越市立養護学校から校名変更）として現在に至っています。

1982年度に校舎を改築し、2014年度に屋根改修工事を、2016年度に普通教室等に空調設備設置工事を実施しています。また、2019年度からは、隣接する教育センター第二分室（旧あけぼの・ひかり児童園）の1階の一部を、教育センターと共用しています。

⁸ ○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準

（学級編制の標準）

第十四条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒（略）で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。（略）

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 56 対象施設一覧（特別支援学校）】

No.	施設名	地区	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市立特別支援学校	本庁	1982	1,785	3,160	

※令和元年度川越市の教育による

【図表 57 配置図（特別支援学校）】



(3) 市立特別支援学校の課題

① 適切な施設の維持管理

生徒が一日の大半を過ごす施設であり、学校運営に支障が生じないよう、適切な維持管理が必要です。

② 狭あいな施設

体育館の代わりとして使用している多目的室は、高校生が運動する体育施設、卒業式等の学校行事で使用する施設としては狭あいです。また、校庭が狭あいであるため、体育の授業の一部は、市民グラウンドで実施しています。一方、当校の敷地を拡張する余地はないのが現状です。

2 市立特別支援学校の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

現在の特別支援学校の校舎を今後も継続して利用するため、定期的な点検と、計画的な改修を行います。

現在は、隣接する施設を共用したり、敷地外のグラウンドを利用したりするなど、限られた施設のなかで工夫することにより、学校運営を行っています。

埼玉県では、県立高校の再編により廃校となった施設を活用し、特別支援学校としての整備を進めています。

本市においても、小中学校等の更新の際などに、小中学校等との集約化をすることや、小中学校の集約化で未利用となった施設を特別支援学校へ転用することなどを検討し、特別支援学校の施設の充実を図ります。

3 市立特別支援学校の検討結果

2025年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 58 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
市立特別支援学校	40年目改修	40年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

B 生涯学習施設

【目次】

- B－1 公民館など
- B－2 図書館
- B－3 学習施設
- B－4 その他教育施設

余白ページ

B-1 公民館など

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 学校など周辺の公共施設との複合化を進めます。
- 地域の人口の変化を考慮し、規模や配置の最適化を図ります。
- 公民館で提供している講座などについて、必要性を検討し効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を検討します。
- 集会所は、設置の経緯や地域住民による集会活動、組織的教育活動の拠点として利用されていることなどにも配慮しつつ、社会情勢の変化に応じた在り方を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

公民館は、教育基本法及び社会教育法、川越市公民館設置条例で位置付けられた施設で、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

小堤集会所は、川越市小堤集会所条例に位置付けられた施設で、地区の組織的社会的教育活動を助長することを目的としています。

② 利用状況など

2018年度の全館の講座利用人数は、78,904人で、過去5年間では約7.9～9.5万人で推移しています(図表59)。講座利用人数が最も多い公民館は、中央公民館(10,284人)、最も少ない公民館は福原公民館(2,353人)です。

また、2018年度の全館の貸室利用人数は924,554人で、直近5年間では約88～95万人で推移しています(図表60)。貸室利用人数が最も多い公民館は、南公民館(98,997人)、最も少ない公民館は芳野公民館(11,606人)です。

全館の貸室年間平均使用率は43.3%で、最も高い公民館は南公民館(72.1%)、最も低い公民館は古谷公民館(15.5%)です。(図表61)

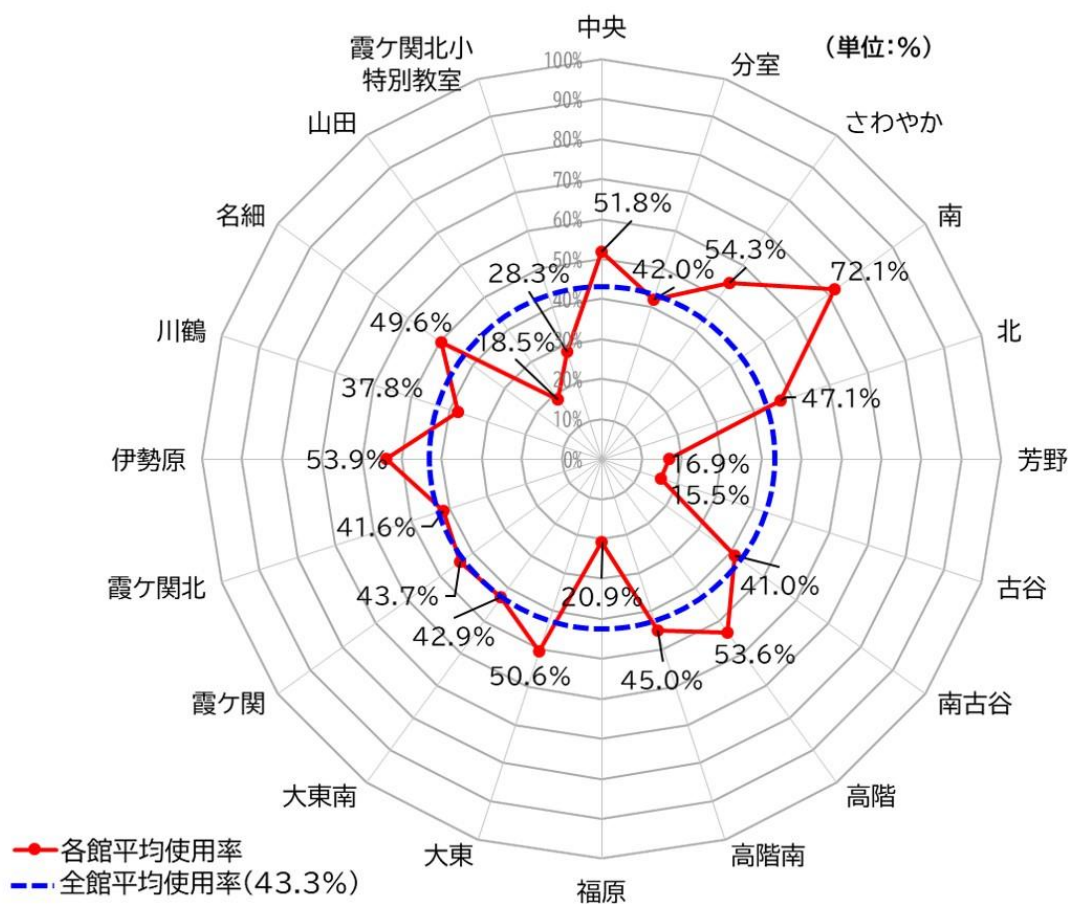
【図表 59 過去5年間の講座利用人数】

公民館名	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
中央	14,271	12,988	11,519	10,819	10,284
南	4,027	6,158	4,184	4,692	4,909
北	6,020	5,113	5,616	5,055	5,845
芳野	3,507	2,987	2,767	2,742	2,459
古谷	3,384	3,442	3,172	3,329	2,502
南古谷	9,363	10,079	8,747	8,920	7,810
高階	4,557	4,324	4,557	3,745	3,874
高階南	7,697	9,912	9,950	6,671	6,095
福原	3,079	2,686	2,428	2,505	2,353
大東	2,876	4,142	4,105	4,178	3,841
大東南	5,715	5,276	5,130	4,572	3,988
霞ヶ関	4,133	3,956	3,253	3,900	3,290
霞ヶ関北	4,069	4,158	3,498	3,740	3,265
伊勢原	6,089	6,637	5,498	6,010	5,831
川鶴	3,371	4,828	3,830	3,540	2,778
名細	6,303	5,926	6,078	7,622	6,927
山田	2,800	2,555	2,712	2,569	2,853
計	91,261	95,167	87,044	84,609	78,904

【図表 60 過去5年間の貸室利用人数】

公民館名	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
中央	69,784	67,946	66,291	67,205	65,858
分室	14,729	14,642	14,558	14,443	14,592
さわやか	45,844	43,259	43,406	45,414	47,004
南	43,779	93,861	107,952	115,895	98,997
北	52,519	54,750	55,252	53,996	53,871
芳野	11,503	13,310	13,028	11,009	11,606
古谷	15,041	16,830	16,752	12,220	16,980
南古谷	33,078	30,887	31,362	37,755	32,083
高階	89,975	89,826	88,114	91,909	81,006
高階南	77,244	73,743	68,672	72,170	73,704
福原	30,641	47,020	29,555	17,684	25,830
大東	60,170	68,639	70,506	74,456	77,770
大東南	53,901	50,974	46,969	54,487	52,113
霞ヶ関	38,597	38,947	40,412	41,224	36,045
霞ヶ関北	59,561	54,511	52,288	55,037	57,506
伊勢原	45,436	47,463	47,368	46,393	47,418
川鶴	39,447	46,031	40,842	39,552	38,199
名細	66,870	66,143	65,047	65,528	64,064
山田	16,596	16,518	14,021	13,477	15,708
霞ヶ関北小 特別教室	12,010	13,936	13,567	13,962	14,200
合計	876,725	949,236	925,962	943,816	924,554

【図表 61 公民館の貸室年間平均使用率（2018 年度）】



③ 施設の整備状況

本市では、出張所に併設し市民センターに設置している公民館（以下、併設公民館という）と、それ以外の公民館（以下、単独公民館という）があります。

本市にある単独公民館では、中央公民館など4館（中央公民館分室を含む）が旧耐震基準建築物で、その他5館が新耐震基準建築物です。

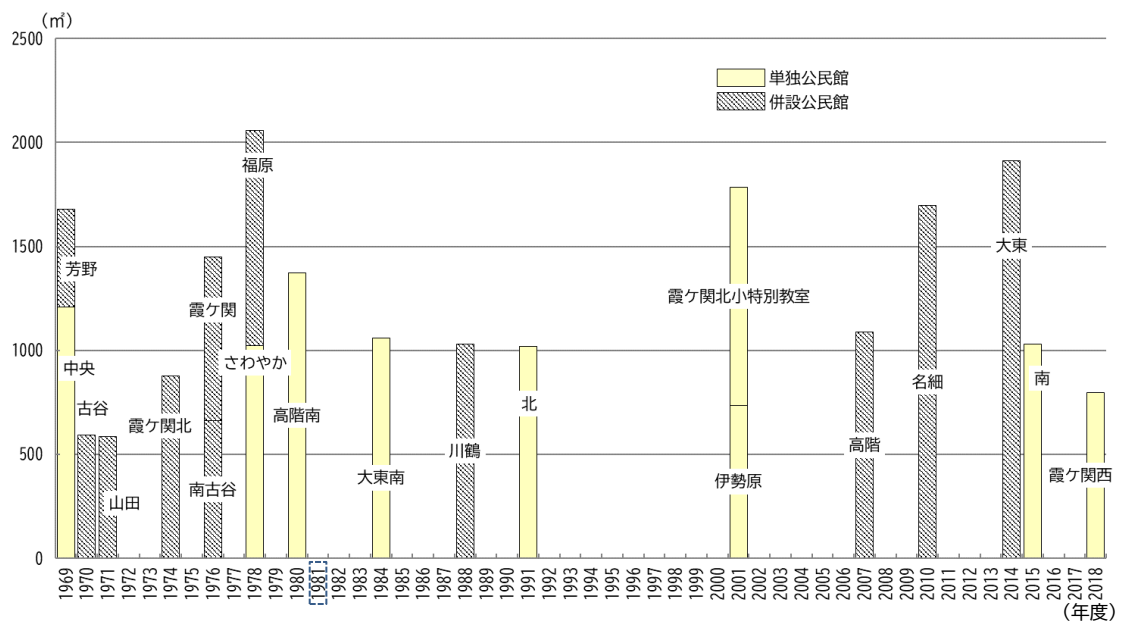
さわやか活動館は、給食センターを公民館に転用した施設です。

伊勢原公民館は、霞ヶ関北小学校と西図書館との複合施設で、川越市学校施設使用料条例に基づき、霞ヶ関北小学校特別教室を共用しています。

南公民館はウェスタ川越に設置しています。また、中央公民館分室（1939年度移築）は、耐震性能が確保されていません。

小堤集会所は、1996年度に改築した新耐震基準建築物です。

【図表 62 公民館の建築年度と延床面積】



※中央公民館分室・小堤集会所を除く。

(2) 対象施設

「公民館など」で対象とする公民館は、単独公民館とし、併設公民館は、「市民センター」で記載します。

ただし、公民館機能の課題や方向性については、単独・併設の如何に関わらずあわせて検討をします。

【図表 63 対象施設一覧（公民館など）】

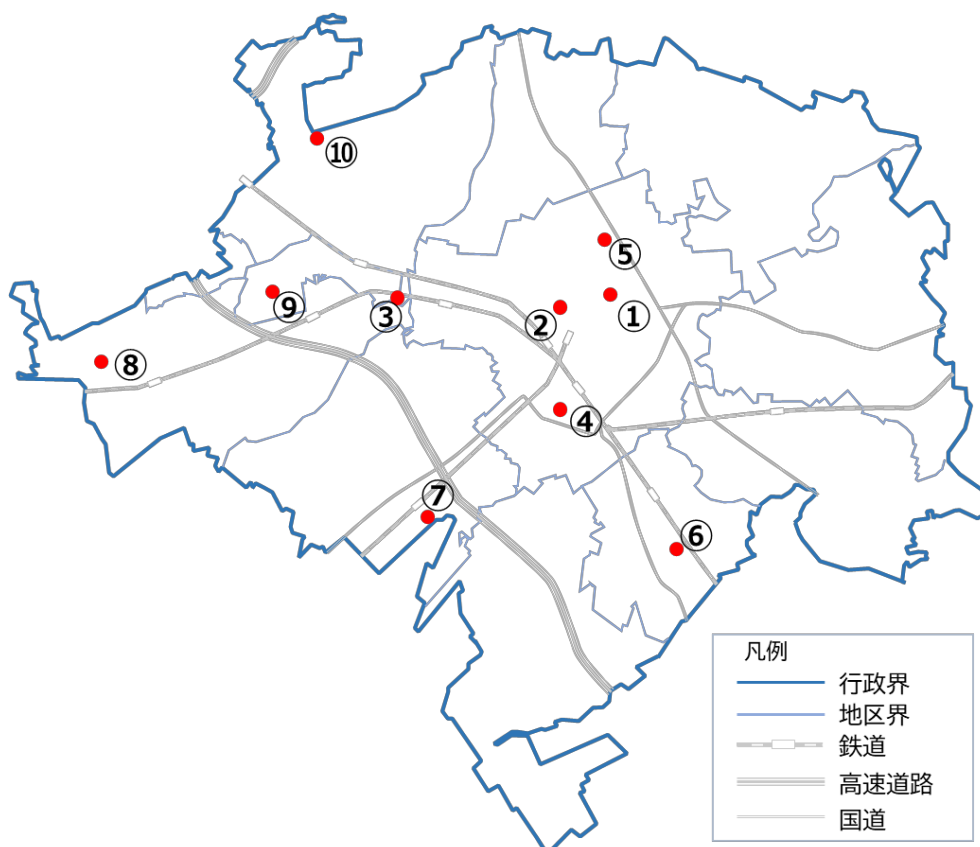
No.	施設名	地区	建築年度	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	備考
1	中央公民館	本庁	1969	1,229	3,627	
2	中央公民館分室	本庁	1939	170	1,077	
3	さわやか活動館（分館）	霞ヶ関北	1977	1,054	4,404	
4	南公民館	本庁	2014	—	—	ウェスタ川越内
5	北公民館	本庁	1991	1,019	4,213	内 2,713 ㎡借地
6	高階南公民館	高階	1980	1,373	2,417	全借地
7	大東南公民館	大東	1984	1,075	1,664	
8	霞ヶ関西公民館	霞ヶ関	2018	797	2,128	
9	伊勢原公民館	霞ヶ関北	2001	—	—	霞ヶ関北小学校等との複合
10	小堤集会所	名細	1996	291	626	内 592 ㎡借地

※さわやか活動館の敷地面積は、教育センター第一分室を含む。

※南公民館の延床・敷地面積は文化芸術振興施設(ウェスタ川越大ホール)に含めて記載

※伊勢原公民館の延床・敷地面積は霞ヶ関北小学校に含めて記載

【図表 64 配置図（公民館など）】



(3) 公民館などの課題

(公民館)

① 老朽化した施設への対応と適切な保全

最も古い単独公民館は、中央公民館分室（1939 年度に移築）で耐震性能が確保されておらず、老朽化も進んでおり、現在、利用を中止しています。

中央公民館分室を除き、旧耐震基準建築物の単独公民館が 3 館あり、目標使用年数を踏まえた改修が必要です。

② 施設効用の向上に向けての取組

全公民館の貸室年間平均使用率は 43.3%ですが、貸室年間平均使用率が 20%を下回っている公民館が、芳野公民館、古谷公民館、山田公民館の 3 館あります（図表 61）。

また、貸室各室の年間使用率では、多くの公民館で実習室と和室の使用率が低いことや、使用区分のうち午後 2（午後 4 時から午後 6 時 30 分まで）の使用率が低いのが現状です。

このような状況を分析し、施設効用の向上を図るための検討が必要です。

③ 他部局実施事業との連携

公民館では、公民館運営方針に基づき、社会教育事業を展開していますが、2018年度の全公民館の講座利用者は約7.9万人であり、2015年度と比較すると約17%減少しています。

多様化するニーズへの対応や魅力ある講座、学習の深度に対応した講座を行うなど、コンテンツの充実は不可欠です。

一方で、公民館以外の学習施設や集会施設、福祉施設などにおいても、行政課題に沿った普及啓発事業として学習機会が提供されています。事業内容が重複しないようにするなど、効率的な事業展開手法について検討が必要です。

(集会所)

小堤集会所は、新耐震基準建築物です。現在、大きな課題はありませんが、施設の劣化状況に応じた対応が必要です。

2 公民館などの整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(公民館)

単独公民館は建築後30年経過した施設もあり、建築年数に応じた保全を行います。中央公民館分室は、耐震性能が確保されておらず、老朽化も著しいことから、他の公共施設の設置状況を踏まえつつ、施設の在り方について検討をします。

学校など周辺の公共施設を更新する際は、公民館との複合化を積極的に検討することとし、複合化の検討にあたっては、調理室や和室だけでなく、会議室や講座室についても共用化を行い、施設効用の向上を図ります。

また、他の自治体の取組を参考にし、今後、公民館が持つ機能を従来通りの施設サービスに限定するのではなく、社会状況の変化に対応した、地域住民が利用しやすい施設を目指します。

なお、国では公立社会教育施設（博物館・図書館・公民館等）について、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能としました。これにより、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資するとしています。

あわせて、多様化するニーズへの対応や魅力ある講座や学習の深度に対応した講座を行うなど、コンテンツの充実のため、公民館事業と各課で行われている行政課題に沿った普及啓発事業との連携を進めます。

（集会所）

小堤集会所は、適切に保全を行い、長寿命化を図ります。

（2）規模・配置について

（公民館）

単独公民館を設置する際は、直近の検討状況（2018 年度に霞ヶ関西公民館を設置）も参考に、将来の人口規模の推移も踏まえ、規模を検討します。

また、本市には、公民館が 20 館（分館・分室を含む）設置されていますが、1959 年の「公民館の設置及び運営に関する基準⁹」に沿って整備が進められました。

3 公民館などの検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 65 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
高階南公民館	40 年目改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
大東南公民館	40 年目改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

⁹ 「公民館の設置及び運営に関する基準(昭和 34 年文部省告示第 98 号)」で示された、「公民館の事業の主たる対象となる区域」について、文部省社会教育局長名で、「市にあつては中学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。」と通達した（「公民館の設置及び運営に関する基準(昭和 34 年文部省告示第 98 号)の取扱いについて（昭和 35 年文社施第 54 号)」）。なお、平成 15 年に告示された現在の基準（平成 15 年 6 月 6 日文部科学省告示第 112 号）では、当該通学区域に係る文言は削除されている。

余白ページ

B-2 図書館

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 図書館は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、将来的には、周辺の自治体との広域化、生涯学習施設や教育センターなど他の施設との多機能化や学校図書室との共用化を検討します。
- 効率的で効果的な管理・運営となるよう、民間活力の導入などによる、市民ニーズに合わせた図書館サービスの在り方について検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

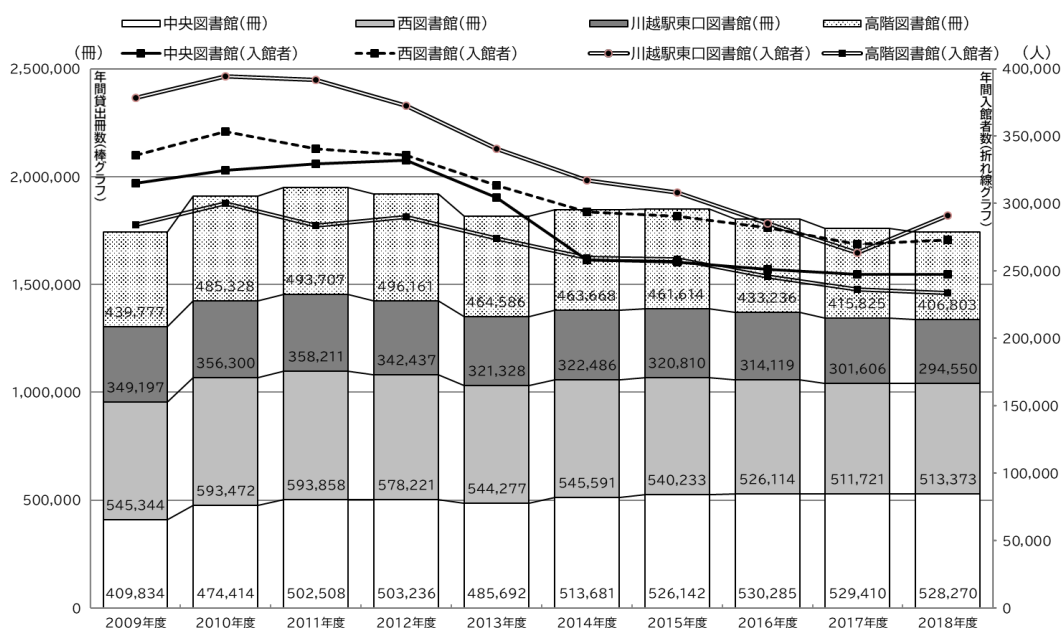
図書館は、図書館法及び川越市立図書館条例で位置付けられた施設です。

② 利用状況など

本市にある図書館4館の2018年度の貸出冊数は約174万冊で、中央図書館が最も多くなっています。

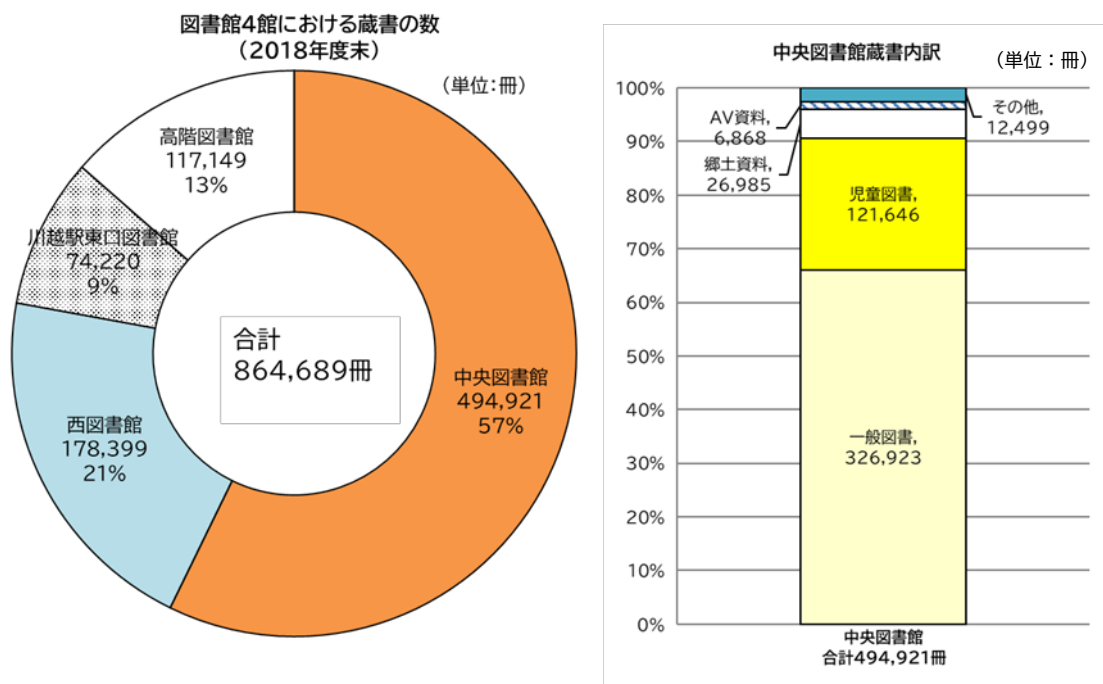
また、4館の入館者数は全体的に減少傾向ですが、2018年度の川越駅東口図書館の入館者数は、前年度より増加しています（図表66）。

【図表 66 過去10年における4館の入館者数と貸出冊数の推移】



また、4館の蔵書数の合計は約86万冊で、その約6割を中央図書館が保有しています。中央図書館の蔵書内訳は、一般図書と児童図書が約9割を占めています（図表67）。

【図表 67 各図書館の蔵書数と中央図書館の蔵書の内訳】



③ 施設の整備状況

本市にある図書館は、全て新耐震基準建築物です。

4館のうち、中央図書館だけが単独施設で、西図書館は霞ヶ関北小学校に、川越駅東口図書館はクラッセ川越に、高階図書館は高階市民センターに、それぞれ複合施設として設置しています。

また、中央図書館の分室として、霞ヶ関南分室を霞ヶ関南小学校の校舎の一部に1994年度から設置しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 68 対象施設一覧（図書館）】

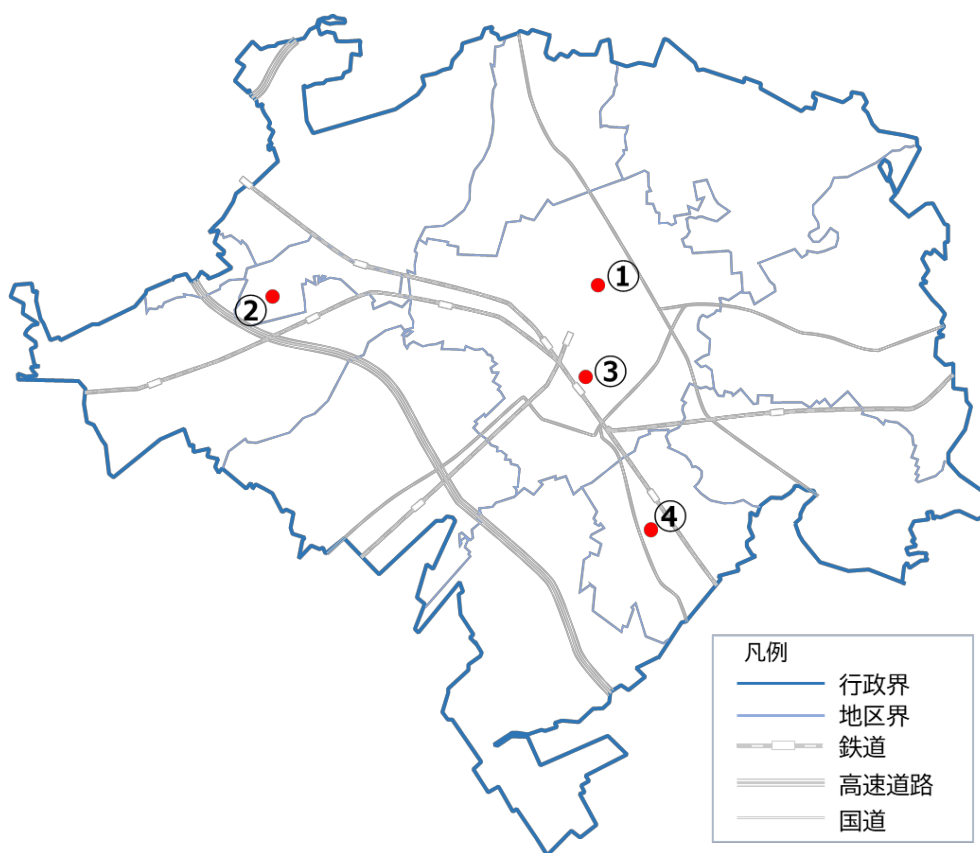
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中央図書館	本庁	1984	5,931	4,443	
2	西図書館	霞ヶ関北	2001	—	—	霞ヶ関北小学校等 との複合
3	川越駅東口図書館	本庁	2001	2,641	770	クラッセ川越内
4	高階図書館	高階	2007	—	—	高階市民センター 等との複合

※西図書館の延床・敷地面積は、霞ヶ関北小学校に含めて記載

※川越駅東口図書館の延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載

※高階図書館の延床・敷地面積は、高階市民センターに含めて記載

【図表 69 配置図（図書館）】



(3) 図書館の課題

① 計画的な施設改修

中央図書館は、建築後 35 年を経過し、外壁などに経年による劣化がみられます。

他の図書館は、全て複合施設で建築後 20 年未満の施設ですが、西図書館や川越駅東口図書館（クラッセ川越）では、一部の空調設備に不具合が生じ、緊急に修繕を行いました。複合施設の改修では、各施設の利用者への周知や安全確保、スケジュールの調整など、利用者に配慮した検討が必要です。

② 図書館サービスの向上の検討

現在の厳しい財政状況では、新規施設の建設を伴う図書館サービスの拡充は望めません。今後も、利用者が求める図書館サービスを継続して提供するためには、限られた予算や人員で可能な、図書館サービス向上のための取組の検討が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

2017 年 3 月に策定した民間委託等推進計画において、現在実施している業務委託の拡充や指定管理者制度の導入について検討することとなっており、効率的な図書館サービスを提供するための運営手法の検討が必要です。

また、中央図書館は、施設の収容能力である約 40 万冊を大きく超えて、現在、約 50 万冊の蔵書を管理しています。

2 図書館の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

本市にある図書館は、全て新耐震基準建築物です。これらの図書館では、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

図書館サービスの充実や拡充を図るため、他の既存施設を多機能化するなど、配本サービス手法について検討を進めます。

また、民間委託等推進計画で求められている業務委託の拡充や指定管理者制度導入の検討を進め、民間活力を活用した図書館サービスの向上や運営コストの低減を図ります。

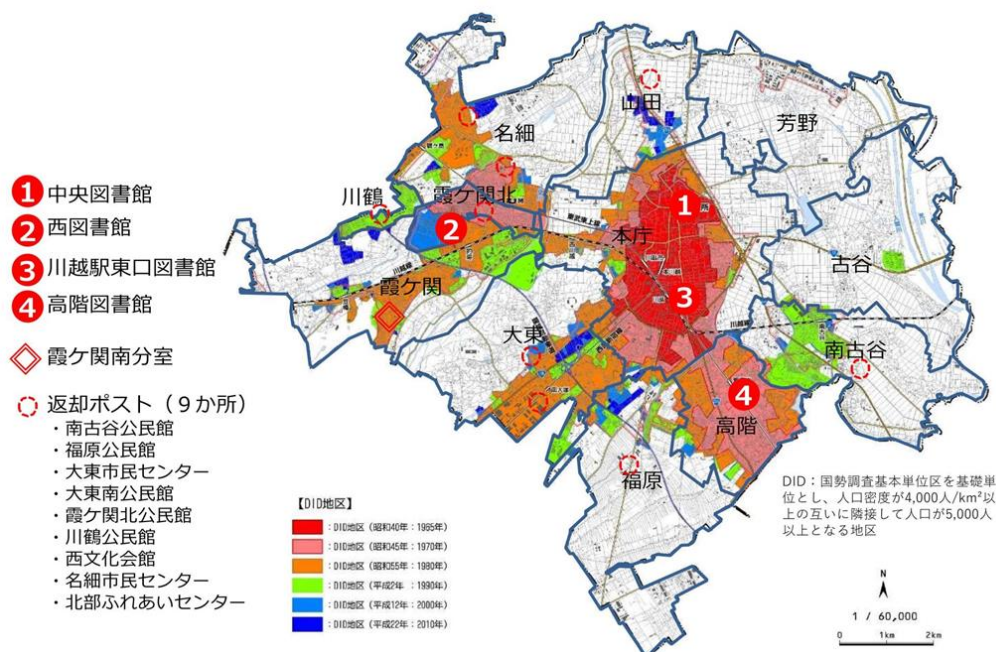
加えて、本市以外の公共図書館との連携による蔵書管理などを研究し、蔵書構成の見直し等を行うことで、限られたスペースを最大限に活用した蔵書の管理を進めます。

(2) 規模・配置について

本市には、本館として中央図書館（主に中心市街地、市北部、東部地区）、分館として西図書館（西部地区）・川越駅東口図書館（川越駅周辺などの市街地）・高階図書館（南部地区と東部地区）の4施設が配置されています。

国が定めている「図書館の設置及び運営上の望ましい基準¹⁰」を概ね満たしています。

【図表 70 本市における人口集中地区（DID¹¹）と図書館の位置】



※川越市立地適正化計画にある人口集中地区（DID）に図書館4館の位置を社会資本マネジメント課で加筆

※返却ポストは2018年度末時点の場所を記載

※2019年10月から古谷市民センターに返却ポストを設置

¹⁰ ○図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）（平成24年12月文部科学省告示）

第1 総則

二 設置の基本

③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

¹¹ DIDとは、国勢調査基本単位区を基礎単位とし、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000以上となる地区のこと

3 図書館の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 71 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
中央図書館	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
川越駅東口図書館 (クラッセ川越内)	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

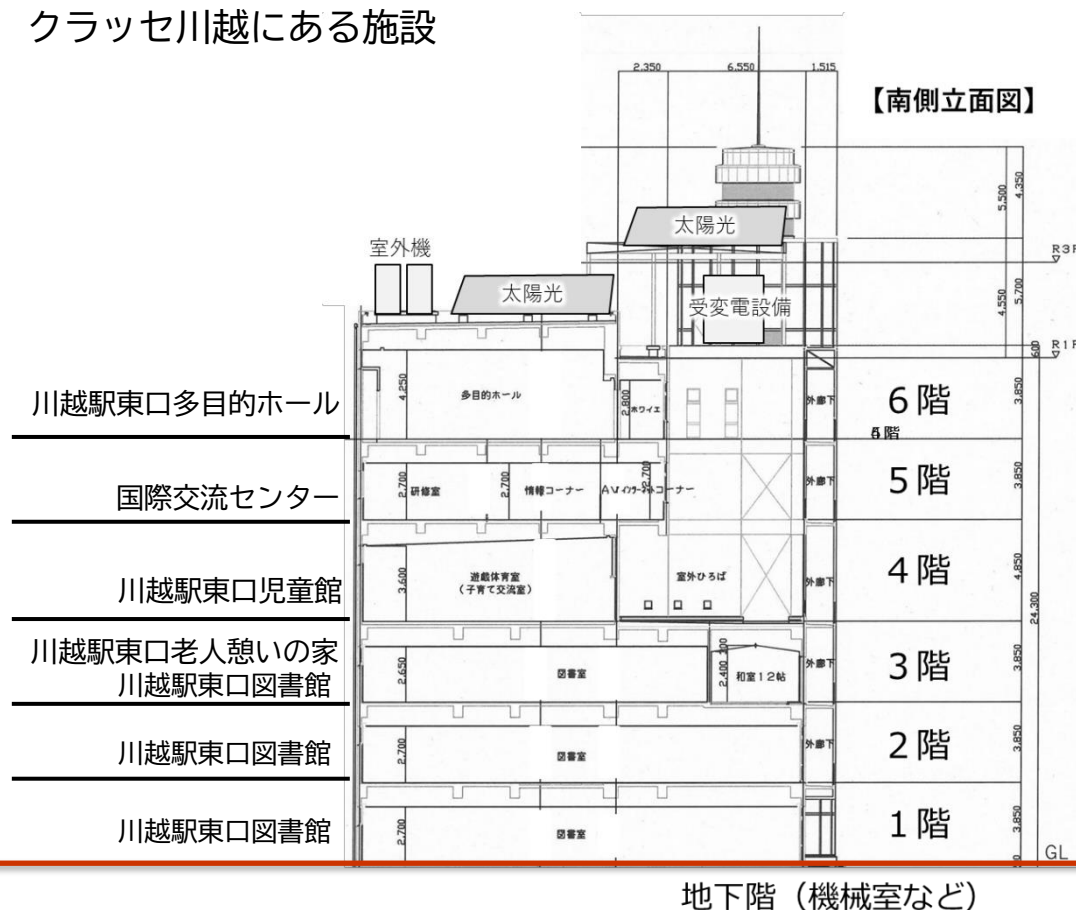
複合施設① クラッセ川越（川越駅東口複合施設）

クラッセ川越は、市民の積極的な文化・コミュニティ活動や生涯学習活動等の場として設置した施設で、図書館、老人憩いの家、児童館、国際交流センター、多目的ホールを設置しています。

(1) 施設諸元など

- ・ 名 称 クラッセ川越
(クラッセは、ドイツ語で「すばらしい」「トップクラスの」)
- ・ 住 所 川越市菅原町 23-10
- ・ 建築年度 2001 年度
- ・ 構造階数 鉄筋コンクリート造/地下1階地上6階
- ・ 敷地面積 770 m²
- ・ 延床面積 2,641 m²

(2) クラッセ川越にある施設



余白ページ

B－3 学習施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 国際交流センター、市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設は、稼働実態を精査のうえ、総量を適正な規模にするとともに、類似機能の共用化を進めます。
また、学習施設を設置している複合施設は、築年数が浅いため、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 環境プラザ（つばさ館）は、他の施設との多機能化や民間活力の活用を検討するなど、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（共通）

学習施設は、比較的新しい施設で、全て新耐震基準建築物となっています。国際交流センター、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設は、複合施設です。

（国際交流センター）

国際交流センターは、クラッセ川越に設置されており、地域の国際化を推進するための拠点施設です。外国籍市民が快適な市民生活を送ることができるように、情報提供や日本語教室、相談業務等を行っています。

2018年度の利用者数は18,109人で、過去5年間（2013-2017年度）の平均利用者数（17,784人）と比較すると、ほぼ横ばいです。近年、本市の外国籍市民数は増加傾向にあります。

※国際交流センターのあるクラッセ川越の概要については、「B－2図書館」に記載しています。

（市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設）

市民活動・生涯学習施設と男女共同参画推進施設は、ともに川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例で位置付けられた文化芸術振興・市民活動拠点施設（ウェスタ川越）に設置されています。ウェスタ川越は、文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資することを目的としています。

また、ウェスタ川越は、埼玉県と共同で建築した施設であり、指定管理者

制度を導入しています。ウェスタ川越には、この2施設に加え、南公民館が設置されており、それぞれの事業が重複することがないように指定管理者と市が調整を図りながら事業を行っています。

市民活動・生涯学習施設の2018年度の利用者数は、122,795人で、各室の平均使用率は65.8%です。

男女共同参画推進施設の2018年度の利用者数は、28,242人で、各室の平均使用率は67.5%です。

※両施設のあるウェスタ川越の概要については、「C-1 ホール施設」に記載しています。

(環境プラザ（つばさ館）)

環境プラザ（つばさ館）は、資源化センターの敷地内にあり、熱回収施設やリサイクル施設等の見学やリサイクル品の頒布などを行っています。

2018 年度の利用者数は 50,631 人で、リサイクル品の売払収入等が約 1,900 万円あります。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 72 対象施設一覧（学習施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	国際交流センター	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
2	市民活動・生涯学習施設	本庁	2014	—	—	ウェスタ川越内
3	男女共同参画推進施設	本庁	2014	—	—	ウェスタ川越内
4	環境プラザ（つばさ館）	名細	2009	—	—	資源化センター内

※国際交流センターの延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

※市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設の延床・敷地面積は、文化芸術振興施設(ウェスタ川越大ホール)に含めて記載

※環境プラザ（つばさ館）の延床・敷地面積は、資源化センターに含めて記載

【図表 73 配置図（学習施設）】



(3) 学習施設の課題

(国際交流センター)

① 施設効用の向上

今後、より一層、本市の外国籍市民の増加や多国籍化が見込まれます。国籍等にかかわらず、暮らしやすい地域社会づくりを推進するための環境整備が、本市においても求められています。

クラッセ川越にある国際交流センターは、建築後 20 年未満の施設ですが、空調設備に一部不具合が生じています。

(市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設)

2014 年度に建築したウェスタ川越に設置されており、施設も新しく、使用率も比較的高いことから、現時点では両施設に関する課題はありません。

(環境プラザ（つばさ館）)

2009 年度に建築した資源化センターの敷地内に設置されており、現時点での施設に関する課題はありません。

2 学習施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(共通)

本市にある学習施設は、全て新耐震基準建築物です。今後も、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

(国際交流センター)

外国籍市民が増加することを考えると、地域社会の構成員である外国籍市民を支える国際交流センターが持つ機能は、さらに重要度が増すこととなります。国の動向を見据えつつ、当センターが持つ役割を含め、施設効用の向上について検討を進めます。

経年劣化に伴う、空調設備等の不具合に対し、改修の検討を進めます。

(市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設)

ウェスタ川越にある両施設は、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

(環境プラザ（つばさ館）)

設置目的が環境に係わる普及啓発のための施設であることから、資源化センターと一体となって活用が図られる施設です。

そのため、将来、資源化センターの更新の検討の際には、環境プラザ（つばさ館）の在り方についてもあわせて検討を行います。

(2) 規模・配置について

(環境プラザ（つばさ館）)

資源化センターと連動したサービス提供を行っているため、資源化センターと同一敷地内に配置されています。

3 学習施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 74 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
国際交流センター (クラッセ川越内)	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

B-4 その他教育施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 博物館及び美術館は、計画的な改修及び修繕を実施するとともに、より連携した体制の構築について検討します。
また、周辺自治体や県との広域化を検討するとともに、民間活力の導入を含め、施設効用の向上を図ります。

1 施設の概要など

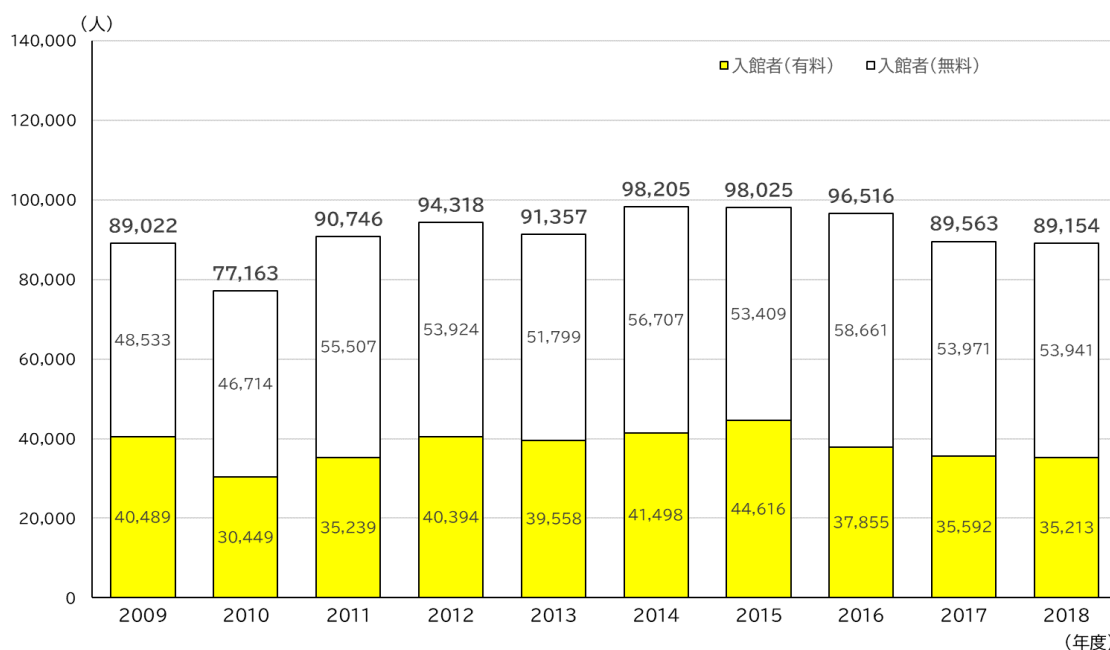
(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（博物館）

博物館は、博物館法及び川越市立博物館条例で位置付けられた施設で、市民一人一人の人間性豊かな教育と文化づくりをめざし、郷土川越の歴史と文化に対する認識を深め、郷土に誇りを持ち、市民の愛郷心の育成に資することを目的とし、市制施行 60 周年記念事業の一つとして建設しました。

2018 年度の入館者数は、89,154 人（図表 75）で、5,974,490 円の収入（入館料）がありました。2018 年 11 月には、1990 年 3 月の開館以来の入館者数が、延べ 350 万人に到達しています。

【図表 75 博物館の 2009 年度以降の入館者数の推移】

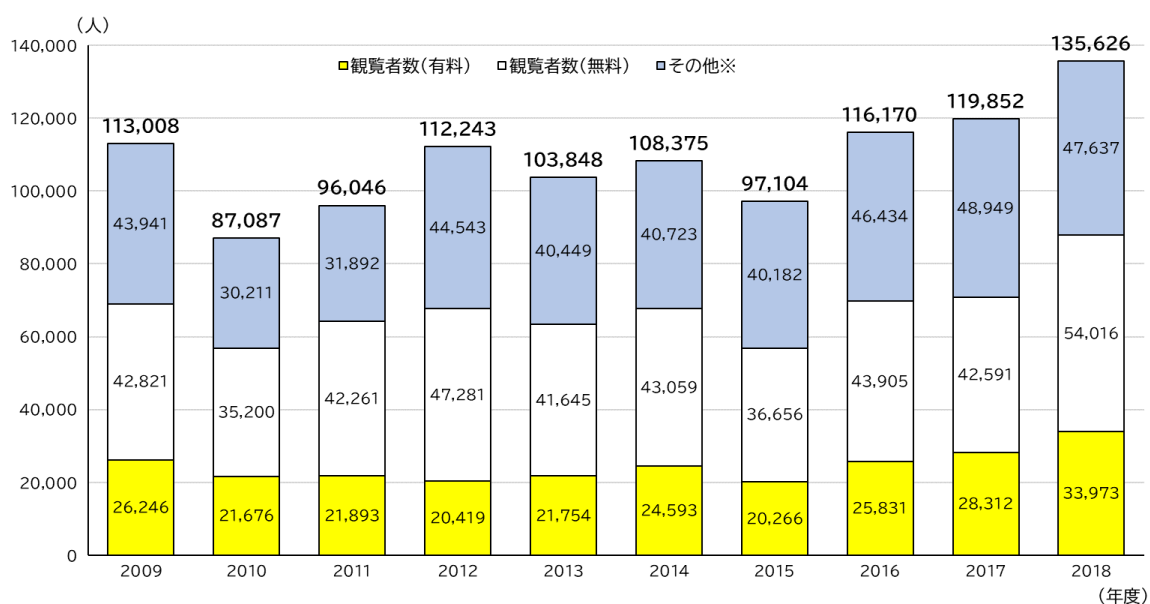


(美術館)

美術館は、博物館法及び川越市立美術館条例で位置付けられた施設で、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図るとともに、市民に美術活動の場を提供し、もって芸術及び文化の発展に寄与することを目的とし、市制施行 70 周年記念事業の一つとして建設しました。

2018 年度の利用者数は、135,626 人（図表 76）で、18,223,897 円の収入（観覧料・使用料）がありました。

【図表 76 美術館の 2009 年度以降の利用者数の推移】



※その他…市民ギャラリー・創作室などの利用者

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 77 対象施設一覧（その他教育施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	博物館	本庁	1989	3,986	5,606	
2	美術館	本庁	2002	3,146	3,862	内 455 ㎡借地

【図表 78 配置図（その他教育施設）】



(3) その他教育施設の課題

① 計画的な施設・設備の保全

その他教育施設は、経年劣化による施設や設備の不具合などが発生し始めています。文化財や美術品等を収蔵し、展示している施設であることから、収蔵品等を保護するための設備は、不具合の予兆が発見された段階で、適切な改修が必要です。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

建築基準法に基づく点検など、通常の施設の維持管理に加え、文化財や美術品等の収蔵に係る維持管理業務を行っています。施設の特性にも配慮した施設の維持管理について、効率的・効果的に行うための検討が必要です。

2 その他教育施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

その他教育施設は、収蔵品等を適切な状態で維持管理を行うための温度や湿度、防火などの設備が適正に管理されていることが重要です。今後も、点検結果等に留意しつつ、適切な維持管理を行います。

また、その他教育施設は、敷地が一体で施設が隣接している立地条件を活かし、施設の維持管理に係る共通した業務については一括で委託契約を行うなど、効率的で効果的な施設の維持管理となるよう連携を進めます。

(2) 規模・配置について

文部科学省が示した、博物館や美術館の施設及び設備に関する基準¹²に照らしても、博物館と美術館は基準を満たしています。

本市にあるその他教育施設は、川越城本丸御殿などの歴史的建造物が近くにあり、歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されている区域に設置しています。

3 その他教育施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 79 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
美術館	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

¹² ○博物館の設置及び運営上望ましい基準（文部科学省告示 H23.12.20）

（施設及び設備）

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

C 文化・スポーツ・観光施設

【目次】

- C－1 ホール施設
- C－2 スポーツ施設
- C－3 観光関連施設
- C－4 集会施設

余白ページ

C-1 ホール施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- ホール施設（地域ふれあいセンターを除く。）は、稼働実態を精査のうえ、ホール施設の在り方を検討するとともに、総量を適正な規模にします。
- ウェスタ川越大ホールは、県とも連携して計画的な維持・管理を行い、予防保全を図ります。
また、川越駅前の立地を活かし、周辺自治体との広域化を検討します。
- 地域ふれあいセンターのホールは、その規模や用途によって、学校など他の公共施設との多機能化を進めます。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

(文化芸術振興・市民活動拠点施設 大ホール)

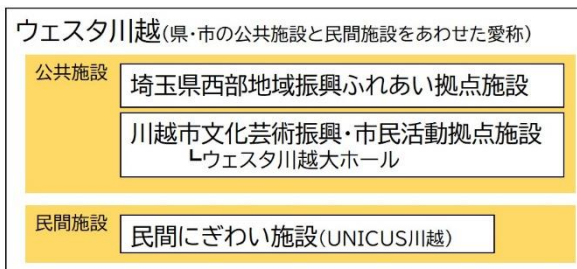
文化芸術振興・市民活動拠点施設は、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設条例で位置付けられた施設で、文化芸術の振興並びに市民の活動及び交流の促進を図り、もって市民の文化の発展及び福祉の増進に資するために設置した施設です。

大ホールがあるウェスタ川越は、埼玉県が所有する埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び本市が所有する川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の公共施設と、民間にぎわい施設

（UNICUS 川越）をあわせた愛称です。

なお、公共施設のある棟は、指定管理者である NeCST が運営しています。

ウェスタ川越大ホールは、座席数 1,722 席と本市のホール施設で最も大きい施設で、2018 年度のホール部分の利用件数は 307 件、利用者数は 250,331 人であり、使用率は 73.0%となっています。



(やまぶき会館、川越駅東口多目的ホール、西文化会館、南文化会館)

やまぶき会館、川越駅東口多目的ホール、西文化会館及び南文化会館は、川越市文化施設条例で位置付けられ、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るために設置した施設です。

やまぶき会館は、旧市民会館の中ホールとして建築され、座席数 518 席です。2016 年度に舞台照明操作卓の改修を行っています。

川越駅東口多目的ホールは、やまぶき会館分室としてクラッセ川越に設置されており、座席数 204 席です。

※川越駅東口多目的ホールのあるクラッセ川越の概要については、「B-2 図書館」に記載しています。

西文化会館のホールは 352 席、南文化会館のホールは 368 席の座席数があります。西文化会館は 2017 年度に屋根・外壁タイルの一部と舞台照明設備、南文化会館は 2016 年度に舞台音響調整卓の改修を行っています。

2018 年度、各施設のホールの利用状況は以下のとおりです（図表 80）。

なお、やまぶき会館、西文化会館、南文化会館は、指定管理者である公益財団法人川越市施設管理公社が運営しています。

【図表 80 ホールの利用状況】

	使用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)
やまぶき会館	50.0	278	61,644
川越駅東口多目的ホール	98.7※	715	24,585
西文化会館	40.0	202	31,854
南文化会館	36.4	208	30,251

※川越駅東口多目的ホールの使用率は日使用率¹³

（北部地域ふれあいセンター、東部地域ふれあいセンター）

北部地域ふれあいセンターと東部地域ふれあいセンターは、川越市地域ふれあいセンター条例で位置付けられ、市民に文化活動及び学習の場を提供することにより市民の相互交流を図り、もって市民の文化の向上及び豊かな地域社会づくりに資するために設置した施設です。

北部地域ふれあいセンターのホールは 201 席、東部地域ふれあいセンターのホールは 200 席の座席数があります。

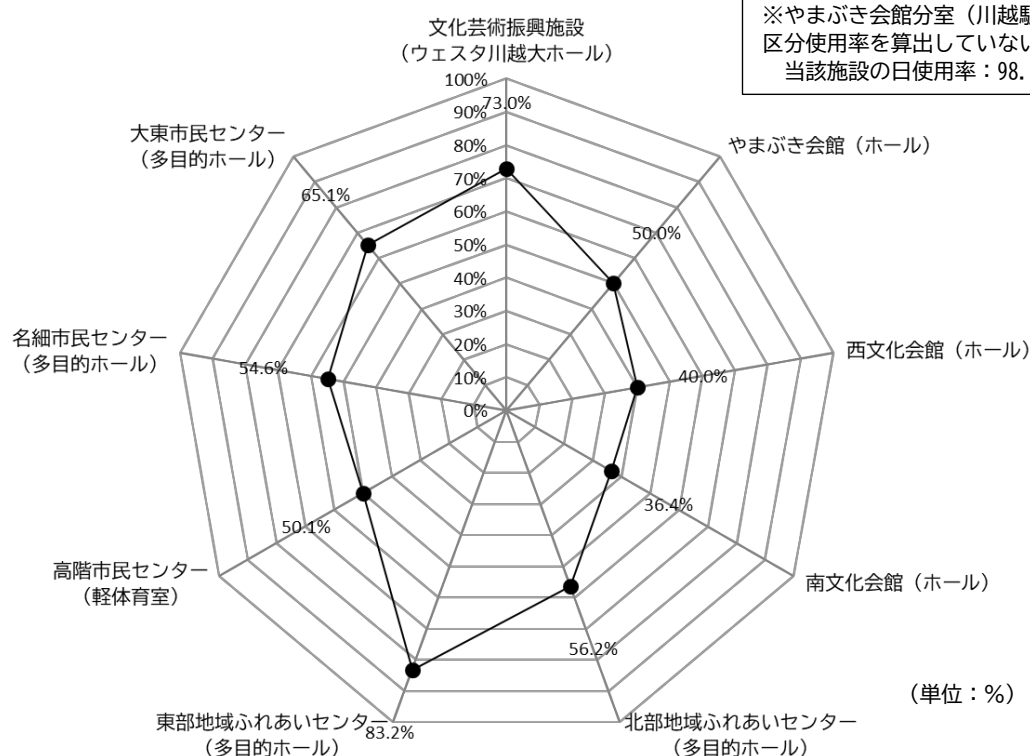
北部地域ふれあいセンターの 2018 年度のホール部分の利用件数は 516 件、利用者数は 15,663 人、使用率は 56.2%となっています。2016 年度に太陽光発電設備の一部を改修しています。

東部地域ふれあいセンターの 2018 年度のホール部分の利用件数は 764 件、利用者数は 19,479 人、使用率は 83.2%となっています。

なお、北部地域ふれあいセンターは、特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会が、東部地域ふれあいセンターは、特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会が指定管理者として運営をしています。

¹³ 日使用率（%）＝（利用者がいた日／総開館日）×100

【図表 81 ホールの使用率（2018 年度）】



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 82 対象施設一覧（ホール施設）】

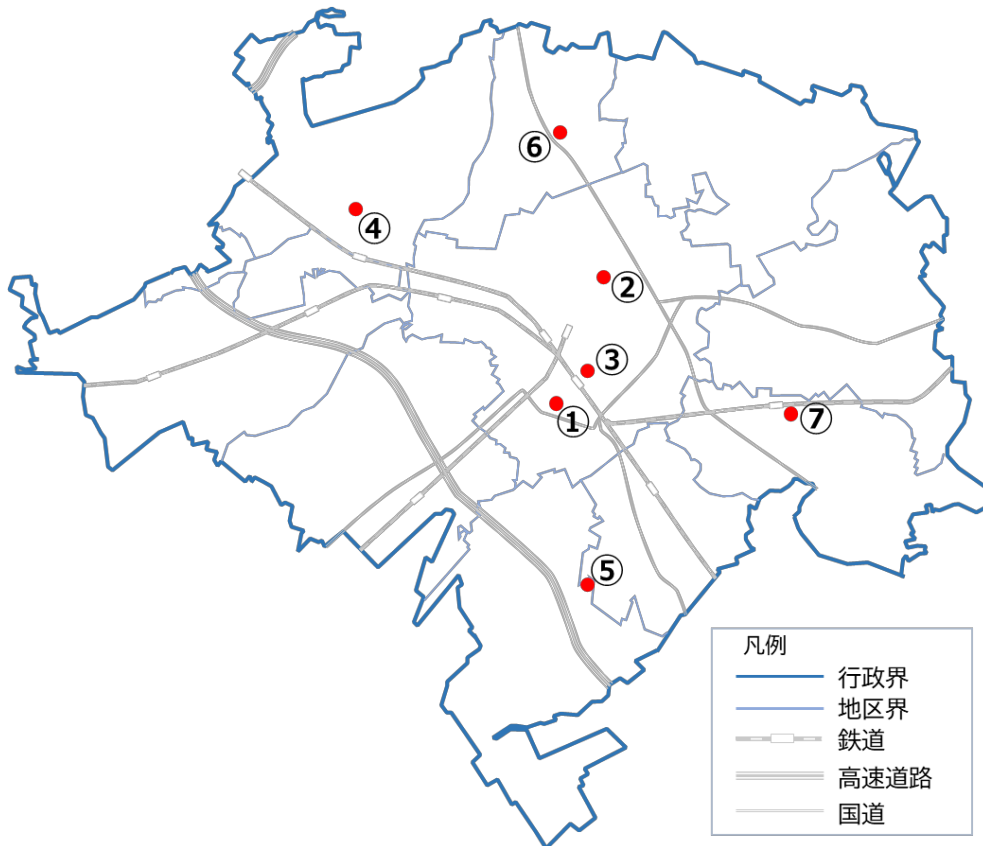
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	文化芸術振興施設 (ウェスタ川越大ホール)	本庁	2014	40,211	15,637	ウェスタ川越内 内 2,222 ㎡借地
2	やまぶき会館	本庁	1991	4,909	6,193	内 2,809 ㎡借地
3	やまぶき会館分室 (川越駅東口多目的ホール)	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
4	西文化会館(メルト)	名細	1988	3,191	8,849	内 2,532 ㎡借地
5	南文化会館 (ジョイフル)	福原	1993	4,298	14,670	
6	北部地域ふれあいセンター	山田	2002	1,259	4,626	全借地
7	東部地域ふれあいセンター	南古谷	2007	977	3,765	内 1,227 ㎡借地

※文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール）の延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載。敷地面積は、民間にぎわい施設部分（7,658 ㎡）を除く。

※やまぶき会館の敷地面積は、旧市民会館を含めた面積を記載

※やまぶき会館分室（川越駅東口多目的ホール）の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館を含めて記載

【図表 83 配置図（ホール施設）】



なお、ホールの形状や主に使用する用途により、劇場型や多目的型、体育館型などがありますが、対象施設は劇場型及び多目的型を対象とします（図表 84）。

【図表 84 ホール施設（類似を含む）の区分について】

	劇場型	多目的型	体育館型
施設名	- 文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール） - やまぶき会館 - 西文化会館 - 南文化会館 - 中央図書館視聴覚ホール - 博物館視聴覚ホール	- 北部地域ふれあいセンター - 東部地域ふれあいセンター - 川越駅東口多目的ホール - 高階市民センター - 名細市民センター - 大東市民センター など	- 農業ふれあいセンター多目的ホール - なぐわし公園PiKOA多目的ホール - 川越運動公園体育館 - 小中学校体育館 など
イメージ			
内容	✓ ホール専用の室 ✓ 主にコンサートや講演会、観劇鑑賞などの会場として利用 ✓ 成果発表の場としても利用 ✓ 座席は固定されている ✓ 音響設備や照明設備等も設置	✓ 生涯学習・社会教育の活動・成果発表の場や軽体育室として併用 ✓ フロアは平面（平土間） ✓ 座席は常設されていない ✓ 座席が電動で移動する施設あり	✓ 主に運動を行う室 ✓ 式典等の会場としても利用 ✓ 座席は常設されていない ✓ 川越運動公園体育館は、座席が電動で移動

(3) ホール施設の課題

① 施設の適切な維持管理と施設効用の向上

ホール施設は、躯体に係る保全に加え、ホールが持つサービスを提供するため、ホールに付属する多くの機器設備も、あわせて維持管理を行う必要があります。

利用者が使用料を負担していることを踏まえ、サービスを安定的に提供できるよう維持管理を行っていく必要があります。

また、ホール施設の中には、ホールや貸室の使用率が低い施設もあることから、施設効用の向上に向けた取組を行う必要があります。

② ホールの規模の適正化と類似している機能の整理

本市のホールに係る文化施設の設置経緯を踏まえ、より市民が利用しやすいホールへ、更新時には規模を適正化する必要があります（図表 85）。

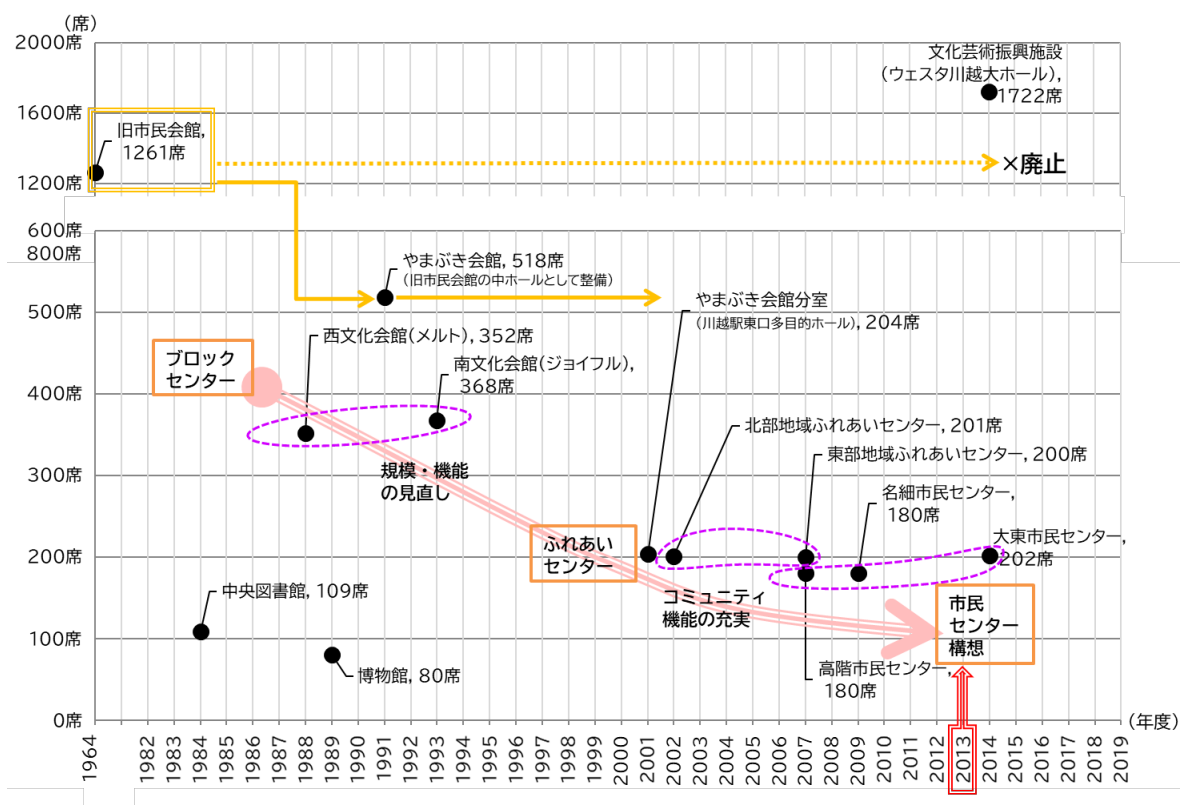
また、ホール施設の中には、他の公共施設と類似した座席規模であったり、貸室が設置されたりしていることから、地域における公共施設の配置状況を踏まえ、機能の整理を行う必要があります。

③ 文化芸術振興施設（ウェスタ川越）の維持管理

ウェスタ川越は、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設と川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設という県と市の複合施設です。

本市の公共施設の中では最も延床面積が大きく（県有・共用部分を含む。）、多種多様な施設が集まっていることから、維持管理のための業務委託や改修に係る費用が大きくなることが想定されます。

【図表 85 設置経緯からみたホール施設の建築年度と座席数】



2 ホール施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

ホール施設は、全て新耐震基準建築物であることから、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

ホールには、音響設備、照明設備、舞台設備など、多くの機器設備が設置されています。ホールを利用する際、これらの設備の利用が前提となることから、必要に応じ改修を行います。

本市のこれまでのホールに係る設置の経緯を踏まえ、「行政や指定管理者等が提供する文化活動」も行いつつ、「市民の自主的な文化活動」を支援するため、地域住民が使用しやすい施設になるよう、更新時には規模の見直しを行います。

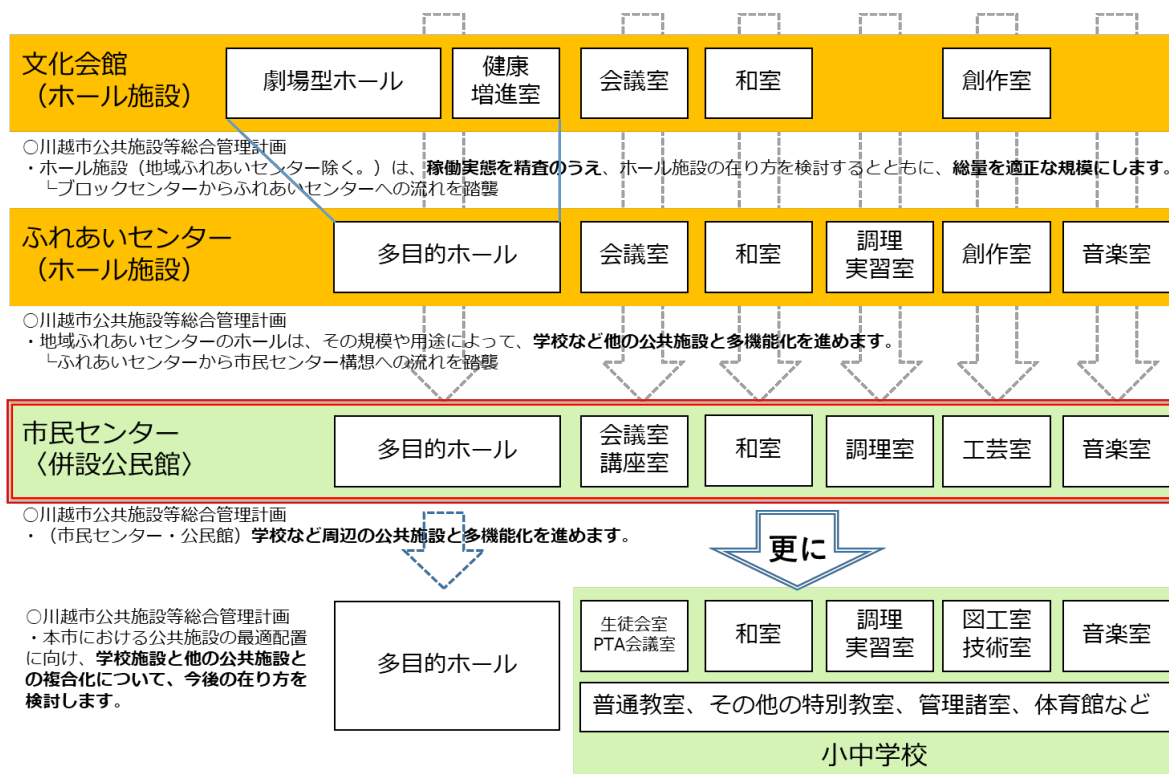
ホール施設にある「会議室」、「和室」、「調理室」、「工作室」、「音楽室」などの貸室は、地域にある公民館等の貸室と用途が重複しています。特に、和室、調理室及び工作室は、ホール施設と公民館等ともに使用率が低い状況です。

ホール施設の「規模の見直し」や「貸室の重複解消」のため、他の公共施設（市民センターや学校施設）の更新の際には、ホール施設の複合化について検討を進めます（図表 86）。

文化芸術振興施設（ウェスタ川越）は、埼玉県との複合施設であることから、予算や休館時期等について、埼玉県や指定管理者と協議・調整を行い、計画的に行うとともに、財政負担の平準化に努めます。

ホールの使用率が、西文化会館では 40.0%、南文化会館では 36.4%であることから、使用率の向上のための取組を検討します。

【図表 86 重複した貸室の解消やホール機能の配置のイメージ】



(2) 規模・配置について

ホールは、本市における文化施設の設置の経緯を踏まえ、更新時には規模の見直しを行います。

また、ホールやホール以外の貸室についても、他の公共施設の配置状況を踏まえ、ホール施設や他の公共施設の更新の際、重複した貸室の解消やホール機能の配置の検討を行います。

3 ホール施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 87 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
川越駅東口多目的ホール (クラッセ川越内)	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
北部地域ふれあいセンター	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

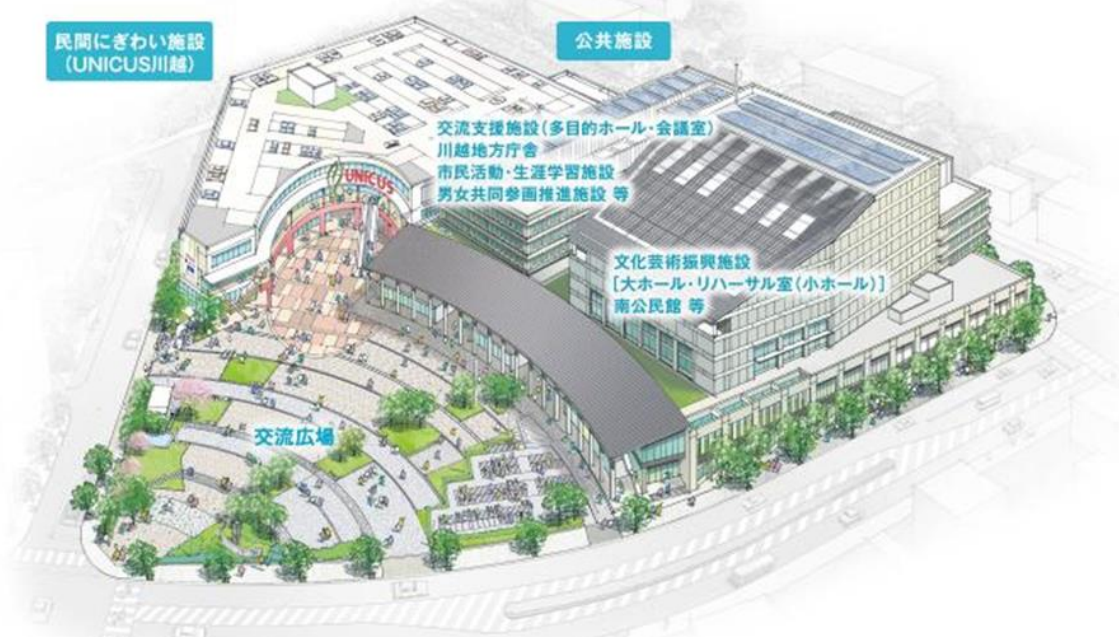
複合施設② ウェスタ川越

ウェスタ川越は、埼玉県と川越市が共同し、地域産業の振興に加え、文化芸術の振興や地域住民の活動・交流を促進するための県及び市の公共施設と、民間事業者による、民間にぎわい施設を一体的に整備した施設です。

ウェスタ川越にある本市の施設は、大ホール、公民館、市民活動・生涯学習施設、子育て支援センター、男女共同参画推進施設などがあります。

(1) 施設諸元など

- ・ 愛 称 ウェスタ川越
(埼玉県西部と川越駅西口の「西:West」と「スタート:Start」を組み合わせた造語)
県有施設の名称：埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設
市有施設の名称：川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設
民間施設の名称：UNICUS 川越
- ・ 住 所 川越市新宿町 1-17-17
(公共施設部分)
- ・ 建築年度 2014 年度
- ・ 構造階数 鉄筋コンクリート造/地上 6 階地下 2 階
- ・ 敷地面積 15,637 m²
- ・ 延床面積 40,211 m²
- ・ 指定管理者 NeCST (2015 年 2 月 28 日～2020 年 3 月 31 日)

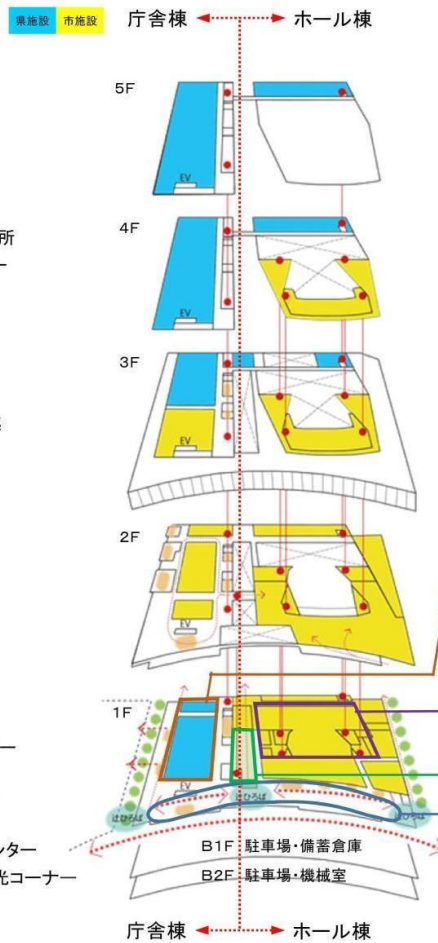


※指定管理者は 2018 年度末時点

(2) ウェスタ川越にある施設 (2020 年4月時点)

各階平面図

- 5F (県施設)
商工団体等
創業支援施設
川越農林振興センター
- 4F (県施設)
パスポートセンター川越支所
川越比企地域振興センター
川越建築安全センター
西部教育事務所
西部環境管理事務所
- 3F (県施設)
消費生活支援センター川越
川越県税事務所
会議室
(市施設)
男女共同参画推進施設
市民相談室
- 2F (市施設)
大ホール・ホワイエ
リハーサル室(小ホール)
市民活動・生涯学習施設
子育て支援センター
ワークショップ・情報コーナー
- 1F (県施設) (市施設)
多目的ホール 公民館
会議室 証明センター
産業観光コーナー
喫茶室



多目的ホール



大ホール



光庭



魅せ蔵モール

※ 1 階証明センターは、2020 年 6 月に川越市民サービスステーションに移転

C-2 スポーツ施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 武道館は、必要な機能や利用者の状況を考慮し、他の施設との共用化を含め、施設の在り方を検討します。
- 芳野台体育館は、稼働実態を精査のうえ、他の施設との共用化などにより機能を維持します。
- 川越運動公園は、周辺自治体や県との広域化により負担の軽減を図りつつ、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）は、引き続き民間活力の活用を進め、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（川越武道館）

川越武道館は、川越武道館条例で位置付けられた施設で、市民の健康と体力の増進に寄与することを目的として、剣道場、柔道場、弓道場を有しています。

2018年度の利用者数は、29,713人で、日使用率は100%です。

川越武道館は、旧耐震基準建築物です。2019年度から、耐震補強工事及び内部改修工事を実施しています。

（芳野台体育館）

芳野台体育館は、川越市社会体育館条例で位置付けられた施設で、市内で唯一の社会体育館です。市民のスポーツの振興を図り、もって市民の健康的な生活に資することを目的としています。隣接する中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）と、渡り廊下でつながっており、開設当初から一体的に管理されています。

2018年度の利用者数は、20,146人で、使用率は79.9%となっており、2003年度と比較すると約1.9倍となっています。

芳野台体育館は、新耐震基準建築物です。1999年度に屋上防水、2000年度に床面塗装工事を実施しています。

なお、当施設は、指定管理者である公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが運営しています。

（初雁公園野球場）

初雁公園は、都市公園法に基づく都市公園です。有料の公園施設として、川越市都市公園条例で位置付けられた野球場があり、全国高校野球選手権埼玉大会など、多くの大会に利用されています。

2018 年度の利用者数は、10,348 人であり、年々利用者数は減少しています。

なお、初雁公園野球場は、旧耐震基準建築物です。

（川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟））

川越運動公園は、都市公園法に基づく都市公園です。有料の公園施設として、川越市都市公園条例で位置付けられた、陸上競技場、総合体育館、テニスコートがあり、全て新耐震基準建築物です。

2018 年度の陸上競技場の利用者数は、72,557 人で、日使用率は 99.7%です。総合体育館の利用者数は、159,453 人で、日使用率は 100%です。テニスコートの利用者数は 62,467 人で、日使用率は 99.0%です。

陸上競技場は、日本陸上競技連盟に第 2 種競技場として公認されています。総合体育館は、2013 年度に吊り天井、2017 年度に床を改修しています。

なお、川越運動公園は、指定管理者である公益財団法人川越市施設管理公社が運営しています。

（なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA））

なぐわし公園は、都市公園法に基づく都市公園で、公園内には、有料の公園施設として、川越市都市公園条例で位置付けられた温水利用型健康運動施設（PiKOA）があり、温水プール、温浴施設、多目的ホール、トレーニング室などの施設を有しています。

2018 年度の利用者数は 542,657 人で、2014 年度以降は 50 万人を超えて推移しています。多目的ホールはバスケットボールやバレーボール、卓球などの各種スポーツなどで利用され、2018 年度の使用率は 67.7%です。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）は、新耐震基準建築物です。当施設は、資源化センターの余熱利用施設として、PFI¹⁴事業（BTO 方式¹⁵）で整備され、指定管理者であるなぐわし公園 PFI 株式会社が運営しています。

¹⁴ PFI:Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

¹⁵ BTO 方式:Build Transfer Operate の略。PFI の一手法で、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 88 対象施設一覧（スポーツ施設）】

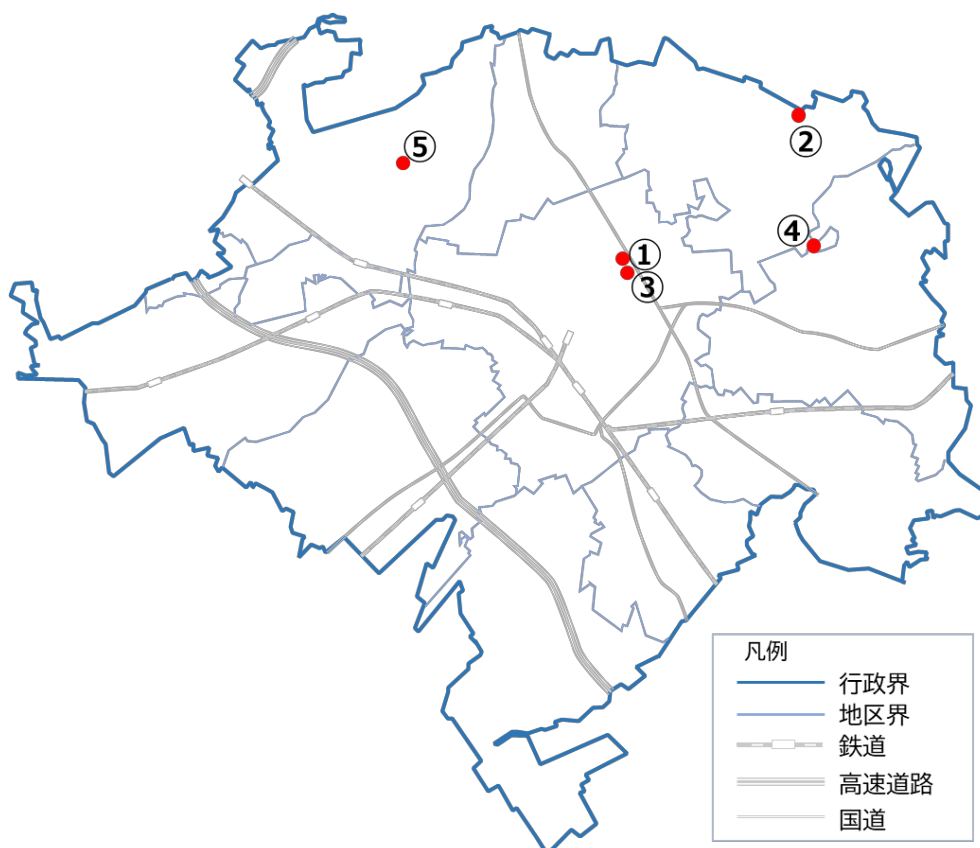
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越武道館	本庁	1974	2,238	1,861	
2	芳野台体育館	芳野	1985	768	2,240	
3	初雁公園野球場	本庁	1952	382	—	
4	川越運動公園	芳野			135,000	
4a	陸上競技場		1989	5,962		
4b	総合体育館		1994	10,241		
4c	テニスコート管理棟		1999	136		
5	なぐわし公園温水利用型健康 運動施設（PiKOA）	名細	2012	7,076	53,698	

※初雁公園野球場の延床面積は、公園内の野球場関連施設の面積を記載

※川越運動公園陸上競技場の建築年度は、メインスタンドの建築年度を記載

※初雁公園野球場の敷地面積は、公園管理事務所に含めて記載。川越運動公園、なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）の敷地面積は、公園供用面積を記載

【図表 89 配置図（スポーツ施設）】



(3) スポーツ施設の課題

① 計画的な施設の保全

スポーツ施設は、児童から高齢者まで幅広く使用する施設です。また、体育館の床のはく離など、安全が確保されずに使用を続けると、利用者が負傷する事故が起こる可能性があります。事故を未然に防ぐため、法定点検の実施や計画的な改修を実施し、適切な保全が必要です。

② 施設更新に向けた検討

初雁公園野球場は、既に建築後 65 年以上経過しており、老朽化が著しい状況です。また、施設更新の検討を行う必要がありますが、現在の場所は、史跡川越城跡にあるため、遺構保存に支障がある現地での建替えは困難な状況です。

③ 多様なニーズに対する対応

スポーツは多種多様であり、個々のスポーツに対応するための専用の施設を整備することは困難です。スポーツに係る多様なニーズを踏まえつつ、適切な施設の規模や仕様の検討が必要です。

2 スポーツ施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

本市にあるスポーツ施設は、どの施設も使用率が高い状況です。今後も、この高い使用率を継続するための維持管理を行います。

川越武道館は、耐震補強工事を実施中であり、今後、20 年程度の使用を見込んでいます。適正な維持管理を行いつつ、目標使用年数を踏まえた保全を行っていきます。

川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート）は、今後も安全に利用をするための維持管理を行います。

芳野台体育館は、同一敷地内にある川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）と一体となって運営されています。川越市中高年齢労働福祉センターの今後の在り方の検討と共に、芳野台体育館の在り方についても検討を行います。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiK0A）は、引き続き民間活力の活用を進め、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

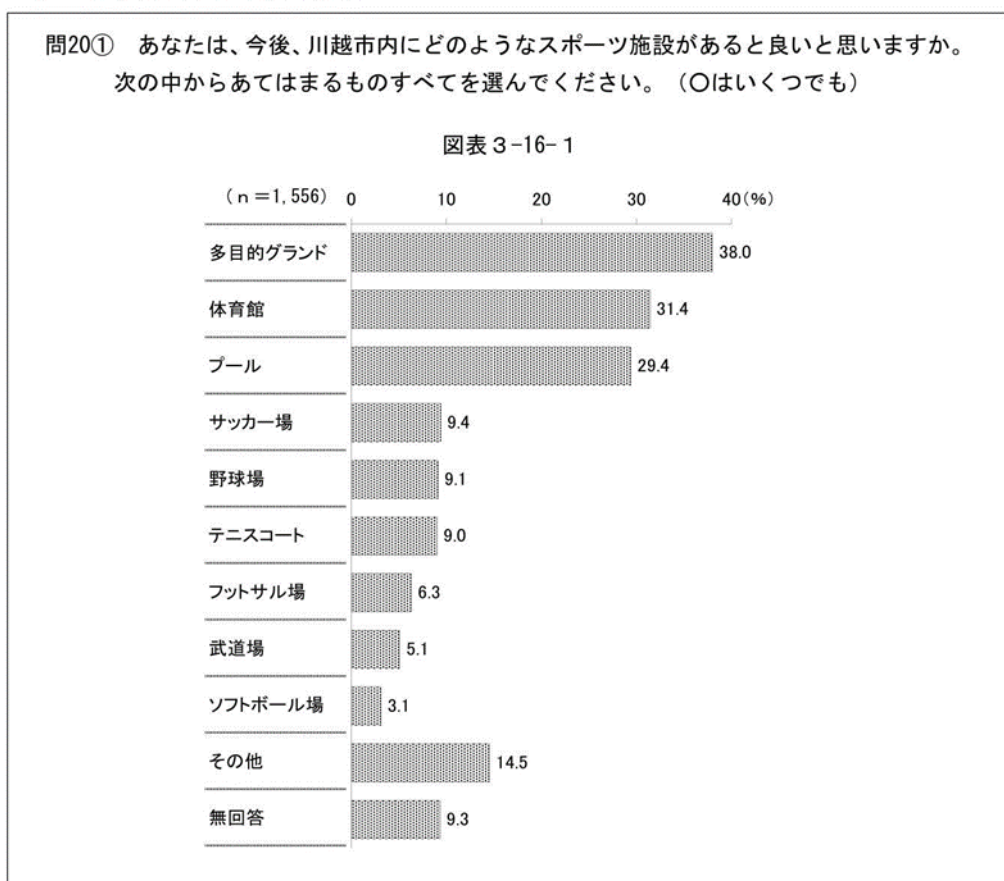
初雁公園野球場は、スポーツニーズの把握等を行いつつ、整備の規模や時期、手法について検討を行います。

2018年度市民意識調査では、望まれるスポーツ施設として、多目的グラウンドや体育館、プールなど、複数の種目ができる施設を望む方が多い結果となっています（図表 90）。また、一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、地域住民が日常の運動をするために利用するには過剰な規模・仕様となっている可能性があることから、広域連携による周辺地方公共団体や県とそれぞれが保有するスポーツ施設の役割分担の検討や、既存の民間施設の利用を促進するなど、公共施設の整備以外の手法の検討を行います。

【図表 90 2018年度市民意識調査（望まれるスポーツ施設）】

(16) 望まれるスポーツ施設

◇「多目的グラウンド」が38.0%



望まれるスポーツ施設をたずねたところ、「多目的グラウンド」（38.0%）が4割近くで前回の調査に引き続き最も多くなっており、ニーズが多様化していることがうかがえる。以下、「体育館」（31.4%）、「プール」（29.4%）、「サッカー場」（9.4%）などの順となっている。

（図表 3-16-1）

(2) 規模・配置について

スポーツ施設を建設する際、基本構想を策定し、その時代で求められている施設規模を検討し、整備しています。

スポーツ施設は、その施設の大きさや駐車場の確保など、一定規模の敷地が必要となります。今後、更新の検討を行う際には、この点にも留意しつつ、配置を検討します。

3 スポーツ施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 91 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
初雁公園野球場	更新の 検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 92 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
川越武道館	その他 改修	耐震補強工事にあわせ、内部改修工事を実施しています。
川越運動公園 (テニスコート管理棟)	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

C－3 観光関連施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 産業観光館（小江戸蔵里）は、効率的で効果的な運営を行うことで、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 川越まつり会館は、民間活力を導入した運営方法を検討し、周辺の観光関連施設と連携し、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 鉄道など民間事業者のスペースに設置している川越駅及び本川越駅の観光案内所は、機能を維持します。なお、賃貸物件に設置しているため、個別施設計画は策定しません。
また、仲町観光案内所については、周辺の施設と連携するなど、施設効用の向上を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（産業観光館（小江戸蔵里））

産業観光館（小江戸蔵里）は、川越市産業観光館条例で位置付けられた施設です。市民の地域産業に関する理解を深めるとともに、市民と観光旅行者の交流を促進することにより地域の活性化を図ることを目的とし、地域の特産品の販売、地場野菜等を使用した創作料理の提供、県内産の日本酒の試飲等を行っています。

2018年度の利用者数は、407,549人で、2014年度以降40万人を超えて推移しています。

産業観光館（小江戸蔵里）は、明治時代以降に建築された酒蔵等を2010年度に改修した、国の登録有形文化財の建物を活用している施設です。2017年度には一部リニューアルを行い、内装、給排水設備、電気設備等を改修しています。

なお、当施設は、指定管理者である株式会社まちづくり川越が運営しています。

（川越まつり会館）

川越まつり会館は、川越まつり会館条例で位置付けられた施設です。市民の川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに、観光の振興

に寄与することを目的とし、川越まつりの山車や資料等の展示を行っています。

2018 年度の入館者数は、97,565 人で、17,414,240 円の収入（観覧料）がありました。

川越まつり会館は、新耐震基準建築物です。

（観光案内所）

観光案内所は、観光事業の振興を図ることを目的に、観光情報発信の拠点として川越駅、本川越駅、仲町の3か所に設置している施設です。

2018 年度の3か所の利用者数の合計は 580,140 人で、観光案内所の利用者数は増加傾向にあります。

川越駅観光案内所及び本川越駅観光案内所は、賃貸物件に設置しています。仲町観光案内所は、1892 年度に建築された旧笠間家住宅を 2010 年度に観光案内所として改修しています。

（元町休憩所）

元町休憩所は、一番街周辺における滞在時間の延長、回遊性の向上を図るため、観光客等の食事や休憩に対応できる施設として川越まつり会館の隣接地に設置しています。

元町休憩所は、新耐震基準建築物です。

（2）対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 93 対象施設一覧（観光関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	産業観光館（小江戸蔵里）	本庁	不明 (2010)	1,251	3,064	
2	川越まつり会館	本庁	2002	1,836	2,819	
3	仲町観光案内所	本庁	1892 (2010)	145	268	
4	元町休憩所	本庁	2014	188	469	

※産業観光館（小江戸蔵里）及び仲町観光案内所は、明治時代等に建築された建物を改修した施設であり、建築年度にある括弧の中は、改修年度を記載

【図表 94 その他施設一覧（観光関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越駅観光案内所	本庁	—	40	—	賃借
2	本川越駅観光案内所	本庁	—	33	—	賃借

※川越駅観光案内所及び本川越駅観光案内所は、賃借している建物に設置しているため、個別施設計画の対象外とする。

【図表 95 配置図（観光関連施設）】



(3) 観光関連施設の課題

（産業観光館（小江戸蔵里））

① 効果的な施設の活用

産業観光館（小江戸蔵里）は、明治・大正・昭和時代に建築された酒蔵等を2010年度に改修した施設であり、現時点で施設に関する課題はありません。賑わいの創出により地域の活性化に資する施設として、より効果的に施設を活用していくため、施設の魅力を向上させ、利用者数の増加に向けた取組が必要です。

(川越まつり会館)

① 計画的な施設・設備の保全

川越まつり会館は建築後 17 年を経過し、空調等の設備に不具合が生じています。そのほか、山車展示のための湿度管理に係る設備等、特有の設備についても維持管理が必要です。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

2017 年 3 月に策定された民間委託等推進計画において、指定管理者制度の導入について検討することとされており、民間活力を活用し、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

(仲町観光案内所、元町休憩所)

仲町観光案内所は 1892 年度建築の住宅を 2010 年度に改修した施設、元町休憩所は 2014 年度に建築した新しい施設であり、現時点で施設に関する課題はありません。

2 観光関連施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(共通)

産業観光館（小江戸蔵里）及び仲町観光案内所は、明治時代等の建物を改修している施設、川越まつり会館及び元町休憩所は、新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

(産業観光館（小江戸蔵里）)

地域産業の魅力の発信のために活用できる地域コンテンツや、多様化する観光客等のニーズに対応するための必要な機能を検討するとともに、引き続き民間活力を活用し、より魅力的な施設とすることにより、施設効用の向上を図ります。

(川越まつり会館)

空調等の設備のほか、展示に係る特有の設備もあわせて、計画的に保全を行います。

また、民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、効率的な施設運営を図ります。

(仲町観光案内所)

多様化する観光旅行者のニーズや、他の観光施設の機能を鑑み、観光案内所として必要な機能や施設の在り方について検討します。

(2) 規模・配置について

産業観光館（小江戸蔵里）は、市民の利用及び市民と観光旅行者の交流の促進のため、多くの観光旅行者が訪れる蔵造りの町並み周辺とその最寄りの鉄道駅周辺を結ぶ結節地域に設置されています。

その他の観光関連施設は、観光の振興に資する施設として、多くの観光旅行者が訪れる蔵造りの町並み周辺に設置されています。

3 観光関連施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 96 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
川越まつり会館	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

C-4 集会施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、稼働実態を精査のうえ、総量を適切な規模とするとともに、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めます。
- 農業ふれあいセンターは、必要な機能や稼働実態を精査のうえ、総量を適正な規模にします。
また、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めるとともに、地域と連携し、施設効用の向上を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越））

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、川越市中高年齢労働者福祉センター条例で位置付けられた施設です。中高年齢労働者の福祉の増進を図ることを目的とし、トレーニング室や会議室等の貸し出しのほか、エアロビクスなどのスポーツ教室や着付けなどの文化教室、集団健康診断などを実施しています。また、隣接する芳野台体育館とは渡り廊下でつながり、スポーツ教室で使用するなど、開設当初から一体的に管理されています。

2018年度の利用者数は26,604人で、近年は増加傾向にあります。トレーニング室の利用者が7,720人と最も多く、他の会議室や和室の平均使用率は23.7%となっています。

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、新耐震基準建築物です。1998年度に屋上防水、外壁等の改修を、2004年度から2007年度にかけて空調設備の改修を行っています。

なお、当施設は、指定管理者である公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが運営しています。

（農業ふれあいセンター）

農業ふれあいセンターは、川越市農業ふれあいセンター条例で位置付けられた施設です。市民が農業体験を通じ農業に対する理解を深めるとともに、農業関係者に研修の場を提供することによりその資質の向上を図ることを目的とし、多目的ホール等の貸し出しのほか、田植えなどの農業体験

事業や農業者を対象とした講演会などを実施しています。敷地内の伊佐沼農産物直売所及び伊佐沼庵では、地場産農産物や加工品の販売が行われています。

2018年度の利用者数は49,450人で、近年は概ね横ばいで推移しています。会議室等は農業者団体による会議など、多目的ホールは卓球などのスポーツで多く利用され、貸室の平均使用率は48.1%となっています。

農業ふれあいセンターは、新耐震基準建築物で、2015年度と2017年度に一部空調設備の更新を行っています。伊佐沼庵及び伊佐沼農産物直売所は、展示用家屋（旧戸田家住宅）であった古民家と農業用倉庫を2005年に改修し、食堂及び農産物直売所として整備した施設で、行政財産の使用を許可し農業者団体である有限会社あぐり小江戸が管理運営を行っています。

また、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「蔵inガルテン川越」事業において、グリーンツーリズムの拠点施設としての整備を進めています。

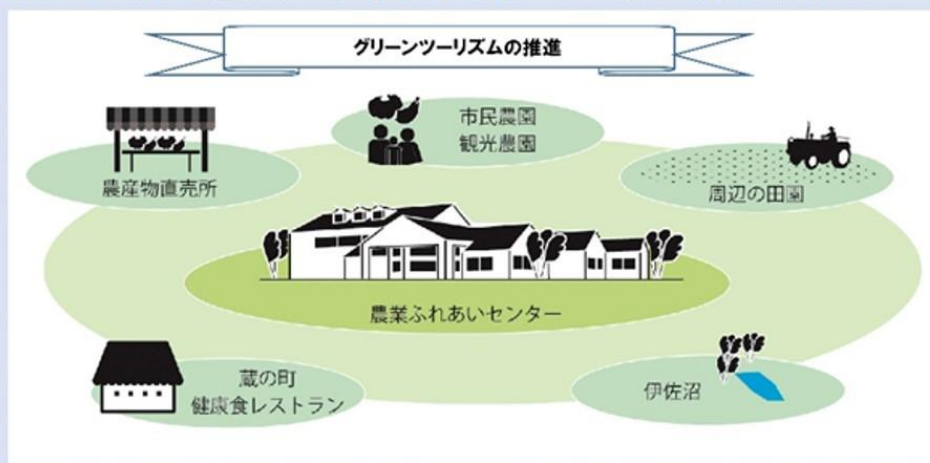
（参考）「蔵inガルテン川越」について

「蔵inガルテン川越」は、農業ふれあいセンターを中心としたグリーンツーリズム拠点の整備により、「農のあるまち川越」の体験を通じて、市民の市に対する愛着の高まり、交流人口の増加による地域経済の活性化を目指すものです。

農業ふれあいセンターの設置目的として「市民が農のある生活を楽しむ」、「農業関係者の研修の場」、「グリーンツーリズムの拠点」の3つを位置付けることとしています。

当事業により2021年度に農業ふれあいセンターの改修が予定されています。グリーンツーリズムの拠点施設として必要な機能を付すための改修に合わせ、屋根の雨漏りなど、喫緊な対応が必要な改修を行うほか、施設の長寿命化を視野に必要な改修を実施することとしています。

■プロジェクト概要図（「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より）



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 97 対象施設一覧（集会施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川越)	芳野	1985	1,350	2,608	内 552 ㎡借地
2	農業ふれあいセンター	芳野			20,122	内 1,908 ㎡借地
2a	農業ふれあいセンター		1989	1,938		
2b	伊佐沼庵		不明 (1992)	147		
2c	伊佐沼農産物直売所		1989	290		

※伊佐沼庵は、江戸時代に建築された建物を改修した施設であり、建築年度にある括弧の中は改修年度を記載

【図表 98 配置図（集会施設）】



(3) 集会施設の課題

① 計画的な施設・設備の保全

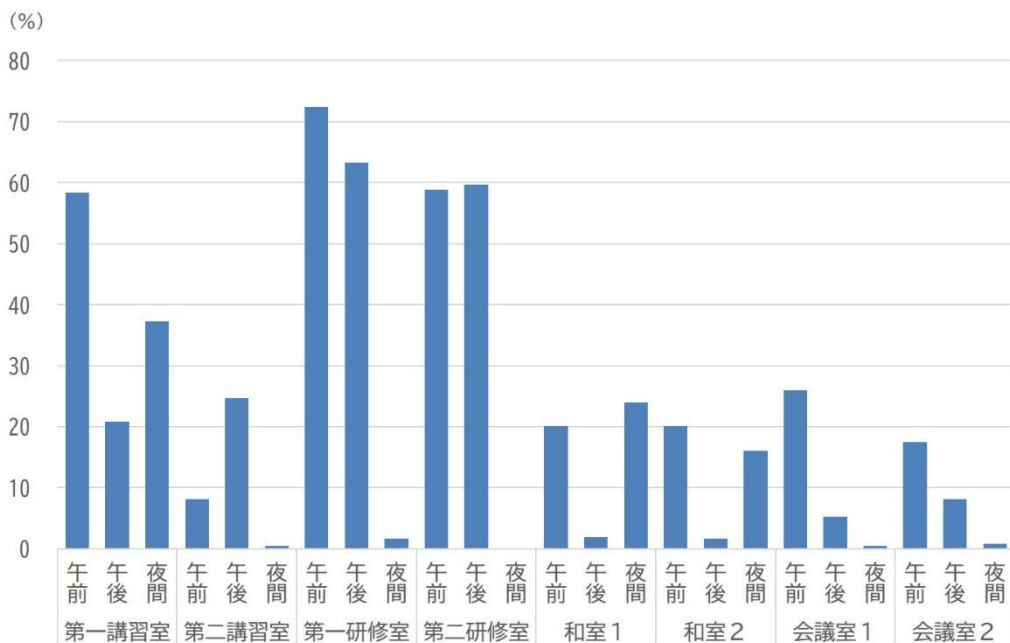
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は建築後 34 年、農業ふれあいセンターは建築後 30 年を経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。外壁や受水槽、変電設備などの計画的な保全が必要です。

② 施設効用の向上

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、トレーニング室の利用が多く、研修室を活用したスポーツ教室等が実施されている一方、使用率の低い部屋や時間帯が見られます（図表 99）。

施設の利用状況やニーズを検証し、施設の在り方を含め施設効用の向上のための検討が必要です。

【図表 99 中高年齢労働者福祉センターの部屋ごとの使用率（2018 年度）】



③ 効率的な運営手法の検討

農業ふれあいセンターは、2017 年 3 月に策定された民間委託等推進計画において、指定管理者制度の導入について検討することとされており、民間活力を活用し、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

2 集会施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越））

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、今後40年目改修が必要となりますが、その前提として、施設の在り方の検討を行います。

検討にあたっては、施設の利用状況やニーズの検証により、サービス内容や運営方法などの必要な見直しを行うとともに、開設当初より一体的に管理されている芳野台体育館の在り方もあわせて検討することとします。

また、他の公共施設においても、類似した部屋があることから、今後の大規模な改修や更新を検討する際や、類似する機能を持つ他の公共施設の更新の際には、複合化や共用化なども見据えた検討を行います。

(農業ふれあいセンター)

農業ふれあいセンターは、「蔵 in ガルテン川越」事業において改修を行います。事業による改修後も、施設を長期にわたって使用するためには、計画的な保全が必要です。

また、民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、効率的な施設運営を図ります。

(2) 規模・配置について

(農業ふれあいセンター)

農業ふれあいセンターは、「蔵 in ガルテン川越グリーンツーリズム拠点整備計画」において施設の在り方や規模の検討がされています。

3 集会施設の検討結果

2025年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 100 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
中高年齢労働者福祉センター （サンライフ川越）	40年目 改修	芳野台体育館と共に施設の在り方を検討した上で、40年目改修の必要性を検討します。
農業ふれあいセンター	その他 改修	「蔵 in ガルテン川越」事業に伴う改修を行います。

余白ページ

D 福祉施設

【目次】

- D-1 市立保育園
- D-2 学童保育室
- D-3 児童福祉施設
- D-4 障害者等福祉施設
- D-5 高齢者福祉施設

余白ページ

D-1 市立保育園

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 2017（平成29）年度には、待機児童の解消を見込んでいることから¹⁶、必要な保育量の把握に努め、保育施設の最適化を図ります。
また、最適化を図るうえで、複合化及び多機能化を視野に入れるとともに、公立保育園（市立保育園）と民間保育所の役割を考慮した今後の在り方の検討を行います。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市立保育園は、保育を必要とする児童を保育するため、児童福祉法第39条第1項に規定された保育所として川越市保育所設置及び管理条例で位置付けられた施設です。

子どもや子育てをめぐる環境が厳しい中、待機児童の解消や仕事と子育てを両立できる環境整備などの課題に対処し、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供するため、子ども・子育て支援新制度が2015年度から始まりしました。

本市では、「川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育サービスの量的拡大や質的向上、多様な保育サービスの推進を目標に掲げ、必要な保育量に応じたサービスの提供に計画的に取り組んでいます。

2018年4月1日現在、市立保育園と民間保育所等¹⁷を合わせて76園が設置され、定員数は4,825人です。

② 利用状況など

市立保育園は、2018年4月1日現在、20園設置され、利用児童数は1,683人¹⁸です。市立保育園の利用児童数は、近年、定員数に近い数値でほぼ横ばいに推移していますが、民間保育所等を含めた保育サービスの利用児童数は年々増加しています。

また、2017年度までの待機児童の解消を目指し、民間保育所等の新設な

¹⁶ 2018年3月に改訂された川越市子ども・子育て支援事業計画においては、2019年度に待機児童の解消を見込んでいる。

¹⁷ 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）をいう。

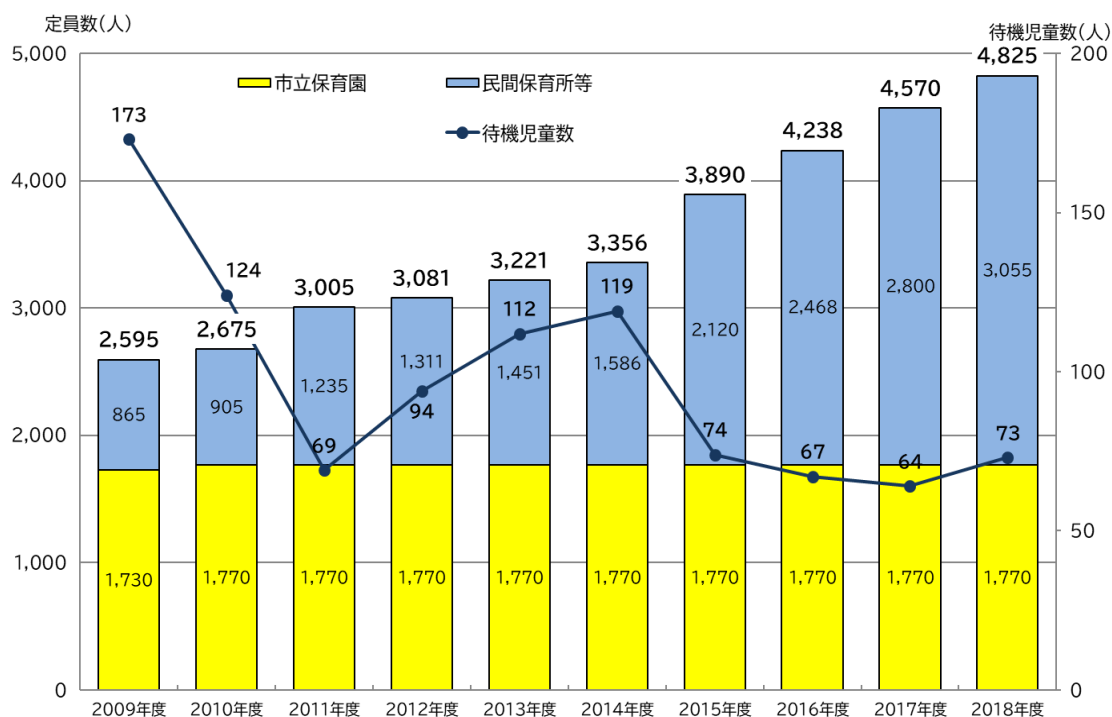
¹⁸ 川鶴保育園の鶴ヶ島市分は含まない。

どで定員数の増加を図ってきましたが、2018 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 73 人であり、その解消には至っていません。

なお、待機児童数の大半は 1 歳児と 3 歳児が占めています。

市立保育園の定員数は、施設ごとに異なった定員数（60 名から 120 名）で運営されています。

【図表 101 保育サービスの定員数と待機児童数の推移】



※市立保育園の定員数には、川鶴保育園の鶴ヶ島市分を含まない。

※数値は、各年 4 月 1 日時点のもの

③ 施設の整備状況

2003 年度以降は名細保育園の新築を最後に市立保育園の新設は行っていませんでしたが、この間、耐震補強工事や改修工事等は実施しており、2019 年度は耐震性能が不足していた南古谷保育園の改築を行いました。旧耐震基準建築物の園舎は 8 園あり、耐震診断結果をもとに必要な工事を行い、全ての園舎で耐震性能を確保しています。

なお、最も古い園舎である古谷保育園は唯一の木造園舎です。

(2) 対象施設

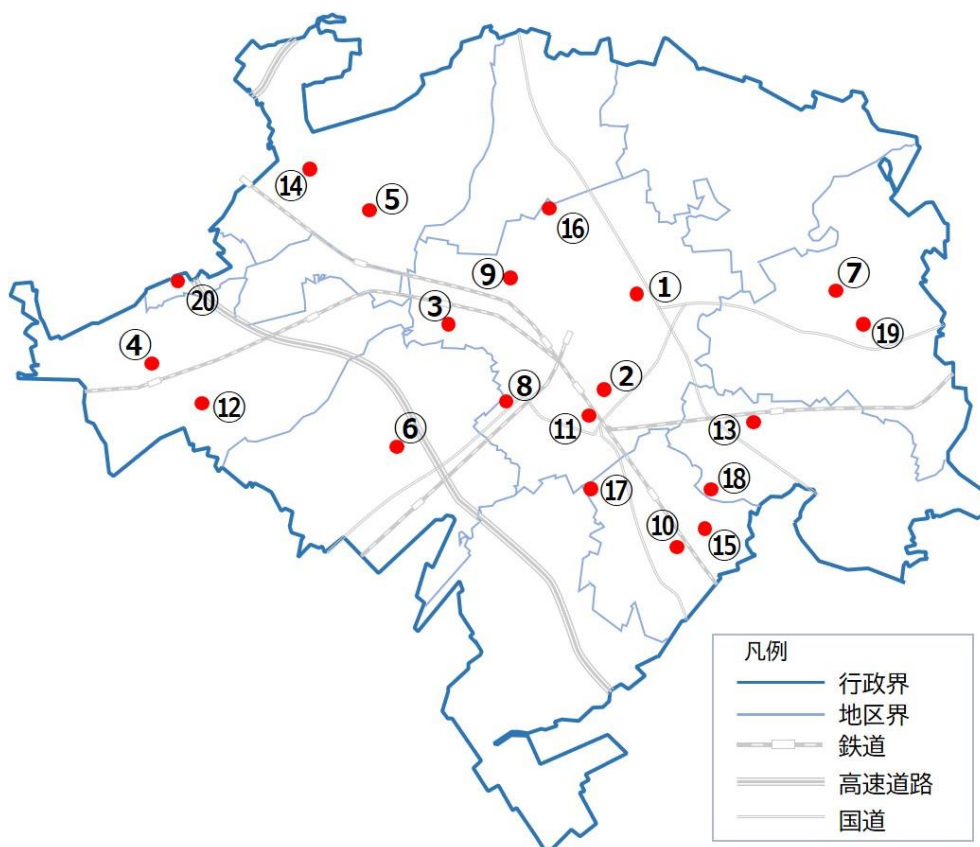
ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 102 対象施設一覧（市立保育園）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	中央保育園	本庁	1988	750	1,438	全借地
2	仙波町保育園	本庁	1986	733	1,613	内 113 ㎡借地
3	小室保育園	本庁	1990	660	2,086	内 1,756 ㎡借地
4	霞ヶ関保育園	霞ヶ関	1992	653	2,022	内 262 ㎡借地
5	名細保育園	名細	2003	924	3,542	全借地
6	大東保育園	大東	2001	869	2,640	内 278 ㎡借地
7	古谷保育園	古谷	1968	277	1,133	内 197 ㎡借地
8	脇田新町保育園	本庁	1998	867	2,086	
9	今成保育園	本庁	2000	866	2,443	全借地
10	高階保育園	高階	1995	759	2,199	
11	新宿町保育園	本庁	1974	773	2,074	内 684 ㎡借地
12	霞ヶ関第二保育園	霞ヶ関	1973	619	1,991	内 272 ㎡借地
13	南古谷保育園	南古谷	—	—	1,233	内 326 ㎡借地
14	名細第二保育園	名細	1975	635	2,014	
15	高階第二保育園	高階	1976	761	2,141	内 690 ㎡借地
16	神明町保育園	本庁	1977	751	1,834	全借地
17	高階第三保育園	高階	1978	623	1,639	内 50 ㎡借地
18	南古谷第二保育園	南古谷	1980	613	1,940	内 318 ㎡借地
19	古谷第二保育園	古谷	1982	364	1,023	内 139 ㎡借地
20	川鶴保育園	川鶴	1984	788	1,489	全借地

※2019 年度に南古谷保育園の園舎を改築し、2020 年度から供用している。施設諸元の基準の 2018 年度末時点では園舎の改築を行っているため、建築年度、延床面積は記載しない。なお、新園舎の延床面積は 539 ㎡である。

【図表 103 配置図（市立保育園）】



(3) 市立保育園の課題

① 保育サービスの在り方の検討

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴う、多様な保育ニーズへの対応が求められており、通常保育のほか、延長保育や一時保育など保育サービスの充実を図ることが必要です。

こうしたことから、市立保育園や民間保育所等が担うべき役割を明らかにするなど保育サービス全般の在り方の検討が必要です。

② 就学前児童人口の減少への対応

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、民間保育所等の整備などで保育サービスの量的拡大に取り組んでいます。一方で、将来的には更なる就学前児童人口（0～5歳）の減少により、必要な保育量の減少が想定されるため、将来の保育サービスの量的動向を見込んだ対応が必要です。

③ 安全で快適な保育環境の整備

建築後40年以上経過した市立保育園は7園あり、施設及び設備の老朽化が進んでいます。安全で快適な保育環境を提供するため、計画的な改修や修繕が必要です。

④ 効率的な保育園運営の推進

市立保育園を取り巻く環境が厳しくなる中、限られた人的資源や財源を有効活用するため、保育の質の更なる向上に取り組みつつ、民間が担うことができるものは民間に委ね、民間活力を活用していくことが必要です。

2 市立保育園の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

喫緊の課題である待機児童の解消に対しては、民間保育所等の整備など、引き続き民間活力の活用を図り、保育サービスの量的拡大を行います。

一方で、将来的には更なる就学前児童人口の減少による必要な保育量の減少が見込まれる中で、就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴う多様な保育ニーズへの対応が求められています。

そのため、保育サービスの在り方を検討することを前提としつつ、当面の市立保育園の更新にあたっては、将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応することとします。

具体的には、今後必要な保育量が減少し保育サービスの供給が過剰になった時は、まず市立保育園で、施設の集約化や廃止など、または定員の縮小や他の保育サービスへの転換など運営形態の変更を行い、保育サービス全体の需給バランスの調整を行うこととします。

また、目標使用年数の経過など施設の老朽化に対しては、施設の集約化や廃止、または民営化（ソフト化）などを検討し、効率的な保育園運営を目指します。

こうした取組により、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。

(2) 規模・配置について

施設規模については、定員数により保育室や園庭の規模が変わるため一律に設定することはできませんが、必要な諸室やその面積などを定めた「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等が基準となります。

また、配置については、「川越市子ども・子育て支援事業計画」で設定された提供区域¹⁹（4区域）を基本に、民間保育所等も含めた地域の保育サー

¹⁹ 川越市子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域。

ビスの提供状況も勘案しながら検討します。

【図表 104 川越市子ども・子育て支援事業計画における提供区域】

区域	該当地域	保育園数（市立、民間）	就学前 児童人口
A	本庁、山田、芳野、古谷	34 園（市立 9 園、民間 25 園）	6,331 人
B	南古谷、高階	17 園（市立 5 園、民間 12 園）	4,000 人
C	福原、大東	10 園（市立 1 園、民間 9 園）	2,678 人
D	霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細	15 園（市立 5 園、民間 10 園）	4,179 人

※保育園数は、2018 年 4 月 1 日現在の数字。民間は民間保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）の合計で、分園は本園に含む。

※就学前児童人口は、2018 年 1 月 1 日川越市住民基本台帳より

3 市立保育園の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 105 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
古谷保育園	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
南古谷保育園	改築	施設を改築し、2020 年度から供用を開始しています。

【図表 106 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
名細保育園	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
大東保育園	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
脇田新町保育園	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
今成保育園	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
古谷第二保育園	40 年目改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
川鶴保育園	40 年目改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

D-2 学童保育室

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 学校敷地内の別の建物で運営している学童保育室は、余裕教室が生じた時点で校舎内へ移転し、学校施設との複合化を進めます。
- 他の自治体を参考に、学童保育室の充実を図りながら、利用者のニーズを踏まえ、効率的で効果的な運営方法を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

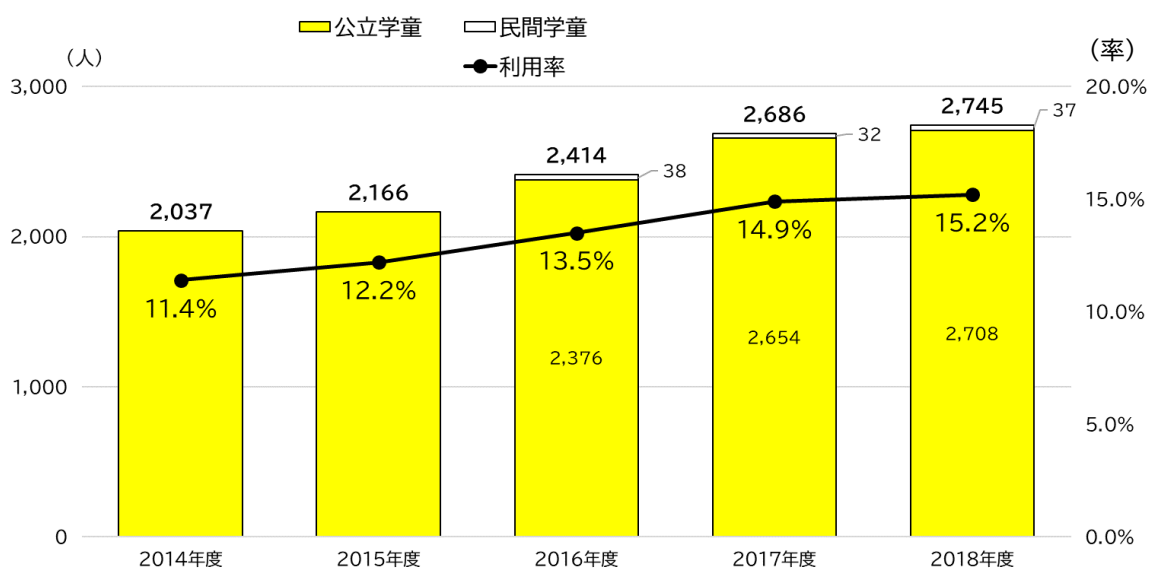
① 設置目的・経緯など

学童保育室は、児童福祉法及び川越市学童保育室条例で位置付けられた施設で、親の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全な育成を図ることを目的としています。

② 利用状況など

2018年4月現在の利用児童数は、2,708人です。利用児童数は年々増加しており、高学年の児童（4年生から6年生）の利用も増えています。

【図表 107 学童保育室利用児童数の推移】



※利用児童数は当初入室児童数

③ 施設の整備状況

公設公営で設置している学童保育室は 32 室です。

すべての小学校の敷地内に学童保育室が設置されており、学校の余裕教室の活用や敷地内の別棟で運営しています。

校舎内に設置している学童保育室は 20 室、校舎外に設置している学童保育室は 2 室、校舎内及び校舎外に設置している学童保育室は 10 室あります。

なお、市内には、民間放課後児童クラブが 1 室あります。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

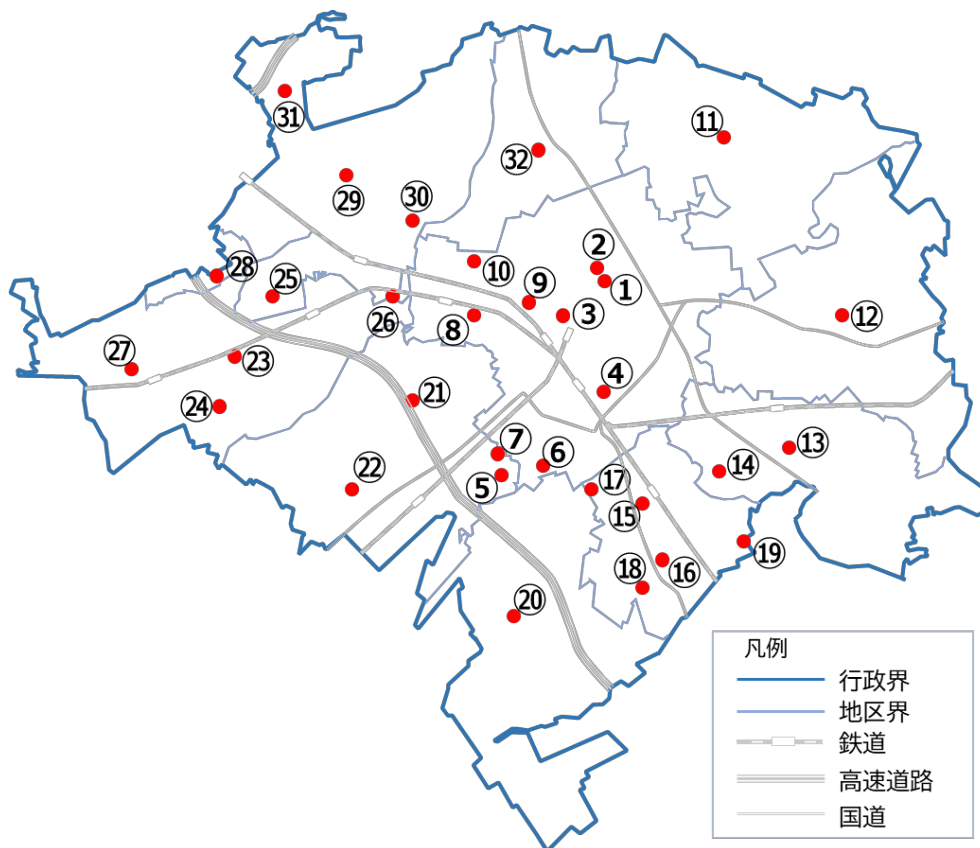
【図表 108 対象施設一覧（学童保育室）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越第一学童保育室	本庁				
2	川越学童保育室	本庁				
3	中央学童保育室	本庁				
4	仙波学童保育室	本庁	1994	278		
5	武蔵野学童保育室	大東				
6	新宿学童保育室	本庁	1999	75		賃借
7	大塚学童保育室	大東				
8	泉学童保育室	本庁				
9	月越学童保育室	本庁	2006	127		
10	今成学童保育室	本庁				
11	芳野学童保育室	芳野	1994	121		
12	古谷学童保育室	古谷	2006	151		
13	南古谷学童保育室	南古谷	2006	119		
14	牛子学童保育室	南古谷				
15	高階学童保育室	高階	2006	166		
16	高階南学童保育室	高階				
17	高階北学童保育室	高階				
18	高階西学童保育室	高階	2013	116		
19	寺尾学童保育室	高階				
20	福原学童保育室	福原				
21	大東東学童保育室	大東	1996	125		
22	大東西学童保育室	大東	2009 2015	132 86		賃借 賃借

23	霞ヶ関学童保育室	霞ヶ関	1995 2007	114 102		
24	霞ヶ関南学童保育室	霞ヶ関				
25	霞ヶ関北学童保育室	霞ヶ関北				
26	霞ヶ関東学童保育室	霞ヶ関北				
27	霞ヶ関西学童保育室	霞ヶ関				
28	川越西学童保育室	川鶴				
29	名細学童保育室	名細				
30	上戸学童保育室	名細				
31	広谷学童保育室	名細				
32	山田学童保育室	山田	2014	191		

※建築年度や延床面積等は、校舎外にある建物のみ記載

【図表 109 配置図（学童保育室）】



(3) 学童保育室の課題

① 狭あい化や老朽化する施設への対応

共働き世帯の増加や対象児童の拡大など、利用児童数は年々増加しており、一部の学童保育室では狭あい化しています。

また、建築後 20 年以上の施設やトイレなど設備の老朽化が進んでいます。安全で安心な保育環境を提供するため、狭あい化や老朽化に計画的に対応することが必要です。

② 多様な学童保育ニーズへの対応

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに伴い、学童保育ニーズも多様化しています。延長保育や一時保育など、利用者のニーズに応じた運営の検討が必要です。

また、多様な学童保育ニーズに対応できるよう、民間放課後児童クラブの活用など、放課後や長期休業期間等の子どもの居場所を充実させることが必要です。

2 学童保育室の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

施設の狭あい化に対しては、原則、学校の余裕教室の活用や特別教室等とのタイムシェアにより、学童保育スペースを確保します。

また、小学校の更新に合わせ、校舎外で運営している学童保育室については、小学校校舎との複合化を進めます。

なお、利用児童数の増加や多様な学童保育ニーズに対応するため、小学校に設置されている学童保育室に加え、民間放課後児童クラブを活用し、更なる放課後等の子どもの居場所の確保を図ります。

(2) 規模・配置について

学童保育室は、すべての小学校に設置されています。

また、「川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を基準とし、規模を検討する必要があります。

3 学童保育室の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 110 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
仙波学童保育室	複合化	小学校の更新に合わせて、複合化を検討します。
古谷学童保育室	複合化	小学校の更新に合わせて、複合化を検討します。

余白ページ

D-3 児童福祉施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 児童センターこどもの城及び児童館は、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスや機能を検討するとともに、施設効用の向上を図ります。
- 建物の更新に合わせて、学校など他の公共施設との多機能化を含め、規模や配置の最適化を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（児童館）

児童館は児童福祉法（高階児童館を除く²⁰）及び川越市児童館条例で位置付けられ、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

児童館は3館あり、利用者数の合計は、16万～17万人前後で推移しています（図表111）。

児童センターこどもの城の利用者数は約5万人から約7万3千人で推移していますが、プラネタリウムの利用者は、年々減少しています。また、当施設の敷地の約9割が借地となっています。

川越駅東口児童館は、川越駅東口図書館等との複合施設であるクラッセ川越に設置していますが、近年の利用者数は、減少傾向にあります。

高階児童館は、高階市民センターや高階図書館との複合施設に設置しています。

児童センターこどもの城は、新耐震基準建築物です。2011年度に屋上防水や外壁改修工事等を、2014年度には空調設備改修工事を実施しています。なお、市内で唯一プラネタリウムを設置しています。

※川越駅東口児童館のあるクラッセ川越の概要については、「B-2図書館」に記載しています。

（子育て支援センター）

子育て支援センターは、児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業や子ども・子育て支援法に規定する利用者支援事業を実施しています。

2018年度の地域子育て支援拠点事業の利用者数²¹は22,967人です。

²⁰ 児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館は児童福祉法に規定する児童厚生施設に該当するが、高階児童館は該当しない。

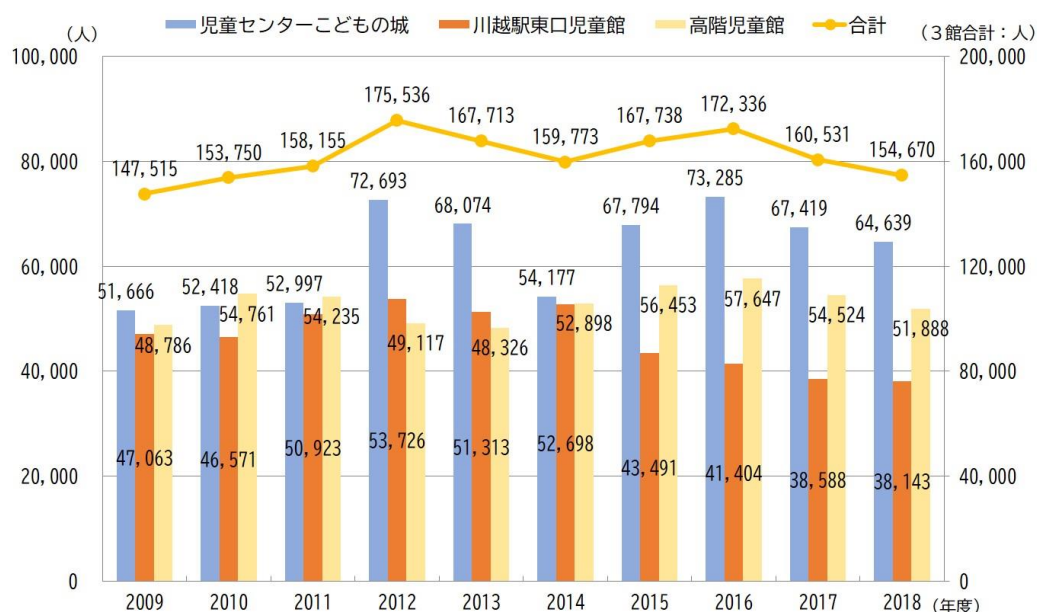
²¹ 子育て支援センター内で実施した地域子育て支援拠点事業のみ。

なお、本市で実施している地域子育て支援拠点事業は、公営では子育て支援センターに加え、市立保育園や一部の市民センターなどで、民営では民間保育所などで実施されています。

なお、子育て支援センターは、文化芸術振興・市民活動拠点施設（ウェスタ川越）に設置しています。

※子育て支援センターのあるウェスタ川越の概要については、「C-1 ホール施設」に記載しています。

【図表 111 児童館3館の利用者数の推移】



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 112 対象施設一覧（児童福祉施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	児童センターこどもの城	本庁	1982	1,148	3,567	内 3,195 ㎡借地
2	川越駅東口児童館	本庁	2001	—	—	クラスセ川越内
3	高階児童館	高階	2007	—	—	高階市民センター等との複合
4	子育て支援センター	本庁	2014	—	—	ウェスタ川越内

※川越駅東口児童館の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

※高階児童館の延床・敷地面積は、高階市民センターに含めて記載

※子育て支援センターの延床・敷地面積は、文化芸術振興施設(ウェスタ川越大ホール)に含めて記載

【図表 113 配置図（児童福祉施設）】



(3) 児童福祉施設の課題

① 子育てしやすい環境づくりと居場所づくりへの対応

少子化や子育て家庭の核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。そのような中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などに対応するため、児童館をはじめとした児童福祉施設が果たす役割は大変重要です。

今後、児童館等が持つ機能について、どのような手法でサービスを提供していくのか検討が必要です。

② 計画的な施設改修（児童センターこどもの城）

児童センターこどもの城は、建築後 37 年経過し、近年、屋上防水や外壁改修工事等を実施したものの、エレベーターや受水槽などの設備についても、今後、改修が必要です。

また、プラネタリウムの設備更新については、これまでの利用状況や今後の活用方策、費用対効果など必要性を踏まえた判断が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討（児童館）

児童センターこどもの城をはじめとする児童館は、開設以来、公営で運営されています。

2017年3月に策定された民間委託等推進計画において、指定管理者制度の導入について検討することとされており、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

2 児童福祉施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

「子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち」づくりに資するため、児童館等のサービス提供手法について検討を進めます。

児童館の3館及び子育て支援センターは、すべて新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

また、児童センターこどもの城は、民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、施設効用の向上を図ります。

なお、児童センターこどもの城は、プラネタリウムの必要性について検討します。

(2) 規模・配置について

児童館については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や「児童館の設置運営要綱」を基準とし規模を検討する必要があります。

児童館ガイドライン（2018年厚生労働省）によれば、児童館の特性として、「拠点性、多機能性、地域性」を挙げており、今後、子どもの居場所づくりを検討する際には、この視点を踏まえ、サービスの提供に係る検討が必要です。

3 児童福祉施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 114 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
児童センターこどもの城	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います（プラネタリウムを除く）。
川越駅東口児童館 （クラッセ川越内）	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

D-4 障害者等福祉施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 総合福祉センター（オアシス）は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、類似機能を有する他の施設の機能を精査のうえ、共用化や多機能化を進め、総量を適正な規模とします。
- みよしの支援センター及び職業センターは、学校など他の公共施設との多機能化を図ります。なお、民間でも提供しているサービスであるため、民間活力の活用を検討します。
- 障害者就労支援センターは、類似機能を有する施設との複合化や相談支援事業などと多機能化したサービスの提供を進めるとともに、民間委託について検討します。
- あけぼの児童園及びひかり児童園は、2015（平成 27）年に策定した『川越市あけぼの・ひかり児童園施設整備基本計画』に基づいて整備を進めます。

※あけぼの児童園及びひかり児童園は、児童発達支援センターとして移転・新築し、2019 年度にオープンしました。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（総合福祉センター（オアシス））

総合福祉センター（オアシス）は、老人福祉法並びに身体障害者福祉法及び総合福祉センター条例で位置付けられた施設で、高齢者や障害者の自立の促進や健康増進を図ることを目的とし、老人福祉センターと身体障害者福祉センターの機能を併せ持つ施設です。

2018 年度の利用者数は、116,589 人です（図表 115）。

総合福祉センターは、1994 年度に建築され、室内温水プールと体育室を併設しています。なお、当施設は、指定管理者である社会福祉法人川越市社会福祉協議会が運営しています。

（みよしの支援センター、職業センター）

みよしの支援センターと職業センターは、障害者総合支援法及びみよしの支援センター条例、職業センター条例で位置付けられた施設で、雇用契約が困難な障害者に対し就労や生産活動の場を提供する就労継続支援 B 型事業所です。加えて、職業センターは、生活保護法に基づく授産施設の機

能も併せ持っています。

2018 年度における一月あたりの平均利用者数は、みよしの支援センターは 38.1 人（定員 45 人）、職業センターは 41.8 人（就労継続支援 B 型事業所定員 30 人、授産施設定員 50 人）であり、ともに定員を満たしておりません。

みよしの支援センターは、旧耐震基準建築物ですが、耐震性能を有しています。

職業センターは、新耐震基準建築物であり、建築後 38 年経過していますが、これまで大規模な改修を行っていません。

（障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター）

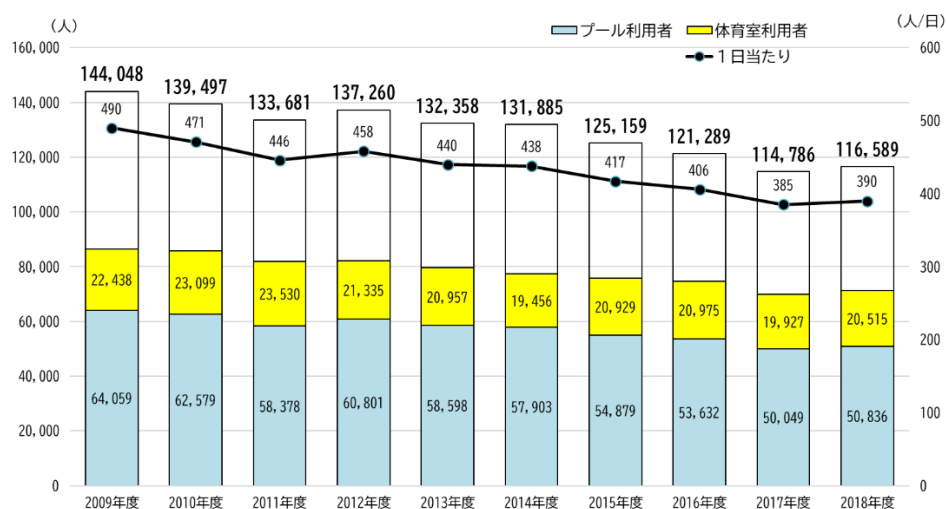
障害者の相談支援を行う障害者基幹相談支援センターと障害者就労支援センターは、障害者総合支援法や障害者就労支援事業実施要綱に基づき就労支援を実施する機関として設置された施設です。障害者基幹相談支援センターは、2018 年度からサービス提供を開始しました。

障害者基幹相談支援センターが設置されている福祉サポート連雀町及び障害者就労支援センターは旧耐震基準建築物であり、ともに耐震性能が確保されていません。

（児童発達支援センター）

児童発達支援センターは、児童福祉法及び児童発達支援センター条例で位置付けられた施設で、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導や集団への適応訓練などを提供しています。2018 年度に旧あけぼの・ひかり児童園を移転・新築し、2019 年度から現在の施設でのサービスの提供を開始しました。

【図表 115 総合福祉センターの利用者数の推移】



(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 116 対象施設一覧（障害者等福祉施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	総合福祉センター（オアシス）	本庁	1994	6,523	9,371	内 9,294 ㎡借地
2	みよしの支援センター	本庁	1975	948	—	
3	職業センター	霞ヶ関	1981	1,580	2,645	
4	障害者基幹相談支援センター	本庁	1980	—	—	福祉サポート連雀町内
5	障害者就労支援センター	本庁	1979	170	1,238	
6	児童発達支援センター	大東	2018	2,367	4,654	

※みよしの支援センターの敷地面積は、教育センター第二分室に含めて記載

※障害者基幹相談支援センターの延床・敷地面積は、福祉サポート連雀町に含めて記載

【図表 117 配置図（障害者等福祉施設）】



(3) 障害者等福祉施設の課題

(総合福祉センター（オアシス）)

① 計画的な施設・設備改修

総合福祉センター（オアシス）は、建築後 25 年が経過し、施設や設備の不具合が生じています。施設の規模が大きいこと、室内温水プールを有していることなどを考慮した対応が必要です。

(みよしの支援センター、職業センター)

① 老朽化が進む施設・設備への対応

みよしの支援センターは建築後 44 年、職業センターは建築後 38 年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。

障害者等の就労や生産活動の場であり、安全に配慮した環境整備が必要です。

② 公設公営による施設サービスの在り方の検討

みよしの支援センターや職業センターが提供している就労継続支援をはじめとした障害福祉サービスは、民間事業者によるサービス提供が普及しています。

市内の障害福祉サービスの充足状況を考慮した上で、公設公営による障害福祉サービスの必要性など、施設の在り方の検討が必要です。

なお、職業センターについては、生活保護法に基づく授産施設を併設していることを踏まえ、在り方の検討が必要です。

2 障害者等福祉施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(総合福祉センター（オアシス）)

地域福祉の拠点を担っている総合福祉センター（オアシス）は、室内温水プールや体育室に多くの利用者があることに留意しつつ、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

(みよしの支援センター、職業センター)

みよしの支援センターは、旧耐震基準建築物であり、目標使用年数を見据えた改修を行います。また、更新にあたっては、職業センターとの集約化や民間活力の活用を検討します。

職業センターは、現在のサービス内容や運営方法など、施設サービスの

在り方を検討することを前提に、40年目の改修の必要性を判断します。

（障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター）

障害者基幹相談支援センターと障害者就労支援センターは、川越市民サービスステーション²²に移転します。

（児童発達支援センター）

児童発達支援センターは2018年度に建築した新しい施設のため、計画的に保全を行い、長期にわたる施設利用を図ります。

（2）規模・配置について

（みよしの支援センター、職業センター）

就労継続支援B型事業所及び授産施設は、必要な諸室等を定めた条例や規則を基準とし、規模を検討します。

²² 川越市民サービスステーションは、川越駅西口市有地利活用事業の行政フロアの名称

3 障害者等福祉施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 118 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなときは、その内容を具体的に記載しています。
障害者基幹相談支援センター	複合化	2020 年度に川越市民サービスステーションに移転します。
障害者就労支援センター	複合化	2020 年度に川越市民サービスステーションに移転します。
児童発達支援センター	新築	施設を新築し、2019 年度から供用を開始しています。

※障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センターは、2020 年 6 月に川越市民サービスステーションに移転

【図表 119 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
総合福祉センター(オアシス)	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
職業センター	40 年目改修	施設の在り方を検討した上で、40 年目改修の必要性を検討します。

D-5 高齢者福祉施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- やまぶき荘は、他の自治体を参考にしながら、民間への移管を検討します。
- やまぶき荘等污水处理施設は、利用状況を考慮し、施設の維持管理方法も含め、運営方法を検討します。
- 霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、市内の通所介護事業所が比較的充足する状況にあることから、今後は、介護予防・日常生活支援総合事業としてサービス量の確保が必要となる通所型サービスの実施を含め、施設及び提供サービスの在り方について検討します。
- 老人憩いの家は、利用者の状況などを考慮し、施設の在り方を検討します。
また、市の補助金を受けて自治会が整備した老人憩いの家の活用促進を図ります。
- 後楽会館は、利用状況や運営コスト、民間で提供しているサービスの状況などを考慮し、施設の在り方を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（やまぶき荘）

やまぶき荘は、老人福祉法及び川越市養護老人ホーム条例で位置付けられた養護老人ホームで、環境上及び経済的な理由により在宅生活が困難な人を対象としています。

2018年度末時点では、100人の定員のところ、利用者数は71人でした。

やまぶき荘は、新耐震基準建築物です。居室は全て相部屋で、建物は2階建てですが、エレベーターは設置されていません。

なお、当施設は、指定管理者である社会福祉法人加寿美福祉会が運営しています。

（やまぶき荘等污水处理施設）

やまぶき荘等污水处理施設は、やまぶき荘及び西後楽会館並びにその周辺の污水处理施設として、旧西清掃センターの敷地内に設置した施設です。

（霞ヶ関東老人デイサービスセンター）

霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、老人福祉法及び川越市老人デイサービスセンター条例で位置付けられた施設で、介護保険法等に基づくデイサービスを提供しているほか、市独自の事業として生きがい活動支援通所事業が行われています。

2018年度は、1日当たりの利用者数は約13.0人でした。

霞ヶ関東小学校の余裕教室を転用し、介護保険制度が開始される2000年度より前の1996年度に開設されました。なお、本市には、民間事業者が介護保険サービスとしてのデイサービスを提供している事業所が、97か所設置されています。

当施設は、指定管理者である社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉が運営しています。

（老人憩いの家、西後楽会館）

老人憩いの家及び西後楽会館は、高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供する施設です。小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、川越駅東口老人憩いの家は、川越市老人憩いの家条例で位置付けられた施設で、西後楽会館は、老人福祉法及び川越市老人福祉センター設置及び管理条例で位置付けられた老人福祉センターです。老人福祉センターとして運営していた東後楽会館は、2018年度末で閉館しました。

なお、総合福祉センターも老人福祉センターの機能を有していますが、障害者等福祉施設で記述しています。

2018年度の老人憩いの家の利用者数は、小ヶ谷老人憩いの家は7,094人、高階北老人憩いの家は4,004人、川越駅東口老人憩いの家は2,718人でした。西後楽会館の2017年度の利用者数は49,307人でした²³。

高階北老人憩いの家は高階北小学校と、川越駅東口老人憩いの家は川越駅東口図書館などとの複合施設です。

本市にはこのほかに、自治会が整備した老人憩いの家が54か所²⁴設置されています。

西後楽会館は、旧耐震基準建築物です。2018年度には、後楽会館機能の集約化にあわせ、西後楽会館の耐震補強工事と大規模改修工事を実施し、東後楽会館は閉館しました。なお、小ヶ谷老人憩いの家は、新耐震基準建築物です。

なお、各老人憩いの家は公益社団法人川越市シルバー人材センターが、西後楽会館は社会福祉法人川越市社会福祉協議会が、指定管理者として運営しています。

※川越駅東口老人憩いの家のあるクラッセ川越の概要については、「B-2 図書館」に記載しています。

²³ 西後楽会館は、2018年度は改修工事のため休館としている。

²⁴ 自治会の解散に伴い、2019年度から53か所となっている。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 120 対象施設一覧（高齢者福祉施設）】

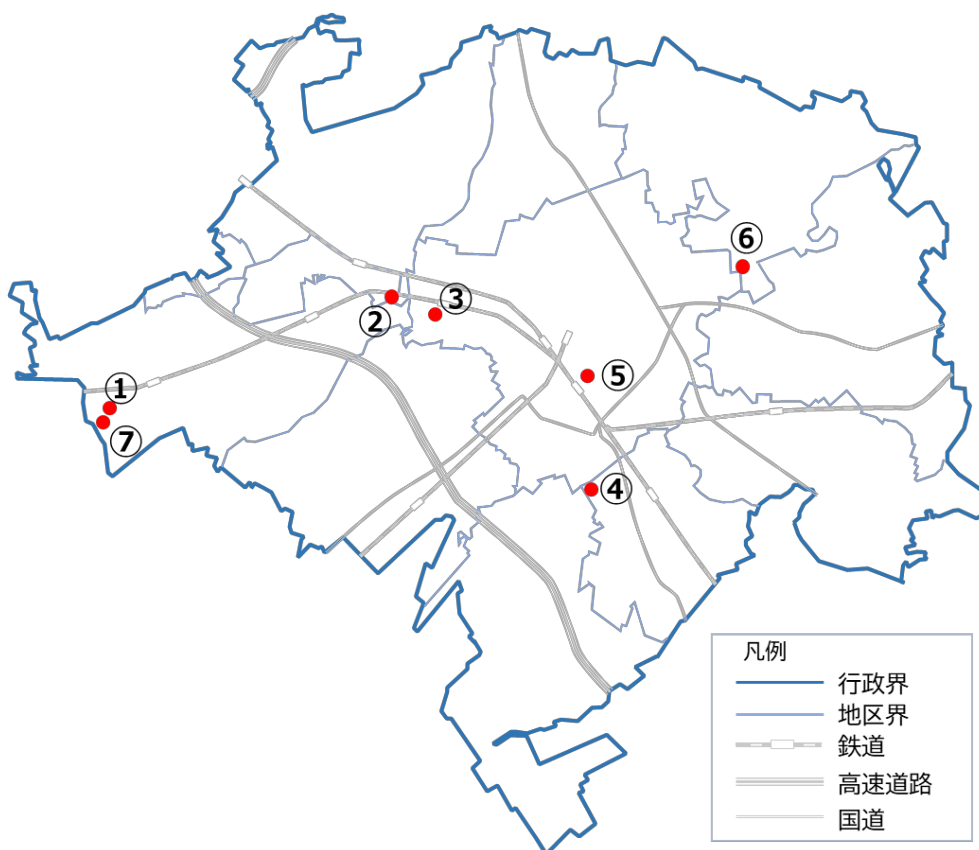
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	養護老人ホームやまぶき荘	霞ヶ関	1983	3,064	7,489	内 3,065 ㎡借地
1a	やまぶき荘等污水处理施設	霞ヶ関	1982	195	1,003	
2	霞ヶ関東老人デイサービスセンター	霞ヶ関北	1983	135	—	霞ヶ関東小学校との複合
3	小ヶ谷老人憩いの家	本庁	1995	496	757	
4	高階北老人憩いの家	高階	1978	—	—	高階北小学校との複合
5	川越駅東口老人憩いの家	本庁	2001	—	—	クラッセ川越内
6	東後楽会館	芳野	1970	1,018	1,414	2019 年 3 月に閉館
7	西後楽会館	霞ヶ関	1979	1,665	9,644	内 6,878 ㎡借地

※霞ヶ関東老人デイサービスセンターの敷地面積は、霞ヶ関東小学校に含めて記載

※高階北老人憩いの家の延床・敷地面積は、高階北小学校に含めて記載

※川越駅東口老人憩いの家の延床・敷地面積は、川越駅東口図書館に含めて記載

【図表 121 配置図（高齢者福祉施設）】



(3) 高齢者福祉施設の課題

(やまぶき荘)

① 養護老人ホームの在り方の検討

経年劣化する施設や設備の対応とともに、居室の個室化やエレベーターの整備など、入所者に適した環境整備も求められています。

また、やまぶき荘は定員割れが続いている現状ですが、高齢者の住まいは、特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設や近年ではサービス付き高齢者向け住宅の普及などにより多様化しています。

こうしたことから、養護老人ホームの役割をはじめ、現在の公設民営の運営方法や定員数など、在り方の検討が必要です。

(霞ヶ関東老人デイサービスセンター)

① 公設による介護保険サービスの必要性の検討

介護保険制度の開始前からデイサービスを提供していますが、民間事業者による介護保険サービスが普及した今、改めて公設による介護保険サービスの必要性を検討する時期となっています。

介護保険サービスに加えて、地域住民やボランティアなど多様な主体による高齢者の日常生活を支援するサービスのニーズへの対応も求められています。

(老人憩いの家、西後楽会館)

① 高齢者のニーズに応じた集える場づくりへの対応

老人憩いの家は、健康増進やレクリエーションなどの場として利用されていますが、利用者数は年々減少傾向にあります。

また、自治会が整備した老人憩いの家の活用も含め、高齢者のニーズに応じたつどいの場づくりへの対応について検討が必要です。

西後楽会館は、耐震補強工事と同時に、東後楽会館を廃止し、後楽会館機能の集約化を図るための改修工事を実施しました。今後は、老朽化している設備等への対応が必要です。

2 高齢者福祉施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(やまぶき荘、やまぶき荘等污水处理施設)

やまぶき荘は、建築後 36 年を経過しているため、今後 40 年目改修や個室化等の環境整備の必要性を検討します。その前提として、民間移管など

やまぶき荘の運営方法も含め、養護老人ホームの在り方を検討します。

また、やまぶき荘等污水处理施設は、公共下水道が整備された場合は、廃止します。

(霞ヶ関東老人デイサービスセンター)

霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、民間事業者による介護保険サービスの普及状況等を踏まえ、公共サービスが担う必要性について検討します。

(老人憩いの家、西後楽会館)

小ヶ谷老人憩いの家は、適切に保全を行います。

西後楽会館は、耐震補強工事と同時に、東後楽会館の機能の集約のための改修工事を実施しました。今後は、目標使用年数を見据えた保全を行います。

また、老人憩いの家や西後楽会館は、介護予防や健康・生きがいに貢献できる事業への活用など、施設効用の向上を図ります。

(2) 規模・配置について

(やまぶき荘)

養護老人ホームは、「川越市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等に基準があり、やまぶき荘は規模の基準を満たしています。

3 高齢者福祉施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 122 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
やまぶき荘等污水处理施設	廃止	公共下水道が整備された後、廃止します。
東後楽会館	集約化	西後楽会館に機能を集約し、2018 年度末に閉館しました。

【図表 123 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
やまぶき荘	40 年目改修	施設の在り方を検討した上で、40 年目改修の必要性を検討します。
川越駅東口老人憩いの家（クラッセ川越内）	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
西後楽会館	40 年目改修	耐震補強工事とあわせ、後楽会館機能の集約化を図るための改修を行い、2019 年度に供用を再開しました。

E 公営住宅

【目次】
E－1 市営住宅など

余白ページ

E－1 市営住宅など

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 策定した長寿命化計画に基づき、計画的に維持・管理を行います。
- 県の動向を踏まえながら、公営住宅に対する需要について把握し、必要戸数を検討します。
また、民間施設を有効に活用する方法を検討します。
- 再開発住宅店舗は、設置の経緯を踏まえつつ、用途転用などによる利活用を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（市営住宅）

市営住宅は、公営住宅法及び川越市市営住宅条例で位置付けられた施設です。

本市にある市営住宅は、18 団地 65 棟 1100 戸設置されています。

最も古い棟は 1965 年度に建築した月吉町団地（一部）で、最も新しい棟は 1997 年度の岸町 3 丁目団地です。

また、2001 年度に埼玉県住宅供給公社が建設した月吉町北団地（1 棟 144 戸）を、2002 年度から借上げています。

簡易耐火構造の市営住宅（17 棟 90 戸）は、公営住宅法上の耐用年数が 45 年と定められており、既に耐用年数を超過しています。また、これらの棟を含めた一部の棟では、耐震診断が未実施の棟があります。

川越市立地適正化計画で定める居住誘導区域外にある市営住宅は、4 団地（藤倉団地、笠幡団地、寿町 2 丁目団地、寿町 2 丁目南団地）16 棟 282 戸あります。

2018 年 4 月 1 日現在、空家となっている住戸が 216 戸あり、全体の約 20% となっています（図表 124）。

市営住宅は、定期的に外壁や屋上防水の改修を、川越市市営住宅長寿命化計画に基づき実施していましたが、近年、実施できない状況が続いています。

なお、空家の活用を行うための内部改修については、予算の範囲内で進めていますが、空家が増加し、入居戸数は減少傾向となっています。

【図表 124 市営住宅における入居戸数及び空家戸数の推移（各年度4月1日）】



（再開発住宅店舗）

再開発住宅店舗は、川越市再開発住宅店舗条例で位置付けられた施設です。

川越駅東口第一種市街地再開発事業(1990 年度事業終了)の施行に伴い、事業地区内に居住・出店している借家人等で事業の施行によって立ち退きを余儀なくされた者のために、国庫補助を受け設置しました。

区画は店舗が 11 店舗、住戸が 14 戸ありますが、現在、店舗で 3 店、住戸で 6 戸（2018 年 4 月時点）が入居しています。

2018 年度に屋上防水改修工事を実施しています。しかし、外壁改修や受水槽等の設備改修、廊下等の共用部分の内部改修等はありません。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 125 対象施設一覧（市営住宅）】

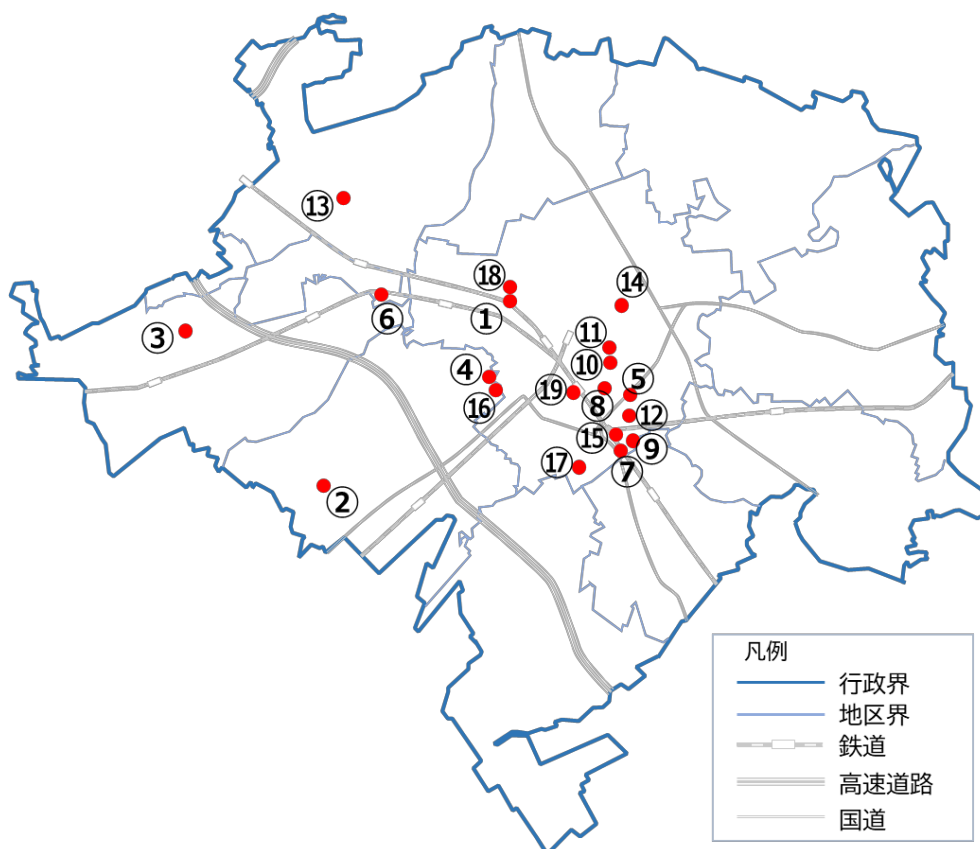
No.	施設名 (団地名)	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	月吉町団地	本庁	1965	3,981	7,365	
2	藤倉団地	大東	1969	513	1,090	
3	笠幡団地	霞ヶ関	1969	927	2,141	
4	寿町2丁目団地	大東	1970	9,838	9,692	
5	仙波町4丁目氷川団地	本庁	1973	2,188	1,759	全借地
6	的場団地	霞ヶ関北	1974	10,081	10,962	
7	岸町1丁目南団地	本庁	1978	850	1,015	
8	仙波町2丁目団地	本庁	1979	5,853	7,830	
9	岸町1丁目東団地	本庁	1982	1,556	1,794	
10	仙波町1丁目南団地	本庁	1983	2,293	3,185	
11	仙波町1丁目北団地	本庁	1984	2,816	3,167	
12	岸町1丁目カシの木団地	本庁	1987	1,312	1,094	
13	小堤団地	名細	1989	7,023	10,093	
14	小仙波町1丁目団地	本庁	1992	1,146	2,433	
15	岸町1丁目北団地	本庁	1993	1,598	2,899	
16	寿町2丁目南団地	大東	1994	3,470	4,938	
17	岸町3丁目団地	本庁	1997	1,358	5,577	
18	月吉町北団地	本庁	2001	8,962	7,590	賃借

※建築年度は、当該団地の中で最も古い棟の建築年度を記載

【図表 126 対象施設一覧（再開発住宅店舗）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
19	再開発住宅店舗	本庁	1981	1180	620	

【図表 127 配置図（市営住宅など）】



(3) 市営住宅などの課題

(市営住宅)

① 法定耐用年数を踏まえた各施設の対応

本市の市営住宅は、棟数も多く、建築年度にもばらつきがあります。
「公営住宅法上の耐用年数」も踏まえ、各施設の対応の検討が必要です。

② 老朽化した施設への対応

老朽化した市営住宅に対し、屋上防水や外壁改修を実施してきました。
今後も、施設を長く使うためには、適切な時期に保全のための改修を行う
必要があります。

③ 社会情勢の変化を見据えた市営住宅の供給の検討

今後の人口減少や高齢化率の上昇、核家族化などの社会情勢の変化に伴
い、バリアフリーなどとともに、求められる間取りも変化してきています。
今後の市営住宅の整備にあっては、室内の段差解消や間取りの変更など、
入居希望者のニーズに合った施設整備が必要です。

(再開発住宅店舗)

④ 施設の在り方の検討

川越駅再開発住宅店舗は、川越駅近くに立地していますが、空家が多く発生しています。建築後 38 年を経過しており、施設設備等も老朽化しています。施設設備等の改修にあたっては、施設の在り方について検討を行う必要があります。

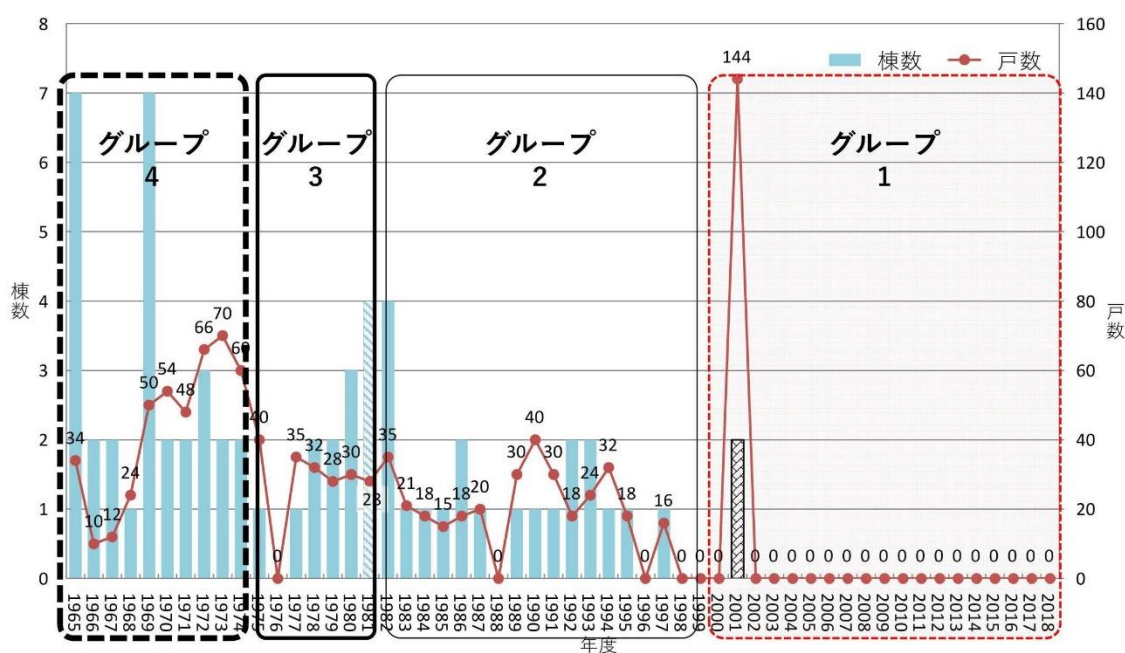
2 市営住宅などの整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(市営住宅)

第 2 章で示した保全グループで、市営住宅を棟単位で分類すると、以下のとおりとなります。

【図表 128 市営住宅の棟数と戸数（保全グループ別）】



グループ 1：新耐震基準建築物で、建築後 20 年未満の建物
グループ 2：新耐震基準建築物で、建築後 20 年以上の建物
グループ 3：旧耐震基準建築物で、目標使用年数（65 年）まで 20 年以上の期間があるもの
グループ 4：旧耐震基準建築物で、目標使用年数（65 年）まで 20 年未満の期間であるもの

さらに、公営住宅法による耐用年数を踏まえて分類を行い、分類ごとの方向性は、以下のとおりとします。

【図表 129 検討の分類と分類ごとの方向性】

保全のグループ		公営住宅法の耐用年数を踏まえた分類		
		分類	分類の内容	分類ごとの方向性
グループ4	旧耐震基準建築物 目標使用年数（65年）まで20年未満の期間であるもの	→ 分類①	公営住宅法耐用年数45年耐震診断未実施	更新の検討を行います。検討に当たり、現在の既存市営住宅の空家を効果的に活用することとします。
		→ 分類②	公営住宅法耐用年数70年	必要に応じて事後保全を行い、耐用年数まで使用します。
グループ3	旧耐震基準建築物 目標使用年数（65年）まで20年以上の期間があるもの	→ 分類③	公営住宅法耐用年数70年	計画的に保全を行い、耐用年数まで使用します。
グループ2	新耐震基準建築物 建築後20年以上の建物			残り20年以上使用するための改修 長寿命化のための改修
グループ1	新耐震基準建築物 建築後20年未満の建物	→ 分類④	借上げ住宅の棟	借上げ住宅は、「借上げ住宅」という手法について検討を進めます。

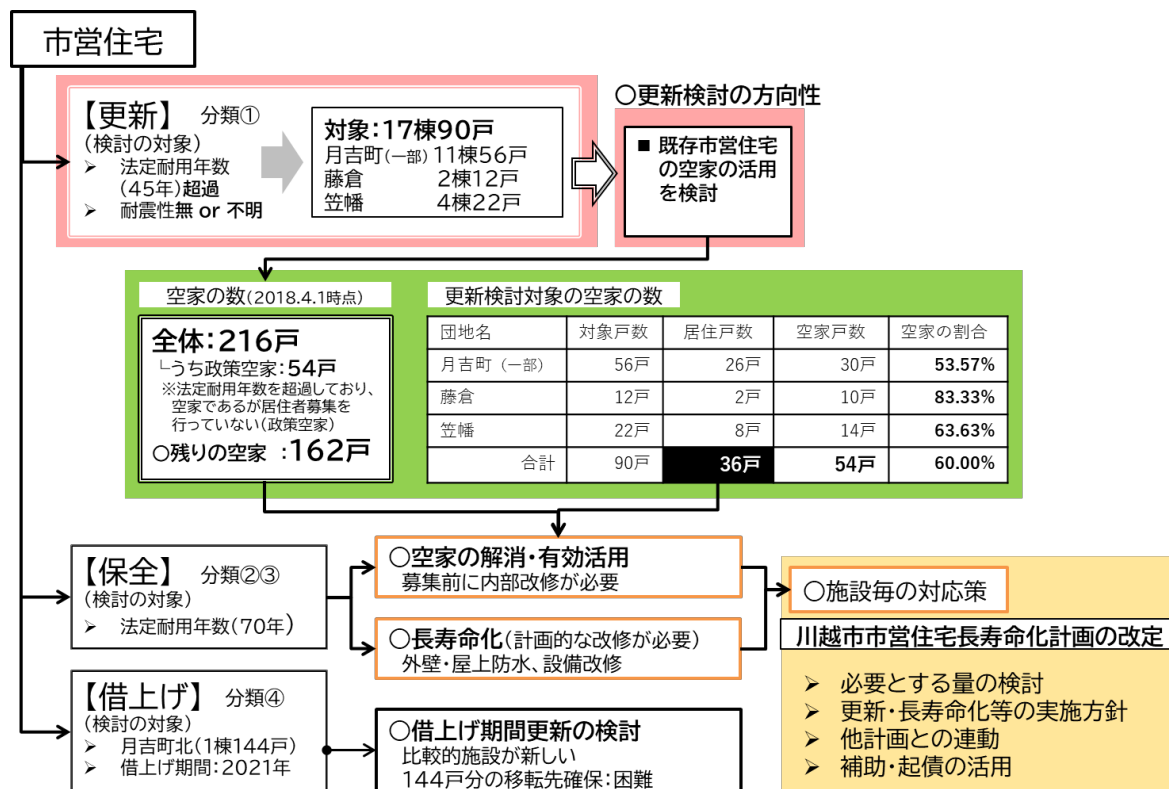
分類別に対象となる団地（棟ごと）は、以下のとおりです。

【図表 130 分類の対象団地と棟数戸数】

	分類①	分類②	分類③		分類④
方向性	更新の検討 現在の既存市営住宅の空家を効果的に活用すること	必要に応じて事後保全を行い、耐用年数まで使用	残り20年以上使用するための改修	長寿命化のための改修	借上げ期間の延長の是非や手法の検討
団地名	➤ 月吉町 ➤ 藤倉 ➤ 笠幡	➤ 月吉町 ➤ 寿町2丁目 ➤ 仙波町4丁目氷川 ➤ 的場	➤ 的場団地 ➤ 岸町1丁目南 ➤ 仙波町2丁目	➤ 岸町1丁目南 ➤ 仙波町2丁目 ➤ 岸町1丁目東 ➤ 仙波町1丁目南 ➤ 仙波町1丁目北 ➤ 岸町1丁目カシの木 ➤ 小堤 ➤ 小仙波町1丁目 ➤ 岸町1丁目北 ➤ 寿町2丁目南 ➤ 岸町3丁目	➤ 月吉町北（借上）
棟数	17棟 90戸	13棟 338戸	9棟 165戸	24棟 363戸	2棟 144戸

今後は、本市が必要とする市営住宅の量や時代の変化に伴うニーズ、効率的な整備手法などを確認しながら「川越市市営住宅長寿命化計画」の改定を行い、市営住宅の整備の取組を進めることとします。

【図表 131 今後の方向性の検討フロー図】



(再開発住宅店舗)

当施設が再開発事業により設置された経緯を踏まえ、その役割や必要性、活用方策について検討を行ったうえで、必要に応じて施設の改修対象について検討を行います。

(2) 規模・配置について

(市営住宅)

「川越市市営住宅長寿命化計画」の改定を行う際、本市が必要とする市営住宅の量について検討します。

各住戸の整備については、川越市市営住宅条例施行規則に記載されている基準とします。

また、川越市立地適正化計画における居住誘導区域外にある市営住宅が4団地あります。これらの市営住宅の更新を検討し市営住宅が必要とされた場合は、居住誘導区域内へ移転することとします。

3 市営住宅などの検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

なお、「川越市市営住宅長寿命化計画」の改定において、更新対象施設を位置付けるとともに、改修対象施設の検討を進めます。

【図表 132 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなときは、その内容を具体的に記載しています。
月吉町団地（一部）	更新の検討	更新の検討を行います。検討にあたり、現在の既存市営住宅の空家を効果的に活用することとします。
藤倉団地	更新の検討	更新の検討を行います。検討にあたり、現在の既存市営住宅の空家を効果的に活用することとします。
笠幡団地	更新の検討	更新の検討を行います。検討にあたり、現在の既存市営住宅の空家を効果的に活用することとします。

F 都市基盤施設

【目次】

- F－1 自転車駐車場・駐車場
- F－2 公園施設
- F－3 防災施設

余白ページ

F－1 自転車駐車場・駐車場

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 自転車駐車場は、予防保全を図ります。
また、需要について把握し、地域ごとに必要な台数を検討するとともに、
今後は、民間の自転車駐車場を有効に活用するなど、民間活用を含めたサービス提供の在り方を検討します。
- 川越駅東口公共地下駐車場は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（自転車駐車場）

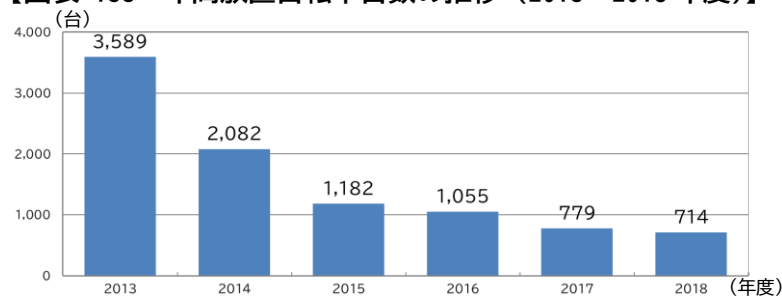
自転車駐車場は、川越市自転車駐車場条例で位置付けられた施設で、自転車等²⁵利用者の利便の増進を図るとともに、駅周辺の放置自転車対策として、市営の自転車駐車場を8か所設置しています。

2018年度の年間放置自転車台数は714台で、2013年度と比較すると約80%減少しています（図表133）。また、自転車駐車場の使用料収入は、概ね1億5千万円で推移していますが、市収入（＝使用料収入－指定管理料－賃借料）は、近年、減少傾向にあります。

市営自転車駐車場施設は、全て新耐震基準建築物です。2003年度に川越駅西口第一自転車駐車場、2005年度に川越駅西口第二自転車駐車場の外壁と屋上防水の改修を行っています。他の自転車駐車場では、これまで大きな改修等を実施しておらず、施設によっては、鉄部で経年による劣化が生じています。

なお、自転車駐車場は、指定管理者である公益社団法人川越市シルバー人材センターが運営しています。

【図表 133 年間放置自転車台数の推移（2013～2018年度）】



²⁵ 自転車等とは、自転車及び原付自転車という。

(駐車場)

本市が設置している駐車場施設は、川越駅東口公共地下駐車場条例で位置付けられている川越駅東口公共地下駐車場の1か所です。公益社団法人川越市シルバー人材センターに業務委託を行い、運営をしています。

なお、当駐車場の一部は、川越市駐車場附置義務条例に基づく駐車場となっています。

駐車場施設の年間利用台数は減少傾向にあり、それに伴う年間使用料収入も減少傾向にあります。川越駅東口公共地下駐車場特別会計から一般会計への繰出しを行っている（2018年度は約4,700万円）施設です。

川越駅東口公共地下駐車場は新耐震基準建築物です。2010、2011年度に機械式駐車場の撤去を行っています。また、2015年度に泡消火設備の改修、2016年度にエレベーターの改修工事を実施しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 134 対象施設一覧（自転車駐車場・駐車場）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	川越駅西口第一自転車駐車場	本庁	1981	2,000	—	
2	川越駅西口第二自転車駐車場	本庁	1990	1,025	511	
3	川越駅西口第三自転車駐車場	本庁	2014	984	861	
4	川越駅東口自転車駐車場	本庁	1988	2,251	985	
5	本川越駅前自転車駐車場	本庁	2002	311	—	賃借
6	的場駅前自転車駐車場	霞ヶ関	1988	9	1,063	
7	新河岸駅自転車駐車場	高階	1993	10	1,124	
8	南大塚駅南口自転車駐車場	大東	1992	6	537	全借地
9	川越駅東口公共地下駐車場	本庁	1990	8,790	—	

※的場駅前、新河岸駅、南大塚駅南口の各自転車駐車場にある建物は、駐車場管理人のための建物

※川越駅東口公共地下駐車場の敷地面積は、地下の施設のため記載しない。

【図表 135 自転車駐車場運営主体の分類】

自転車駐車場（有料）				※個別施設計画対象施設：市営自転車駐車場
	市営	8 か所	- 川越駅西口第一自転車駐車場 - 川越駅西口第二自転車駐車場 - 川越駅西口第三自転車駐車場 - 川越駅東口自転車駐車場 - 本川越駅前自転車駐車場 - 的場駅前自転車駐車場 - 新河岸駅自転車駐車場 - 南大塚駅南口自転車駐車場	（公社）川越市シルバー人材センター ↳ 指定管理者 ・ 市営：公設公営 ↳ ただし、本川越駅前自転車駐車場は、自転車駐車場の部分を賃借している（民設公営）
	公営	6 か所	- 霞ヶ関駅南口自転車駐車場 - 霞ヶ関駅北口自転車駐車場 - 南古谷駅前自転車駐車場 - 笠幡駅第一自転車駐車場 - 笠幡駅第二自転車駐車場 - 西川越駅自転車駐車場	（公財）自転車駐車場整備センター ・ 公営：民設民営 ↳ センターは土地を無償貸借し、自転車駐車場の設置、維持管理、運営を行う。建設費などの償却が終了し、一定期間後、市へ施設が無償譲渡される。
	民営	128か所		・ 民営：民設民営
市営自転車置場（無料）		4 か所	- 新河岸駅第一自転車置場 - 新河岸駅第二自転車置場 - 南大塚駅南口自転車置場 - 南大塚駅北口自転車置場	※設置か所数については、2018年10月現在

【図表 136 配置図（自転車駐車場・駐車場）】



(3) 自転車駐車場・駐車場の課題

① 駅ごとの自転車利用者数の把握と自転車駐車場の確保（自転車駐車場）

今後も、駅周辺の環境整備に寄与するため、継続して放置自転車対策を行うことが必要です。

そのため、駅ごとに自転車利用者数を把握しつつ、それに応じた自転車駐車場の確保が必要です。

② 計画的な施設の保全（自転車駐車場・駐車場）

自転車駐車場は、既に建築後 30 年を超えている施設もあり、計画的な保全が必要です。

また、川越駅東口公共地下駐車場は、経年劣化による車路の整備やエレベーターなどの設備について、点検を定期的の実施し、適切な維持管理を行うことが必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討（駐車場）

今後の人口減少に伴う自動車保有者の減少や施設の老朽化が進む中、更なる運営手法の効率化が求められます。

また、周辺の民間駐車場の設置数や利用状況を調査し、適切な料金設定等の検討が必要です。

2 自転車駐車場・駐車場の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(共通)

今後も安全安心な施設として活用するため、適切な施設の保全を行います。

(自転車駐車場)

自転車駐車場の駐車台数不足の解消や、施設更新の際は、公益財団法人自転車駐車場整備センターや民間自転車駐車場の活用を行うことを基本とします。

無料である市営自転車置場については、その在り方について検討します。

自転車駐車場のうち、管理人等が使用する小規模な建物については、事後保全での対応とします。

(駐車場)

川越駅東口公共地下駐車場は、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略²⁶」を2020年度までに策定する予定です。この中で、民間活力の活用を検討するなど、効率的で効果的な運営手法の検討を進めます。

(2) 規模・配置について

(自転車駐車場)

各駅に設置しており、駅周辺の放置自転車台数も大きく減少しています。

(駐車場)

川越駅東口に設置しており、駐車場附置義務駐車場としての役割も備えています。

3 自転車駐車場・駐車場の検討結果

2025年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 137 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
川越駅西口第一自転車駐車場	40年目 改修	40年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

²⁶ 経営戦略とは、中長期的な視点から経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するため、収入と支出を均衡させた「投資・財政計画」を中心とした経営の基本計画のこと。総務省通知により、技術的助言として策定を要請されている。

余白ページ

F－2 公園施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 公園施設は、策定した『公園施設長寿命化計画』に基づき、効率的に維持・管理を行います。なお、当該計画で対象としていない公園施設についても、継続的な点検を行い、劣化状況を踏まえた修繕を実施します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

本市の都市公園の数は 320 か所で、そのうち住区基幹公園が 283 か所、都市基幹公園が 4 か所、特殊公園が 4 か所、広場公園が 1 か所、緑地が 28 か所です。

また、公園の管理やスポーツ施設の貸し出しのため、公園管理事務所を初雁公園内に、公園管理詰所を上戸緑地脇と安比奈親水公園脇に設置しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、都市公園及び、公園管理事務所・管理詰所とします。

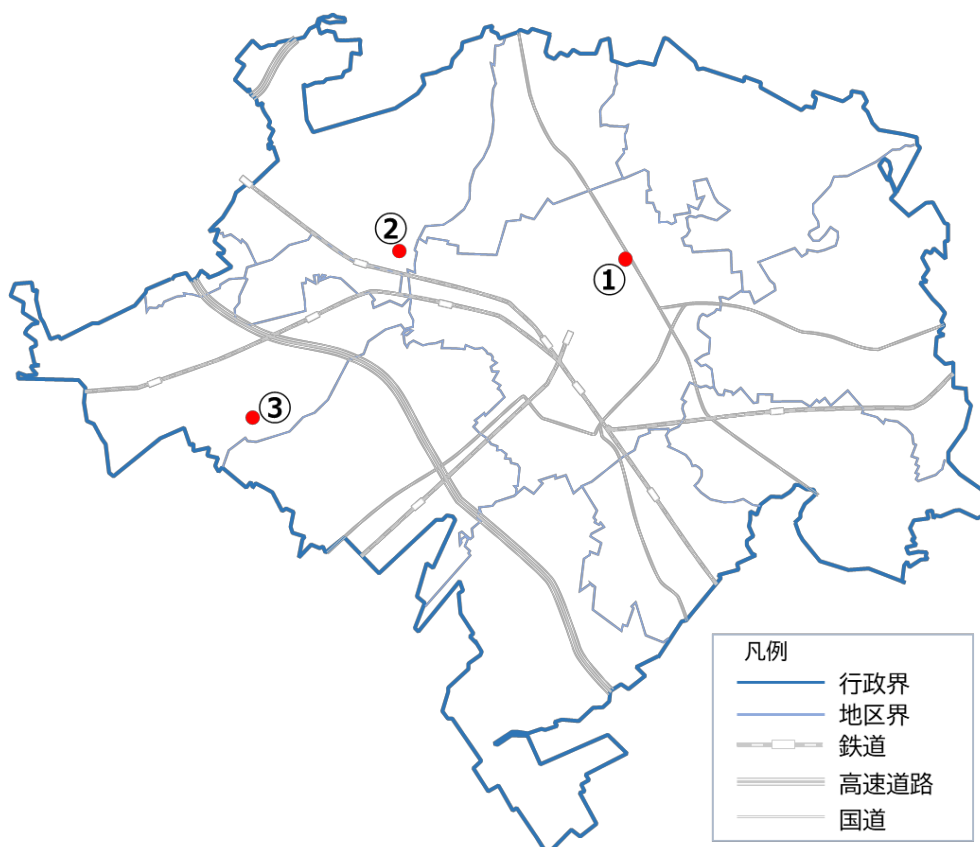
【図表 138 対象施設一覧（公園施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	公園管理事務所	本庁	2001	166	44,757	内 145 ㎡借地
2	上戸公園管理詰所	名細	1981	114	332	
3	安比奈親水公園管理詰所	霞ヶ関	1993	123	687	全借地

※公園管理事務所の敷地面積は、初雁公園の公園供用面積を記載

※都市公園の諸元は、施設数が多いため割愛

【図表 139 配置図（公園施設）】



※公園管理事務所および管理詰所のみ記載

2 公園施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

都市公園については、「川越市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に保全を実施します。長寿命化計画未策定の都市公園については、必要に応じて策定することとします。

公園管理事務所・管理詰所については、適切な維持管理に努めます。

(2) 規模・配置について

川越市都市公園条例に定める「都市公園の配置及び規模の基準」があります。

3 公園施設の検討結果

都市公園は、「川越市公園施設長寿命化計画」に基づき対応します。
公園管理事務所・管理詰所については、適切な維持管理に努めます。

F－3 防災施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 防災施設は、災害時、適切に活用できるよう計画的に維持・管理を行います。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

本市では、災害時に備えた食料や生活必需品などの保管のため、災害備蓄庫 16 か所、備蓄品保管室 60 か所を設置しています。備蓄品保管室は、避難所となる小中学校、市立川越高等学校及び教育センター等に設置しており、14 か所は別棟で、46 か所は校舎内等に設置しています。

また、災害用給水井戸を小中学校等の敷地内に 22 か所、防災井戸を伝統的建造物群保存地区に 1 か所設置しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、下記のとおりです。

【図表 140 対象施設一覧（防災施設）】

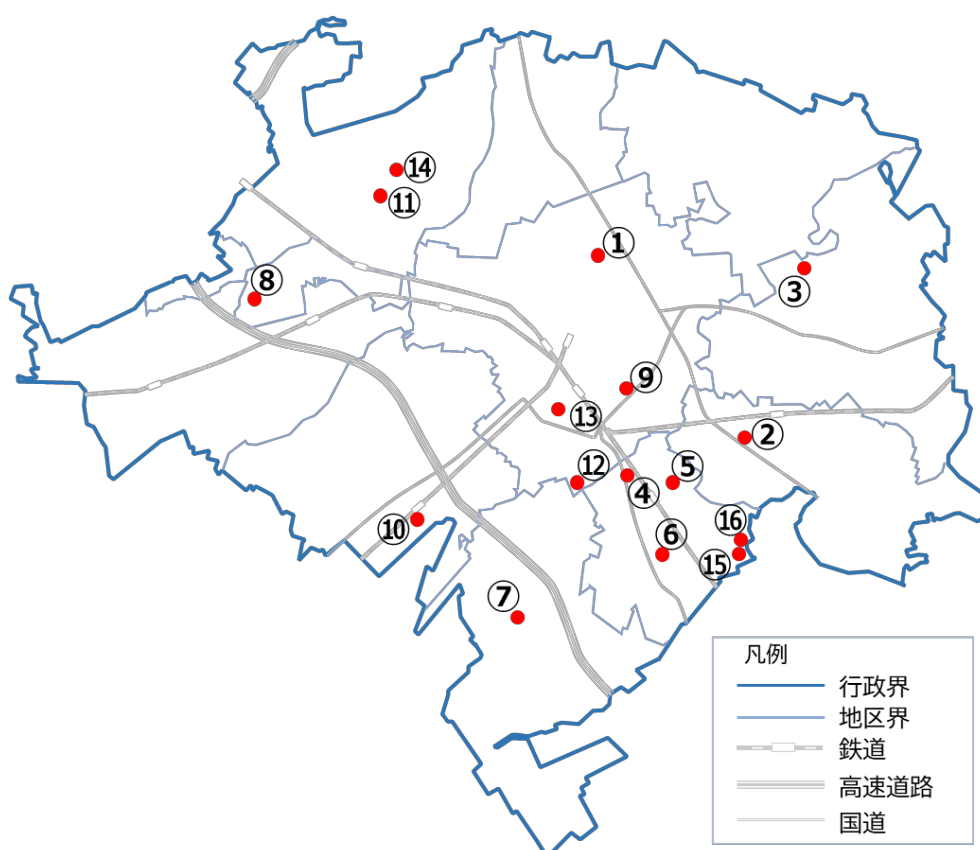
施設の種類	設置数	
災害備蓄庫	16	
備蓄品保管室	60	14 (別棟で設置)
		46 (校舎内等に設置)
災害用給水井戸等	23	

【図表 141 災害備蓄庫一覧】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	宮下備蓄庫	本庁	1998	310	—	初雁中学校敷地内
2	南古谷備蓄庫	南古谷	1994	14		
3	古谷備蓄庫	古谷	1984	93		
4	高階第1 備蓄庫	高階	1992	60		
5	高階第2 備蓄庫	高階	1992	52	137	全借地
6	高階第3 備蓄庫	高階	1993	14		
7	福原備蓄庫	福原	1986	46		
8	霞ヶ関北備蓄庫	霞ヶ関北	1992	54	165	
9	仙波備蓄庫	本庁	1981	117		
10	大東備蓄庫	大東	1985	67		
11	名細備蓄庫	名細	1983	108	108	
12	岸町備蓄庫	本庁	1982	142	432	
13	ウェスタ川越備蓄庫	本庁	—	—	—	ウェスタ川越内
14	なぐわし公園備蓄庫	名細	—	—	—	なぐわし公園温水 利用型健康運動施 設 (PiKOA) 内
15	寺尾 (向イ) 備蓄庫	高階	2017	4		
16	寺尾 (中島) 備蓄庫	高階	2017	7		

※備蓄品保管室及び災害用給水井戸等の施設諸元は、施設数が多いため割愛

【図表 142 配置図（防災施設）】



※災害備蓄庫のみ記載

(3) 防災施設の課題

防災施設は、災害時の備えとして必要な時に適切に活用できることが求められます。

2 防災施設の整備更新の方針及び検討結果

(1) 今後の方向性及び検討結果

災害備蓄庫、備蓄品保管室及び災害用給水井戸等は、劣化状況に応じた保全を行います。

余白ページ

G 行政関連施設

【目次】

- G-1 市民センターなど
- G-2 庁舎関連施設
- G-3 環境衛生関連施設
- G-4 給食施設
- G-5 葬祭施設
- G-6 農業集落排水処理施設

余白ページ

G-1 市民センターなど

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 学校など周辺の公共施設との複合化について検討します。
- 市民センターは地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

【参考：公民館】

- ・学校など周辺の公共施設との複合化を進めます。
- ・地域の人口の変化を考慮し、規模や配置の最適化を図ります。
- ・公民館で提供している講座などについて、必要性を検討し効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

市民センターは、地方自治法に規定する出張所として川越市市民センター条例で位置付けられた施設で、地域における市民の自主的な活動を支援し、市民及び市が協働して行う地域づくりを推進するとともに、地域における行政の窓口として市民の利便に供することを目的としています。

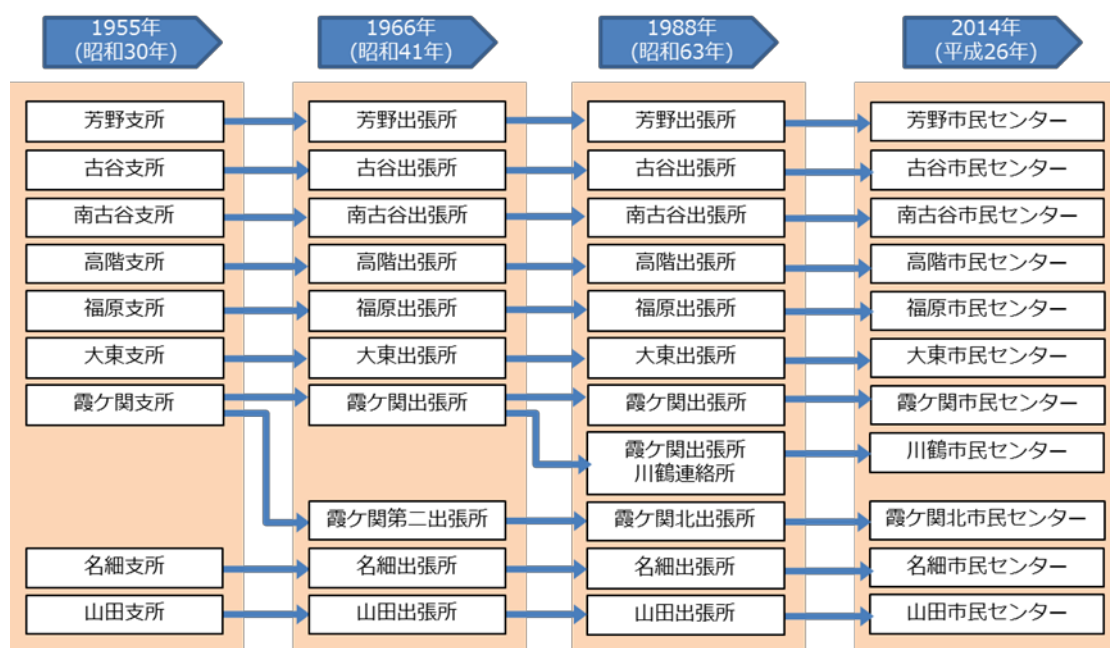
この目的を達成するため、併設する公民館（以下、併設公民館という。）が連携して、地域活動の支援及び地域づくりを推進しています。

1955年の近隣9村合併に伴い、各村にあった役場を支所とし、1961年に出張所（芳野、古谷、南古谷、高階、福原、山田、名細、霞ヶ関、大東）へと移行しました。

その後、1966年に霞ヶ関第二出張所（後の霞ヶ関北出張所）を、1988年に霞ヶ関出張所川鶴連絡所を設置しました。

2014年から、地域活動の主体となっている自治会が構成する自治会連合会支会を単位として、出張所10か所及び連絡所1か所の計11か所が、市民センターへ移行しています。

【図表 143 市民センターの設置経緯】



② 利用状況など

市民センターは、住民異動や印鑑登録、戸籍、国民年金、国民健康保険、児童手当の手続き、市税等徴収など各種行政手続のための窓口と、自治会などを始めとした地域活動団体などの地域の集まりの場として利用されています。

また、災害時における地域の防災拠点としての機能を有しています。

※併設公民館の利用状況などについては、「B－1 公民館」に記載しています。

③ 施設の整備状況

市民センターは、1969年から2013年までに建築され、旧耐震基準建築物が6施設あり、そのうち3施設は建築後45年以上経過しています。旧耐震基準建築物の市民センター（霞ヶ関北市民センター（公民館）を除く）は、耐震補強工事を行い、耐震性能を確保しています。

また、市民センター（霞ヶ関北市民センターを除く）は、公民館との複合施設ですが、高階市民センターは公民館のほかに図書館及び児童館と、霞ヶ関市民センターは公民館のほかに小学校とも併設しています。

併設公民館にある部屋は、主に会議室、講座室、和室、実習室で構成され、音楽室や工芸室、軽体育室（多目的室含む）、プレイルームを設置している併設公民館もあります。

2007年以降に建築した3つの市民センター（高階、名細、大東）では、窓口業務及び公民館業務等を一体運用するために、事務室を一つにしています。

市民センターは、老朽化している施設も多く、安全安心や施設運営の維持のため、改修工事を実施しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 144 対象施設一覧（市民センター）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	芳野市民センター	芳野	1969	571	1,494	
2	古谷市民センター	古谷	1970	722	1,597	
3	南古谷市民センター	南古谷	1976	751	1,827	
4	高階市民センター	高階	2007	4,443	8,417	高階図書館、高階 児童館との複合、 全借地
5	福原市民センター	福原	1978	1,137	2,102	
6	山田市民センター	山田	1971	715	900	内 134 ㎡借地
7	名細市民センター	名細	2009	1,697	5,984	
8	霞ヶ関市民センター	霞ヶ関	1976	—	—	霞ヶ関小学校との 複合
9	川鶴市民センター	川鶴	1988	1,105	2,542	
10	霞ヶ関北市民センター	霞ヶ関北	2000	327	1,732	
11	大東市民センター	大東	2013	1,962	6,692	内 3,926 ㎡借地

※施設順は、川越市市民センター条例による

※高階市民センターの延床・敷地面積は、他の複合施設を含めた面積を記載

※霞ヶ関市民センターの延床・敷地面積は、霞ヶ関小学校に含めて記載

※霞ヶ関北市民センター（公民館）の施設諸元

建築年度：1974 年度、延床面積：878 ㎡、敷地面積：1,159 ㎡

※霞ヶ関北市民センターと霞ヶ関北公民館の施設は離れているが、他の地区と同様に一体的な組織体制の下で運営している。

【図表 145 その他施設（連絡所）】

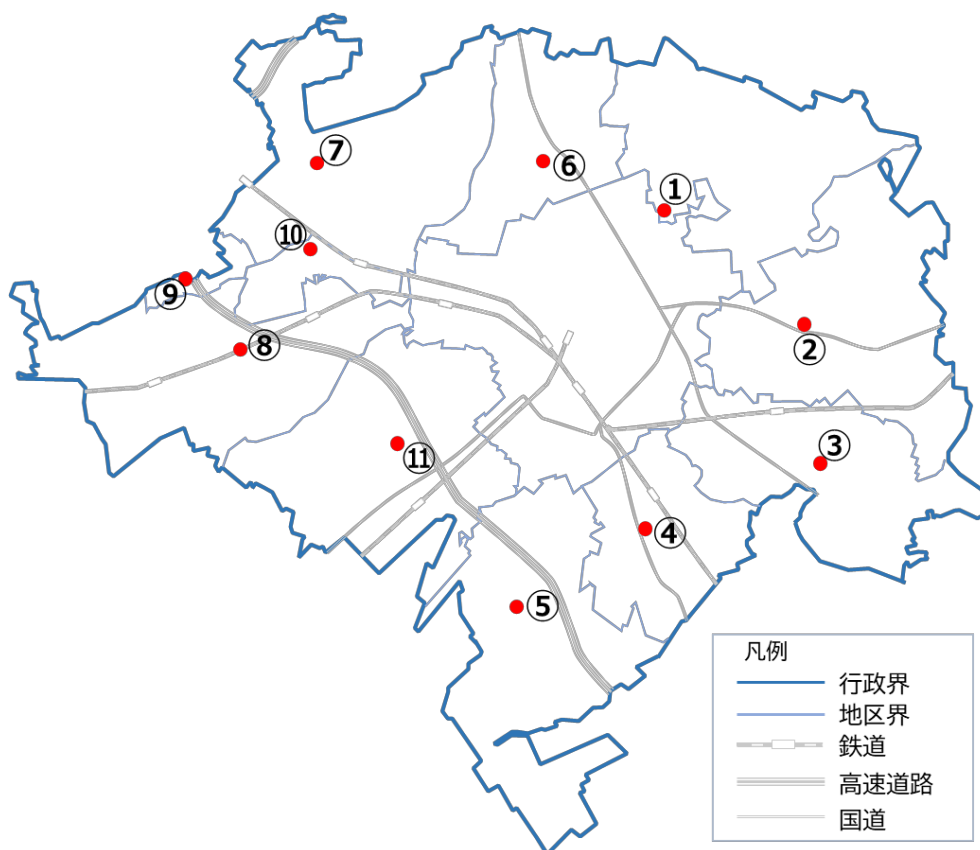
No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	南連絡所	本庁	—	119	—	賃借
2	ウェスタ川越証明センター	本庁	—	—	—	ウェスタ川越内

※南連絡所は、賃借している建物に設置しているため、個別施設計画の対象外とする。

※ウェスタ川越証明センターを設置している、ウェスタ川越の概要は「C－1 ホール施設」に記載

※南連絡所及びウェスタ川越証明センターは、2020 年 6 月に川越市民サービスステーションに移転（賃借している建物のため個別施設計画の対象外）

【図表 146 配置図（市民センター）】



(3) 市民センターの課題

① 老朽化した施設の整備

市民センターは、11 施設中、旧耐震基準建築物が6 施設、そのうち建築後 45 年以上経過している施設が3 施設と老朽化が進んでおり、部位や設備の修繕件数が増加しています。

市民センターは地域防災拠点として位置付けられていることから、必要ときに必要な機能が適切に提供されるよう、計画的な保全や更新の検討を行う必要があります。

② 運営の効率化の推進

市民センターでは、窓口業務や地域活動支援業務と公民館業務を一体的な組織体制のもとで運営していますが、2007 年以降に建築した3つの市民センター（高階、名細、大東）以外の市民センター（芳野、古谷、南古谷、福原、霞ヶ関、川鶴、山田）の事務室は、併設公民館の事務室と別々に配置しています。

また、霞ヶ関北市民センターでは、霞ヶ関北公民館と施設自体が離れています。

市民センターの更新を検討する際、業務を効率的に運営するための検討が必要です。

③ 利用者ニーズに対する検討

各市民センター間で、地区人口あたりの各種行政手続きに係る窓口取扱件数に差があります。

さらに、今後のマイナンバーカードやキオスク端末（コンビニエンスストアでの公的証明書の交付など）の活用が進めば、行政窓口の在り方も変化することが考えられます。

加えて、併設公民館でも、貸室（講座室や和室等）により使用率に差が見られます。

市民センターの更新にあたっては、利用者のニーズや提供する行政サービスを考慮した、施設の規模や部屋の構成を検討する必要があります。

2 市民センターの整備更新の方針

(1) 今後の方向性

市民センターは、市民生活に関わりが深い行政サービスを提供する機能のほかに、地域コミュニティの活性化を図り、地域における市民の自主的

な活動を支援し、地域づくりを推進するという地域活動支援の機能や、災害時における地域の防災拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの拠点となる施設です。

地区ごとに設置しているため、市内に複数あり、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的に更新を行います。

なお、今後の情報化の進展や少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化により、利用者のニーズや提供する行政サービスは変化することが想定されます。

市民センターの更新にあたっては、これらの状況を見極めつつ、地域の人口や周辺の公共施設の設置状況を考慮して規模や配置を検討します。

加えて、学校などの周辺の公共施設との複合化や、地域内の施設にある類似した用途の部屋との重複の解消についても検討します。

(2) 規模・配置について

① 規模について

市民センターは、併設公民館と一体で更新します。更新の際、市民センターで必要となる部屋は、併設公民館の部屋と共用することを原則とします。

また、施設の規模については、職員が執務を行うために必要な部屋と公民館における社会教育事業に必要な部屋を充足する広さを基本とし、標準的な市民センターの規模を設定します。

その上で、地域内の既存類似施設の有無や新しいニーズへの対応等、地域の実情を加味して、その規模を検討します。

検討にあたっての考え方や標準的な施設規模は以下のとおりとします。

【図表 147 標準的な市民センターの規模】

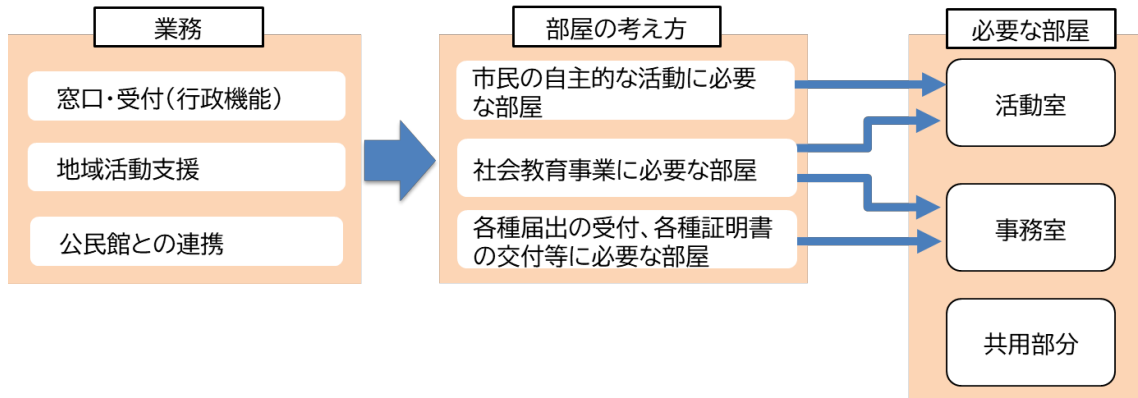
		1	2	3
活動室	会議室・和室・実習室	285㎡(標準)		
事務室	事務室・会議室・更衣室等	160㎡	220㎡	280㎡
共用部分	倉庫・トイレ・玄関ホール等	400㎡	440㎡	470㎡
延床面積		845㎡	945㎡	1,035㎡

市民センターの規模の考え方は以下のとおりです。

(ア) 市民センターにおける必要な部屋

市民センターに求められる基本的な業務を窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館との連携と整理し、市民センターに必要な部屋を「事務室」と「活動室」、それらをつなぐ「共用部分」としました。

【図表 148 市民センターにおける必要な部屋】



「活動室」は、公民館スペース（A）で構成しています。

- ・ 公民館スペース（A）…公民館（社会教育活動を行う場）で必要な会議室、講座室及び実習室などに相当するスペース

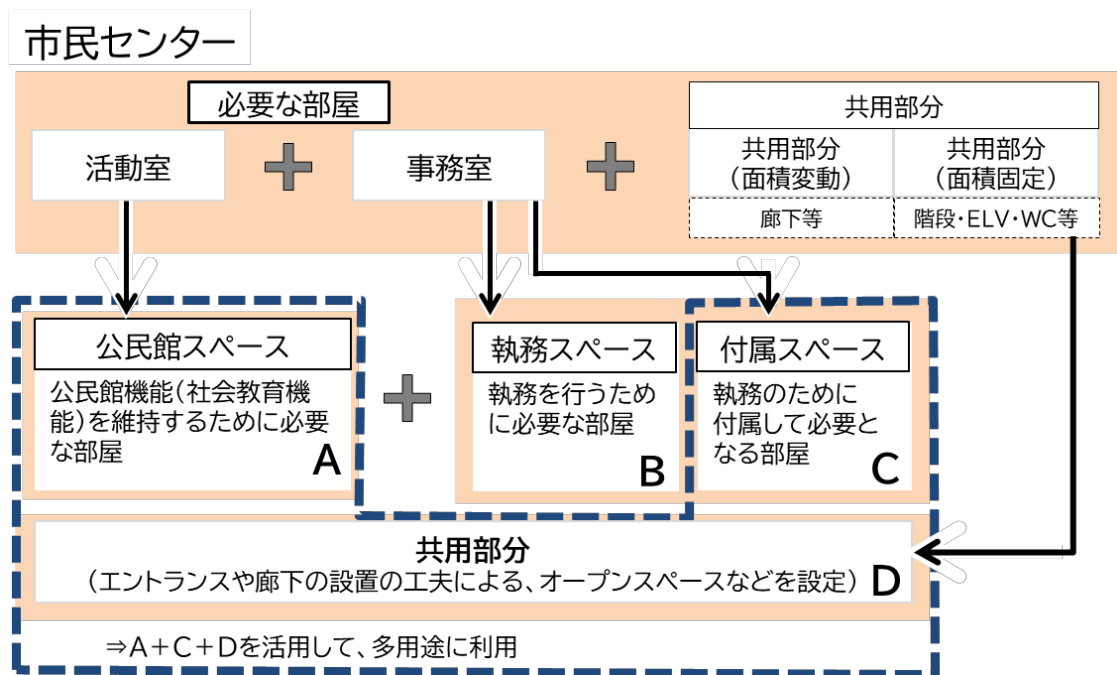
「事務室」は、執務スペースと付属スペースで構成しています。

- ・ 執務スペース（B）…窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務などに従事する職員が執務を行うスペース
- ・ 付属スペース（C）…執務スペースに付属する会議室、相談室及び更衣室などのスペース

共用部分（D）は、一定の面積が必要となるもの（階段、エレベーター、トイレなど）と、施設規模や部屋の配置により面積が変動するもの（廊下など）に大別されます。

なお、A、C及びD（共用部分のうち、施設規模で面積が変動する空間）を活用して、施設効用を高める工夫をします。

【図表 149 市民センターの構成要素】



(イ)市民センターの施設規模（延床面積）

活動室の諸室の面積等は、標準的な市民センターの規模としますが、利用者が使い易い空間となるよう部屋の検討を行います。

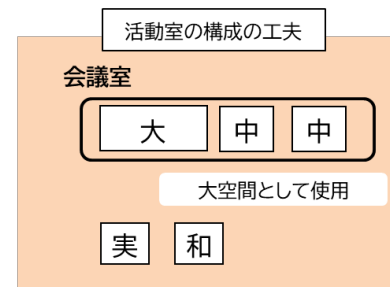
（配置の例）

- ・ 大会議室と2つの中会議室を隣接させて可動間仕切壁等で構成することで、大空間としても使用が可能
- ・ 大会議室を二分割すると合計4つの中会議室としても使用が可能

公民館スペース Aの面積の考え方

- 活動室の諸室の面積等は下表を標準仕様とし、大会議室と2つの中会議室は、隣接させて可動間仕切壁等で構成することにより、200㎡の大空間としても使用を可能とするなど、利用者が使い易い空間とします。
- 大会議室を二分割し、2つの中会議室として使用することも考えられます。

公民館スペース (A) (標準仕様)	面積	数	小計	合計
大会議室	100㎡	1	100㎡	285㎡
中会議室	50㎡	2	100㎡	
実習室	50㎡	1	50㎡	
和室	35㎡	1	35㎡	



執務スペースと附属スペース BとCの面積の考え方

- 窓口・受付業務、地域活動支援業務及び公民館業務を一体運用できるようワンフロアー化を図ります。面積については、「総務省 平成22年度地方債同意等基準運用要綱」を参考として、職員数から算出される規模とします。

	ケース(職員数)		
	I (～7名)	II (8～14名)	III (15名～)
執務スペース(B)	90㎡	120㎡	150㎡
附属スペース(C) (会議室・相談室等)	70㎡	100㎡	130㎡
合 計	160㎡	220㎡	280㎡

- ※ 1. 執務スペース面積は、職員1人あたり4.5㎡を基準に役職による加算をして算出
2. 附属スペース面積は、執務スペース面積の概ね85%(直近の市有施設実績)で算出

共有部分 Dの面積の考え方

	ケース(職員数)		
	I	II	III
倉庫 ※1	50㎡	60㎡	70㎡
トイレ・階段等 ※1	130㎡(固定)		
廊下・玄関ホール +オープンスペース※2	220㎡	250㎡	270㎡
合 計	400㎡	440㎡	470㎡

- ※1. 「共用部分(倉庫、トイレ・階段等)」は、直近の市有施設の実績を参考に算出
2. 「共用部分(廊下・玄関ホール等)」は、その部分を除いた延べ床面積の概ね35%(直近の市有施設実績)で算出

②配置について

当面、現在の地区に配置（1地区1施設）します。将来的には、地域のコミュニティ、日常生活圏、歴史的沿革等を勘案して配置します。

3 市民センターの検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 150 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかなきは、その内容を具体的に記載しています。
芳野市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
古谷市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。
山田市民センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 151 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
霞ヶ関北市民センター	20 年目改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

※霞ヶ関北公民館（霞ヶ関北市民センターと一体で運営）については、別に更新の検討が進められている。そのため、霞ヶ関北市民センターの改修については、その検討を踏まえて行うものとする。

G-2 庁舎関連施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 庁舎関連施設及び倉庫などは、会議室の集中化、文書保管スペースの整理（市庁舎外での保管の推進や電子化による保存）、会議室の共用化などにより適正な規模とし、本庁舎の更新に合わせて、分散している機能の集約を図ります。ただし、機材や駐車場などのスペースを確保する必要がある施設については、留意します。
- 動物管理センターは、計画的に維持・管理を行い、適正な規模とします。
- 川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、現場での早期対応や地域に密着したまちづくりを推進するため、現在の施設の長寿命化を図ります。
また、将来的には、事業の進捗に合わせて、他の庁舎関連施設への移転を検討します。
- 教育センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、施設の一般開放の充実を図るほか、他の公共施設との共用化や多機能化を検討します。
- 教育センター分室（リバーラ）は、業務の内容を考慮しつつ、教育センターや周辺の公共施設などとの共用化や多機能化を検討します。
- 福祉サポート連雀町は、類似機能を有する施設との多機能化を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（市役所本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）

市役所の位置は、川越市役所の位置を定める条例で定められています。市役所本庁舎は本市の行政施設の核であり、議場を設置している施設であるとともに、防災拠点施設・選挙期日前投票所・納税申告会場など、多様な利用がなされています。

東庁舎及び庁舎分室は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、農業委員会、総務部1課等が使用しています。郭町公用車管理棟は、車両管理として使用しています。小仙波庁舎は、旧川越市医師会看護専門学校の校舎を転用した施設であり、建設部6課が使用しています。

市役所本庁舎は旧耐震基準建築物で、2013年度から2015年度に耐震補強工事を実施しています。

(保健所、総合保健センター)

保健所及び総合保健センターは、地域保健法及び川越市保健所条例で位置付けられている施設です。保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として、総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として設置しています。

また、総合保健センターには、ふれあい歯科診療所が設置され、障害のある方への歯科診療のほか、一般的な歯科診療を実施しています。

(動物管理センター)

動物管理センターは、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律で位置付けられた施設で、犬や猫等の抑留・収容のための施設です。

(収集管理棟)

収集管理棟は、一般廃棄物の収集運搬を円滑に行うための施設で、塵芥車の車庫、職員控室、更衣室、浴室等の設備があり、事務室は環境部2課が使用しています。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室は、都市計画部1課が使用し、川越駅西口市有地利活用事業や川越駅西口周辺の都市計画道路等の整備などを進めています。

新河岸駅周辺地区整備事務所は、都市計画部1課が使用し、新河岸駅を中心とした都市基盤の整備を進めています。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、道路の維持補修を行うための資材や車両と作業員の事務室を設置しています。

(上下水道局庁舎、上下水道管理センター)

上下水道局庁舎は、安全で良質な水道水の安定供給と、生活環境の保全及び快適なまちづくりを実施するための拠点として設置され、上下水道局6課が使用しています。また、災害時には、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道及び下水道の復旧を行う災害対策会議施設となります。

上下水道管理センターは、職員の事務室、車庫及び作業所を備えており、雨水ポンプ場施設、汚水ポンプ場施設及び合流改善施設の運転管理及び維持管理を行っています。

(教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室)

教育センター、教育センター第一分室(リバーラ)、教育センター第二分室は、川越市立教育センター条例で位置付けられた施設で、教育の充実及び振興を図ることを目的とし、教職員の研修や教育相談、就学相談等を実施しています。教育センターは旧古谷東小学校校舎、第一分室は旧第三学校給食センター、第二分室は旧あけぼの・ひかり児童園園舎を転用して活用しています。

なお、教育センター第一分室(リバーラ)は、旧耐震基準建築物です。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、学校保健安全法に基づき児童生徒の健康の保持と増進を図るための環境衛生検査、安全及び保健に関する調査、研究を行っています。

(福祉サポート連雀町)

福祉サポート連雀町は、旧保健センターを転用し、障害者基幹相談支援センター、つどいの広場、地域包括支援センターが利用しています。

なお、福祉サポート連雀町は、旧耐震基準建築物で、耐震性能が確保されていません。

(倉庫)

庁舎関連の倉庫として、神明町倉庫、三久保町倉庫、仙波4丁目倉庫などがあり、複数の部署が物品等の保管として利用しています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 152 対象施設一覧（庁舎関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	市役所本庁舎	本庁	1972	12,019	12,298	
1a	東庁舎	本庁	2002	1,812	—	
1b	庁舎分室	本庁	1985	1,069	—	
1c	郭町公用車管理棟	本庁	2003	350	2,327	内 508 ㎡借地
2	市役所小仙波庁舎	本庁	1988	1,647	1,939	全借地
3	保健所	本庁	2003	3,072	3,855	全借地
4	総合保健センター	本庁	1998	4,481	8,090	全借地
4a	ふれあい歯科診療所	本庁				
5	動物管理センター	本庁	1983	427	998	
6	収集管理棟	名細	2009	2,707	—	資源化センター敷地内
7	川越駅西口まちづくり推進室	本庁	2008	265	1,455	全借地
8	新河岸駅周辺地区整備事務所	高階	1992	204	2,062	
9	道路管理事務所	本庁	1990	900	2,812	全借地
10	上下水道局庁舎	本庁	1986	1,590	4,278	
11	上下水道管理センター	霞ヶ関	2006	937	8,583	
12	教育センター	古谷	1986	5,973	12,231	
13	教育センター第一分室	霞ヶ関北	1977	676	—	
14	教育センター第二分室	本庁	1983	1,059	3,200	
15	学校環境衛生検査センター	本庁	1982	254	455	全借地
16	福祉サポート連雀町	本庁	1980	512	643	

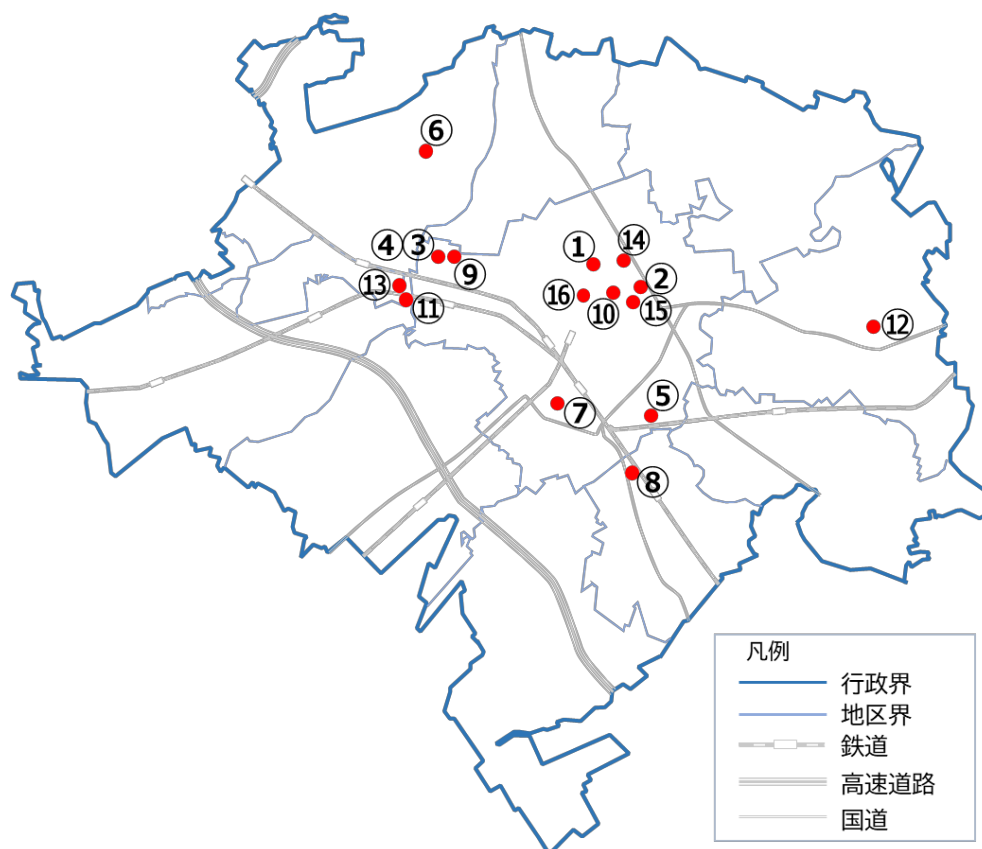
※総合保健センターの延床面積には、ふれあい歯科診療所を含む。

※収集管理棟の敷地面積は、資源化センターに含めて記載

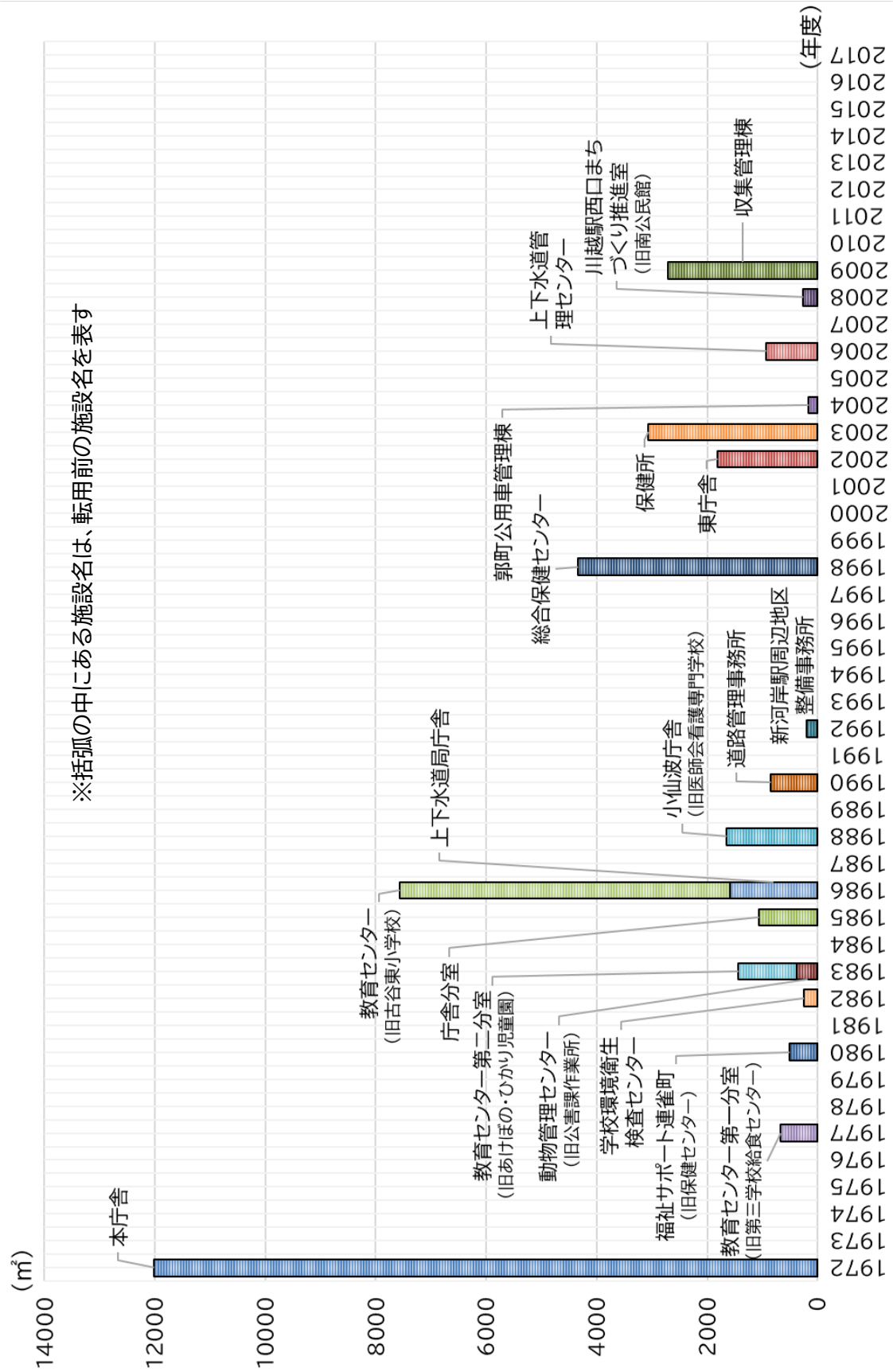
※教育センター第一分室の敷地面積は、さわやか活動館に含めて記載

※教育センター第二分室の敷地面積は、みよしの支援センターを含む。

【図表 153 配置図（庁舎関連施設）】



【図表 154 庁舎関連施設の建築年度と延床面積】



(3) 庁舎関連施設の課題

① 計画的な施設の保全

庁舎関連施設は、多くの市民の方々が申請や相談等のサービスを受けるために使用する施設です。市民サービスを継続的に提供するために、改修工事等の実施の際、業務を行いながらの改修を行うこととなることから、改修のスケジュール等については、計画的な対応が必要です。

加えて、個人情報や税情報、都市計画の情報など、多くの情報が集積している施設が多くあります。平常時だけではなく、災害発生時においても、庁舎関連施設が適正に機能することが、市民等の生命・財産を守ることに大きく寄与することから、施設を適正に維持管理することが必要です。

② 狭あい化・分散化に対する検討

市役所本庁舎は、現在の庁舎が開庁した 1972 年度以降、人口増加・中核市への移行・行政需要の多様化に対応するため、組織の拡大や OA 機器の普及を進めたことにより事務スペースの狭あい化が進んでいます。これに対処するため、庁舎機能の一部を敷地外へ移転したことで、庁舎機能が分散しました。これにより、市民が利用しづらい状況にあるだけでなく、各課間の事務連絡・会議開催等について、事務の効率化・迅速化を妨げている状況です。

2 庁舎関連施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

(共通)

庁舎関連施設は、継続的な市民サービスを提供するため、計画的な維持管理に努めます。

社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。将来、市役所本庁舎の更新を検討する際は、分散した庁舎機能の集約化について検討するとともに、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

(市役所（本庁舎、東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎）)

市役所本庁舎は、耐震改修工事が 2015 年度に完了し、空調設備等の改修を実施する予定です。今後も、適正に保全を行います。

東庁舎・庁舎分室・郭町公用車管理棟・小仙波庁舎は、今後も適切な維持管理を行います。本庁舎の更新の検討の際、施設の集約化について、検討

を行います。

(保健所、総合保健センター)

保健所及び総合保健センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

(動物管理センター)

動物管理センターは、更新時に施設の位置や規模について、検討を行います。

(収集管理棟)

収集管理棟は、資源化センターの更新を検討する際、当該施設の在り方について検討を行います。

(川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所)

川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、設置目的である事業が完了するまで、施設の維持管理を続け、事業完了後は用途を廃止します。

(道路管理事務所)

道路管理事務所は、今後も適切な施設の維持管理を行います。

(上下水道局庁舎、上下水道管理センター)

上下水道局庁舎及び上下水道管理センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。

(教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室)

教育センターは、適切な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行います。教育センター第一分室及び第二分室は、他の施設との共用化や多機能化を検討します。

(学校環境衛生検査センター)

学校環境衛生検査センターは、現在の敷地が借地であることや、利用内容が、学校の水質検査等であることを踏まえ、学校施設への複合化を検討します。

(福祉サポート連雀町)

福祉サポート連雀町は、機能の移転が予定されており、全ての機能が移

転した後は、廃止を含む今後の利活用を検討します。

(倉庫)

倉庫については、事後保全での対応とし、今後、遊休施設が生じ、その利活用を検討する際には、倉庫の集約化についても検討を行います。

(2) 規模・配置について

社会情勢の変化に伴い、庁舎関連施設に求められている機能は大きく変化しています。更新を検討する際は、今後の情報化社会の変化を見据え、必要な施設規模の検討を行います。

3 庁舎関連施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 155 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
本庁舎	その他 改修	空調設備等の改修を行います。
東庁舎	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
庁舎分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
公用車管理棟	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
保健所	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
総合保健センター	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
動物管理センター	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
教育センター第一分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
教育センター第二分室	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
学校環境衛生検査センター	40 年目 改修	40 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

余白ページ

G-3 環境衛生関連施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 環境衛生センターは、更新時期に合わせて、適切な規模での整備を進めます。
- 東清掃センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 資源化センターは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 小畔の里クリーンセンターは、引き続き機能を維持し、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要（設置目的、利用状況、整備状況など）

（施設の概要）

環境衛生関連施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で位置付けられた施設で、本市では、中間処理施設が2施設（東清掃センター、資源化センター）、最終処分場が1施設（小畔の里クリーンセンター）、し尿処理施設が1施設（環境衛生センター）の4施設があります。

環境衛生センターは旧耐震基準建築物ですが、その他の施設は、新耐震基準建築物です。

（ごみ処理等の状況）

本市で排出されるごみの総量は、年間約11万トンで推移しています。今後、10年程度は、予測されるごみの総排出量は大きく変化しない見込みです。

また、し尿及び浄化槽汚泥（以下し尿等という）は、下水道や合併処理浄化槽の整備により、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加するなど、搬入物の性状の変化はあるものの、収集量は約100kL/日となっており、今後も、大きな変化はないと予測しています。

なお、ごみ・し尿等ともに長期的には、人口減少などの社会的変化に伴い、減少傾向となることが想定されています。

（中間処理施設）

中間処理施設は、ごみを埋立て処分（最終処分）する前に、分別・減容・無害化・安定化などの処理をする機器設備を備えた施設です。

東清掃センターの焼却施設及び資源化センターの熱回収施設には、とも

に焼却炉が2基あります。年間で焼却処理されるごみの量は約9.3万トンで、この2施設の焼却処理量の割合は、資源化センターが約8割、東清掃センターが2割となっています。

また、リサイクル施設は、東清掃センター及び資源化センターにそれぞれ設置されており、不燃ごみ、粗大ごみ、びん・かん、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルを処理しています。また、リサイクル可能な物については、リサイクルを実施しています。草木類資源化施設では、せん定枝や刈草をチップや土壌改良材へと資源化しています。

東清掃センターは稼働から33年、資源化センターは稼働から10年経過しています。各施設の焼却・熱回収施設やリサイクル施設については、定期的に修繕や改修を実施しています。

(最終処分場)

最終処分場である小畔の里クリーンセンターは、中間処理施設で処理し、残った灰などを最終処分（埋立）する施設です。近年、中間処理施設の処理能力の向上やリサイクルなどにより埋立量が減っています。当施設の残容率（施設全体からみた埋立処分が可能な残りの割合）は約11%となっています。なお、当施設の敷地には、第2期分の予定地も確保されています。

埋立地に降った雨水等を処理する施設があり、その施設にある機器設備の修繕や改修を実施しています。

(し尿処理施設)

し尿処理施設である環境衛生センターは、家庭や事業所で排出されるし尿等を処理する唯一の処理施設です。し尿等は、本施設に搬入されたのち、微生物による処理を行い、処理水は下水道に放流しています。

環境衛生センターは、稼働から40年経過しています。汚泥処理を維持するための機器設備の修繕や改修を行っています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

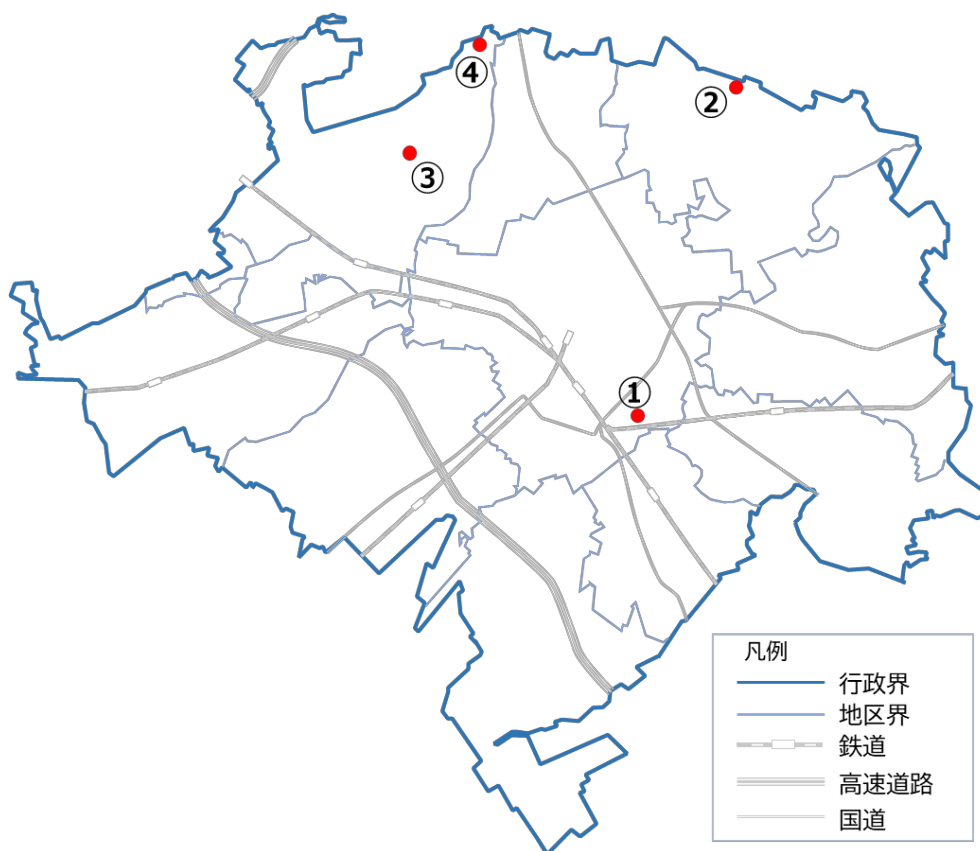
【図表 156 対象施設一覧（環境衛生関連施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	環境衛生センター	本庁	1979	4,547	12,381	
2	東清掃センター	芳野	1986	8,713	12,324	内 1,978 ㎡借地
3	資源化センター	名細	2009	31,277	106,278	環境プラザ（つばさ館）との複合
4	小畔の里クリーンセンター	名細	1988	640	94,723	

※資源化センターの延床面積は、環境プラザ（つばさ館）を含めた面積を記載

※資源化センターの敷地面積は、環境プラザ（つばさ館）及び収集管理棟を含めた面積を記載

【図表 157 配置図（環境衛生関連施設）】



(3) 環境衛生関連施設の課題

① 計画的な機器設備の維持管理

ごみやし尿等を処理するために、環境衛生関連施設には、焼却炉、破碎機、コンベヤ、汚泥脱水機及びその他多くの機器設備が設置されています。これらの機器設備の一部でも不具合が生じると、ごみやし尿等を安定的に処理することができなくなります。また、これらの機器設備の修繕には、多くの時間と費用が必要となることから、計画的な維持管理を行っていくことが必要です。

② 施設更新に向けた検討

環境衛生センターは、本市唯一のし尿処理施設で、建築後 40 年を経過しています。機器設備については、適切な維持管理に努めているものの、躯体については、一部の棟で、耐震性能が確保されていません。また、し尿処理施設の水槽は、「塩素その他腐食性を有するガスの影響を受けるもの」に該当し、国の財産処分制限期間である 20 年を既を超えているため、現在、施設更新に向けた検討を行っています。

また、東清掃センターは、現在、大規模改修工事を実施していますが、改修後は、概ね 15～20 年程度、引き続き利用する予定です。

2009 年度に建設した資源化センターでは、建設の検討から稼働までに概ね 19 年と長期間を要していることから、環境衛生関連施設の更新は、機器設備の更新サイクルを踏まえた検討が必要です。

2 環境衛生関連施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

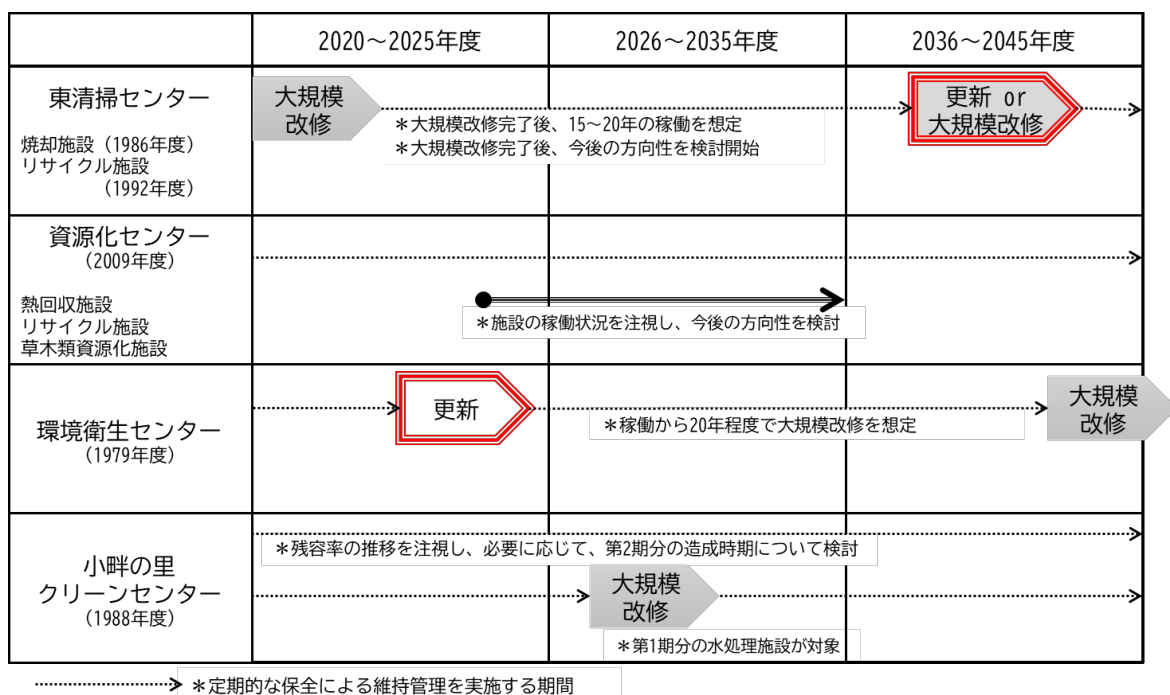
環境衛生関連施設は、まちの環境保全には不可欠な施設です。

ごみやし尿等を処理するため、機器設備の点検を定期的の実施し、適切な維持管理を行います。

環境衛生関連施設の更新は、ごみやし尿等の処理に不可欠な機器設備の耐用年数が、躯体に比べ短いため、機器設備の更新に合わせた対応とします。

また、環境衛生関連施設の更新は、検討から稼働まで相当な期間や多くの費用が必要となるため、更新時期を見据え、早い時期から検討を始めます（図表 158）。その検討の際には、国庫補助や起債制度を活用しつつ、民間活力の活用の検討も行います。

【図表 158 機器設備の耐用年数等から想定した望ましい更新・改修のサイクル】



(2) 規模・配置について

川越市一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すことで、時代に見合った適正な規模で施設整備を行います。

3 環境衛生関連施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 159 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
環境衛生センター	更新の検討	更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかとなき場合は、その内容を具体的に記載しています。 機器設備の更新時期を踏まえ、施設更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 160 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
東清掃センター	その他改修	劣化状況を踏まえ、機器設備の改修を行っています。

余白ページ

G-4 給食施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 2013（平成 25）年 11 月に策定した『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI 事業として整備を進めます。
- 菅間及び今成学校給食センターは、将来の児童生徒数を考慮した施設運営を行いながら、計画的に維持・管理を行い、予防保全・長寿命化を図ります。

※『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI 事業として菅間第二学校給食センターの整備を行い、2018 年度から給食の提供を開始しています。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

学校給食センターは、学校給食法、川越市立学校給食センター設置及び管理条例で位置付けられた施設です。

② 利用状況など

現在、3 施設ある学校給食センターの給食規模の合計は、30,000 食となっています。

また、給食対象者（市立小中学校の児童生徒、特別支援学校、教職員等）は、2018 年度では、28,321 人となっており、その差はわずかです（図表 161）。

今後の市立小中学校の児童生徒数の推移は、当分の間、大きな減少には至らないと想定していることから、今後もこの給食規模を維持していく必要があります。

【図表 161 2018 年度における各学校給食センターの給食規模と給食対象者の数】

センター名	給食規模 (食)	担当校	児童・生徒数 (人)	教職員数 (人)	その他職員 (人)	合計 (人)
菅間 学校給食センター	12,000	小学校20校	11,162	489	220	11,871
菅間第二 学校給食センター	12,000	小学校12校	6,883	308	132	7,323
		中学校11校 特別支援学校1校	4,408	270	109	4,787
今成 学校給食センター	6,000	中学校11校	4,004	237	99	4,340
合計	30,000	小学校32校	18,045	797	352	19,194
		中学校22校 特別支援学校1校	8,412	507	208	9,127
		合計55校	26,457	1,304	560	28,321

③ 施設の整備状況

本市の学校給食は、センター方式を採用しています。現在、市内に給食施設は3施設あり、全て新耐震基準建築物です。

菅間第二学校給食センターは、PFI 事業（BT0 方式）で整備した施設であり、調理業務から配送、食器洗浄、清掃まで全て事業者が実施しています（図表 162）。

今成学校給食センターは、改築後 27 年が経過しています。また、敷地の一部は借地です。

【図表 162 菅間第二学校給食センター PFI 事業の概要】

事業名称	(仮称) 川越市新学校給食センター整備運営事業	
事業期間	16年（2016～2032年度）	
施設概要	敷地面積：13,061.84㎡ 延床面積：7,370.47㎡ 構造階数：鉄骨造2階建 調理能力：12,000食/日	(1階) 食品庫、器具洗浄室、廃棄物庫、洗浄室、調理室、保冷室、配送・回収プラットフォーム、機械・ボイラー室、事務室など (2階) 研修室1、研修室2、相談室、見学廊下、来客用男女トイレ、多機能トイレ、調理員休憩室、洗濯・乾燥室など
事業内容	施設の老朽化が著しい2つの学校給食センター（藤間・吉田）の施設の更新及び1日2回の調理を行っていた今成学校給食センターの調理回数を1日1回とするため、前述の2つの学校給食センターの給食数分と1センターの給食数の一部を合わせた給食提供能力を有する新たな学校給食センターを整備、運営するもの。	
	設計・建設期間 開業準備期間 維持管理・運営期間 事業者 落札金額 事業方式 事業形態	2016年1月15日～2017年8月31日 2018年8月 2018年9月～2032年8月 株式会社川越学校給食サービス 代表企業：株式会社東洋食品 12,200,358,218円 BTO方式（Build Transfer and Operate） サービス購入型
	自主事業	事業者用駐車場など

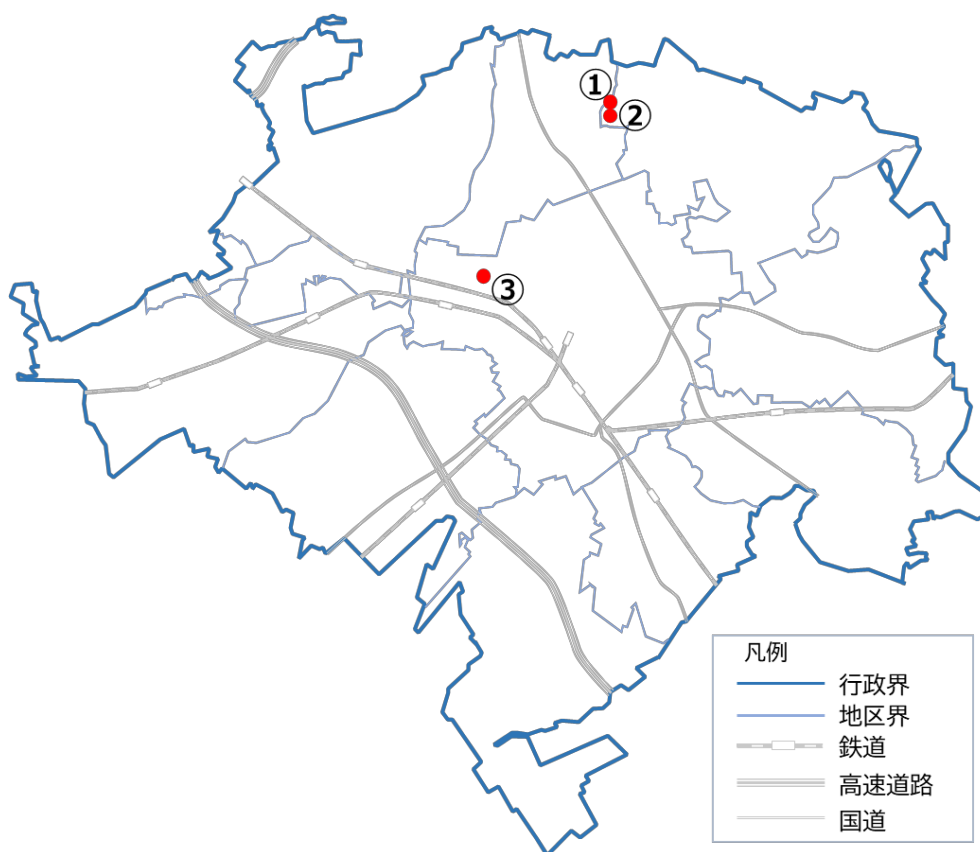
(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 163 対象施設一覧（給食施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	菅間学校給食センター	芳野	2005	5,700	9,908	
2	菅間第二学校給食センター	芳野	2017	7,370	13,154	
3	今成学校給食センター	本庁	1992	3,272	5,476	内 1,997 ㎡借地

【図表 164 配置図（給食施設）】



(3) 給食施設の課題

① 給食提供に係る機器設備の維持管理

給食提供にあたり、給排水、ボイラー、空調などの施設設備や、野菜裁断機、揚物機、焼物機などの調理器具など、給食施設には、多くの機器設備が設置されています。

これらの機器設備の一部でも不具合が生じると、安定的な給食提供をすることができなくなります。また、大型調理器具等は修繕にも多くの費用が必要となるだけでなく、修繕が行える時間・時期が限られることも念頭に、点検や修繕に取り組む必要があります。

② 今成学校給食センターの更新に向けた検討

今成学校給食センターは、給食提供を始めてから、既に 27 年を経過しています。

2005 年度で廃止した寿町学校給食センターは 32 年、2016 年度で廃止した藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは、それぞれ 37 年と 34 年という運営期間でした。

また、PFI 事業として整備した菅間第二学校給食センターは、検討から給食提供まで概ね 10 年を要しています。

機器設備の多くは躯体より耐用年数が短いことなどからも、機器設備の更新時期を踏まえた、施設更新の検討が必要です。

③ 効率的で効果的な運営手法の検討

エレベーター設備や消防設備等、通常の施設の維持管理に加え、厨房設備やボイラーなど調理に必要な機器の保守点検を行っています。施設の維持管理や運営に多くの費用がかかっていることから、費用負担の軽減に取り組む必要があります。

2 給食施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

給食施設は、給食対象者に対し、給食を提供することを目的とした施設であるため、調理器具などの機器設備は、今後も、点検を定期的の実施し、適切な維持管理を行います。

また、給食施設の更新は、給食の提供に必要不可欠な調理器具などの機器設備の耐用年数が、躯体に比べ短いため、調理器具などの機器設備の更新時期に合わせた対応とします。

さらに、現在の給食規模が給食対象者に見合った規模であり、他の施設による代替も難しいことから、更新の際は、更新する給食施設を建築した後に、既存施設の廃止を行うなど、提供すべき給食規模を確保しながら進めることとします。

なお、更新にあたっては、菅間第二学校給食センター建設時と同様に、民間活力の活用を検討するとともに、2017年3月に策定された民間委託等推進計画や他の自治体の取組などを参考に、施設の維持管理・運営についても、効率化の検討を進めます。

(2) 規模・配置について

本市には、3施設が配置されており、給食規模が給食対象者数に見合った規模です。

また、学校給食衛生管理基準²⁷に定める「調理後2時間以内に給食できるようにする」という基準も満たしています。

3 給食施設の検討結果

2025年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 165 更新対象施設】

対象施設	取組	内容
		更新の機会を捉えた対策（集約化や複合化、廃止など）も含めて検討することとし、対策の内容が明らかとなき場合は、その内容を具体的に記載しています。
今成学校給食センター	更新の検討	機器設備の更新時期を踏まえ、施設更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。

【図表 166 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
菅間学校給食センター	20年目改修	20年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

²⁷ ○学校給食衛生管理基準

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

(4) 調理過程 ④食品の適切な温度管理等

五 調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること。また、配食の時間を毎日記録すること。さらに、共同調理場においては、調理場搬出時及び受配校搬入時の時間を毎日記録するとともに、温度を定期的に記録すること。

余白ページ

G-5 葬祭施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 新斎場は、2012（平成 24）年 4 月に策定した『川越市新斎場建設基本計画』に基づいて整備を進めます。
- 市民聖苑やすらぎのさとは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 新斎場と市民聖苑やすらぎのさとは、一体的に、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

※『川越市新斎場建設基本計画』に基づき、斎場の整備を行い、2017 年度にオープンしました。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

斎場及び市民聖苑やすらぎのさとは、川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例で位置付けられ、葬儀等を行う者の利便性及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とした施設です。また、斎場は、墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬場です。

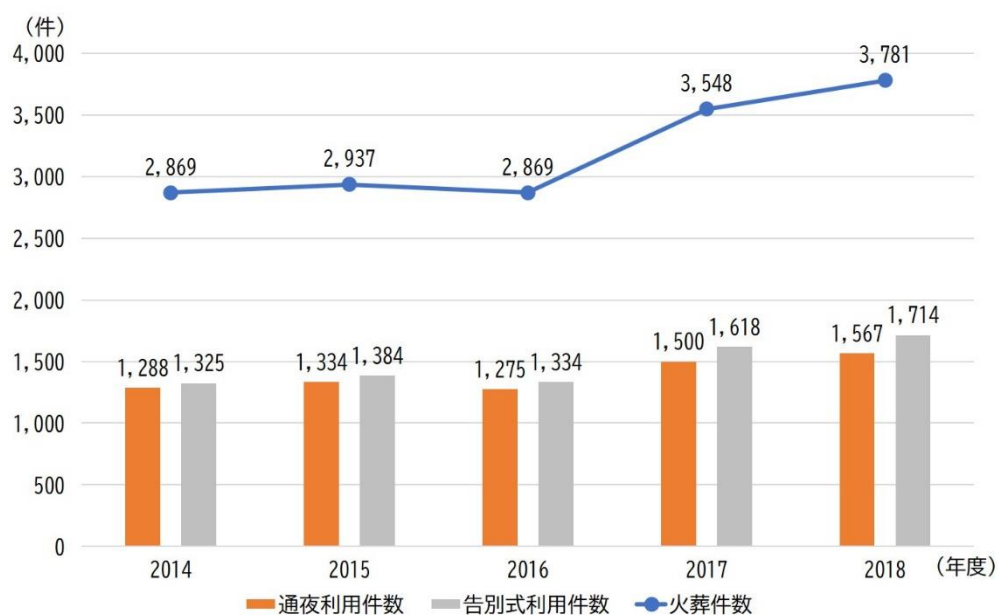
② 利用状況など

斎場は、火葬炉を 12 炉、小動物火葬炉を 1 炉設置しており、2018 年度の火葬件数は 3,781 件、小動物火葬の件数は 1,068 件です。

また、斎場に 2 つ、市民聖苑やすらぎのさとに 6 つの式場を有しています。2018 年度の斎場の式場の利用件数は、通夜が 475 件、告別式が 543 件、市民聖苑やすらぎのさとの式場の利用件数は、通夜が 1,092 件、告別式が 1,171 件です。

斎場の移転後、火葬件数及び式場の利用件数は増加しています(図表 167)。

【図表 167 火葬件数及び式場利用件数の推移】



③ 施設の整備状況

葬祭施設は、全て新耐震基準建築物です。両施設は市道を挟んだ隣地に設置され、一体的に管理・運営されています。

市民聖苑やすらぎのさとは、2014 年度に会議室を式場として改修しています。また、2014 年度から 2017 年度にかけて、非常用自家発電設備や空調設備等の改修を行っています。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 168 対象施設一覧（葬祭施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	斎場	本庁	2016	7,316	17,881	
2	市民聖苑やすらぎのさと	本庁	1999	4,699	22,036	

【図表 169 配置図（葬祭施設）】



(3) 葬祭施設の課題

① 計画的な施設・設備の維持管理

斎場は、市内で唯一の火葬場であり、確実に安定した施設の稼働が求められます。火葬炉を 12 炉、小動物火葬炉を 1 炉設置しており、計画的な維持管理が必要です。

市民聖苑やすらぎのさととは、建築後 20 年を経過しており、計画的な施設の改修が必要です。また、年間を通じ利用されている施設であり、葬儀に対応できる状態を常に整えておく必要があります。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

斎場では、火葬炉の運転などの専門性の高い業務が行われています。また、両施設合わせて 8 つの式場を管理運営しており、利用件数も増加しています。継続したサービス提供のため、効率的で効果的な運営手法の検討が必要です。

2 葬祭施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

葬祭施設は、葬儀等を行う方の利便及び公衆衛生の向上のため、必要な施設です。両施設とも新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

斎場は、安定した設備の稼働のため、機器設備の点検を定期的を実施し、適切な維持管理を行います。

市民聖苑やすらぎのさと、市民の葬儀に支障が出ないように、計画的な改修を行います。

また、効率的な施設の運用を図るため、他の自治体の事例等を参考に民間活力の活用について検討を行います。

(2) 規模・配置について

斎場は、『川越市新斎場建設基本計画』において適正な規模及び配置が検討され、都市施設として都市計画に定められて設置されています。

式場施設である市民聖苑やすらぎのさと、火葬場である斎場と隣接しています。

3 葬祭施設の検討結果

2025 年度までに取組を進める施設は、以下のとおりです。

【図表 170 改修対象施設】

対象施設	取組	内容
市民聖苑やすらぎのさと	20 年目 改修	20 年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。

G-6 農業集落排水処理施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 農業集落排水処理施設は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

1 施設の概要など

(1) 施設概要

① 設置目的・経緯など

農業集落排水処理施設は、川越市農業集落排水処理施設条例で位置付けられた施設で、農業集落において生活排水が農業用排水へ混入することで、農作物生産へ被害を与えることを防ぐことを目的とした生活排水処理施設です。

② 利用状況など

農業集落排水処理事業開始時において、事業への参加意向の世帯数を踏まえた処理施設の設計を行っているため、この世帯数に応じた処理能力となっています。施設の供用開始後、各世帯が接続工事を進めており、2018年度末時点の接続率は、鴨田処理区域で87.9%、石田本郷処理区域67.6%となっています。

③ 施設の整備状況

本市の農業集落排水処理施設は2施設です。

両施設とも新耐震基準建築物で、新しい施設です。そのため、施設の保全に係る改修履歴はありませんが、機器設備については、定期点検、法定検査に基づく、ばっ気攪拌装置やスクリーンユニットなどの消耗部品の交換が行われています。

各住戸等から農業集落排水処理施設までの管路の延長とポンプ施設数は、鴨田処理区で約15.3キロメートル・8か所、石田本郷処理区で約10.5キロメートル・11か所です。

(2) 対象施設

ここで対象とする施設は、以下のとおりです。

【図表 171 対象施設一覧（農業集落排水処理施設）】

No.	施設名	地区	建築 年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	鴨田農業集落排水処理施設	芳野	2004	341	1,757	
2	石田本郷農業集落排水処理施設	芳野	2010	200	2,204	

【図表 172 配置図（農業集落排水処理施設）】



(3) 農業集落排水処理施設の課題

① 計画的な設備の維持管理

小さな下水処理施設ともいえる農業集落排水処理施設は、排水処理に必要な設備が設置されている施設のため、設備の寿命に合わせた施設更新の検討が必要です。生活排水処理施設としての機能を維持するため、適切な維持管理と計画的な改修を行い、躯体と設備の長寿命化を図る必要があります。

② 効率的で効果的な運営手法の検討

施設の老朽化や人口減少に伴う生活排水量の減少等が起こると効率的な排水処理の維持が難しくなることが想定されます。将来にわたって安定的に処理区域内の排水処理を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略²⁸」を2020年度までに策定する必要があります。

2 農業集落排水処理施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

現在設置されている農業集落排水処理施設は、効率的で効果的な運営手法の検討を行いつつ、適切に維持管理を行います。

供用開始後、各施設が20年経過すると、機能診断を踏まえた最適整備構想²⁹を策定する必要があります。この構想では、施設設備の劣化が始まる前に、計画的な改修計画を策定するとともに公共下水道への切替や施設の集約化といった施設の再編の検討を行うことになります。

また、農業集落排水事業における「経営戦略」を策定する際は、収入と支出を均衡させた投資・財政計画のほか、将来にわたって安定的に事業を継続していくための効果的な運営手法の検討を行います。

(2) 規模・配置について

本市にある農業集落排水処理施設は、農業集落排水整備区域の生活排水を処理するための施設で、事業開始に当たり事業参加意向の世帯を対象として処理施設の処理能力等を設計し、設置しています。

²⁸ 経営戦略とは、中長期的な視点から経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するため、収入と支出を均衡させた「投資・財政計画」を中心とした経営の基本計画のこと。総務省通知により、技術的助言として策定を要請されている。

²⁹ 最適整備構想とは、供用開始後、概ね20年を経過した市町村が管理する農業集落排水処理施設についての機能診断に基づく機能保全のための予防保全計画のこと。

3 農業集落排水処理施設の検討結果

2025 年度までに更新及び改修の取組を進める施設はありません。

公共施設の状態について

表1 建築基準法第12条に基づく点検結果

表2 職員による点検結果

余白ページ

公共施設の状態について

本市の公共施設の状態を、建築基準法第 12 条に基づいて行う点検の結果から整理すると次の表のとおりです（表 1）。

なお、建築基準法第 12 条の規定の対象とならない施設、建築基準法第 12 条に基づいて行う点検の実績がない施設については、職員による点検を行うことで補足しています（表 2）。

【記載事項】

- ・公共施設は、建築物だけでなく、敷地から付属設備まで、様々な内容で構成されている。本表では、建築物本体（躯体）の劣化に影響する部位である「建築物の外部（外壁）」と「屋上及び屋根」の状態について、個別施設計画の対象施設ごとに整理した。
- ・表 1 では、建築基準法第 12 条に基づいて行った、一定の用途及び規模を満たす建築物の点検における指摘の有無を、施設ごとに✓（チェック）で示した。
- ・当該建築物の点検は、3 年に一度の頻度で行われるため、2017 年度、2018 年度、2019 年度の 3 か年度中の直近の点検結果を反映した。また、調査年度は、表中に明示した。
- ・複合施設については、本計画に準じてまとめて記載した。
- ・新規施設などで、点検が未実施である施設は、次の点検実施予定年度を記載した。
- ・表 2 では、職員が行った現地調査において劣化を認めた施設について✓（チェック）で示した。また、表 1 と同様に複合施設については、本計画に準じてまとめて記載した。

建築基準法第 12 条に基づく点検とは？

建築物を建てる時は建築基準法に適合した建築物であることが求められており、建築物を使用している間も、建築基準法に適合している必要があります。

特に、多くの人が利用する建築物については、適切な維持管理が不可欠であることから、危険を未然に防止することを目的に、一定の用途及び規模を満たす建築物の所有者や管理者に対して、資格者に定期的に当該建築物を点検させることを建築基準法で定めています。

表1 建築基準法第12条に基づく点検結果

建築基準法第12条に基づいて行った点検において指摘があるものについて✓マークで示しています。

：職員による点検を実施した施設（点検結果は表2）

作成日：令和2年7月

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上	地下	
A 学 校 教 育 施 設	1 市立小学校	川越第一小学校	2017	✓	✓	1963	旧耐震	RC	3	—	
		川越小学校	2017	✓	✓	1975	旧耐震	RC	4	—	
		中央小学校	2017	✓	✓	1975	旧耐震	RC	4	—	
		仙波小学校	2017	✓	✓	1959	旧耐震	RC	4	—	
		武蔵野小学校	2017	✓	✓	1968	旧耐震	RC	4	—	
		新宿小学校	2017	✓	✓	1981	新耐震	RC	4	—	
		大塚小学校	2017	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—	
		泉小学校	2017	✓	✓	1966	旧耐震	RC	4	—	
		月越小学校	2017	✓	✓	2006	新耐震	RC	3	—	
		今成小学校	2017	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	—	
		芳野小学校	2017	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	—	
		古谷小学校	2018	✓	✓	1959	旧耐震	RC	4	—	
		南古谷小学校	2018	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—	
		牛子小学校	2018	✓	✓	1976	旧耐震	RC	4	—	
		高階小学校	2018	✓	✓	1965	旧耐震	RC	4	—	
		高階南小学校	2018	✓	✓	1969	旧耐震	RC	4	—	
		高階北小学校	2018	✓	✓	1972	旧耐震	RC	4	—	高階北老人憩いの家
		高階西小学校	2018	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	—	
		寺尾小学校	2018	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	—	
		福原小学校	2018	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	—	
		大東東小学校	2018	✓	✓	1967	旧耐震	RC	3	—	
		大東西小学校	2018	✓	✓	1964	旧耐震	RC	4	—	
		霞ヶ関小学校	2019	✓	✓	1970	旧耐震	RC	3	—	
		霞ヶ関南小学校	2019	✓	✓	1974	旧耐震	RC	4	—	
		霞ヶ関北小学校	2019	✓	✓	2001	新耐震	RC	4	—	伊勢原公民館、西図書館
		霞ヶ関東小学校	2019	✓		1974	旧耐震	RC	4	—	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)	
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
									地上	地下		
A 学校 教育 施設		霞ヶ関西小学校	2019	✓	✓	1977	旧耐震	RC	3	－		
		川越西小学校	2019	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	－		
		名細小学校	2019	✓	✓	1967	旧耐震	RC	4	－		
		上戸小学校	2019	✓	✓	1975	旧耐震	RC	4	－		
		広谷小学校	2019	✓	✓	1981	旧耐震	RC	4	－		
		山田小学校	2019	✓	✓	1972	旧耐震	RC	4	－		
	2 市立中学校	川越第一中学校	2017	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	－		
		初雁中学校	2017	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	－		
		富士見中学校	2017	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	－		
		野田中学校	2017	✓	✓	1981	新耐震	RC	4	－		
		城南中学校	2017	✓	✓	1971	旧耐震	RC	4	－		
		芳野中学校	2017	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	－		
		東中学校	2017	✓	✓	1961	旧耐震	RC	3	－		
		南古谷中学校	2018	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	－		
		高階中学校	2018	✓	✓	1969	旧耐震	RC	4	－		
		高階西中学校	2018	✓	✓	1984	新耐震	RC	4	－		
		寺尾中学校	2018	✓	✓	1977	旧耐震	RC	4	－		
		砂中学校	2018	✓	✓	1980	旧耐震	RC	4	－		
		福原中学校	2018	✓	✓	1978	旧耐震	RC	4	－		
		大東中学校	2018	✓	✓	1960	旧耐震	RC	4	－		
		大東西中学校	2018	✓	✓	1986	新耐震	RC	3	－		
		霞ヶ関中学校	2019	✓	✓	1970	旧耐震	RC	4	－		
		霞ヶ関東中学校	2019	✓	✓	1976	旧耐震	RC	4	－		
		霞ヶ関西中学校	2019	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	－		
		川越西中学校	2019	✓	✓	1982	新耐震	RC	4	－		
		名細中学校	2019	✓	✓	1973	旧耐震	RC	4	－		
		鯨井中学校	2019	✓	✓	1980	旧耐震	RC	4	－		
		山田中学校	2019	✓	✓	1975	旧耐震	RC	4	－		
		3 市立川越高等学校	市立川越高等学校	2019	✓	✓	1992	新耐震	RC	7	1	
		4 市立特別支援学校	市立特別支援学校	2017	✓	✓	1982	新耐震	RC	2	－	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上	地下	
B 生涯学習施設	1 公民館など	中央公民館	2017	✓	✓	1969	旧耐震	RC	3	—	
		中央公民館分室	2017	✓	✓	1939	旧耐震	W	1	—	
		さわやか活動館（分館）	2017	✓	✓	1977	旧耐震	S	2	—	
		北公民館	2017	✓	✓	1991	新耐震	RC	2	—	
		高階南公民館	2017	✓	✓	1980	旧耐震	RC	2	—	
		大東南公民館	2017	✓	✓	1984	新耐震	RC	2	—	
		霞ヶ関西公民館	2024年度までに実施予定			2018	新耐震	RC	2	—	
		小堤集会所	2018	✓	✓	1996	新耐震	RC	2	—	
	2 図書館	中央図書館	2019	✓		1984	新耐震	RC	3	1	
		川越駅東口図書館	2017	✓		2001	新耐震	SRC	6	1	国際交流センター、川越駅東口多目的ホール、川越駅東口児童館、川越駅東口老人憩いの家
3 学習施設	環境プラザ（つばさ館）	2018		✓	2009	新耐震	S	3	—		
4 その他教育施設	博物館	2018	✓		1989	新耐震	RC	3	1		
	美術館	2017	✓	✓	2002	新耐震	RC	3	1		
C 文化・スポーツ・観光施設	1 ホール施設	文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール）	2019			2014	新耐震	SRC	6	2	南公民館、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、子育て支援センター
		やまぶき会館	2019			1991	新耐震	RC	3	1	
		西文化会館（メルト）	2019			1988	新耐震	RC	2	—	
		南文化会館（ジョイフル）	2019			1993	新耐震	RC	3	—	
		北部地域ふれあいセンター	2018			2002	新耐震	S	2	—	
		東部地域ふれあいセンター	2019			2007	新耐震	S	2	—	
	2 スポーツ施設	川越武道館	2021年度までに実施予定			1974	旧耐震	RC	2	1	
		初雁公園野球場				1952	旧耐震	RC	2	—	
		川越運動公園 陸上競技場				1989	新耐震	RC	3	—	
		川越運動公園 総合体育館				1994	新耐震	RC	1	—	
		川越運動公園 テニスコート管理棟				1999	新耐震	RC	2	—	
		なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）	2019			2012	新耐震	S	2	—	
	3 観光関連施設	産業観光館（小江戸蔵里）	2018			2010	新耐震	W	1	—	
		川越まつり会館				2002	新耐震	RC	3	—	
		仲町観光案内所				2010	新耐震	W	2	—	
		元町休憩所				2014	新耐震	W	1	—	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要				備 考 (複合施設など)	
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上		地下
C 文 観 光 ・ 施 設 ・ ス ポ ー ツ ・	4 集会施設	中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川越)	2017	✓		1985	新耐震	RC	2	一	芳野台体育館
		農業ふれあいセンター	2017			1989	新耐震	S	1	一	
		農業ふれあいセンター 伊佐沼庵	2017			1992	新耐震	W	1	一	
		農業ふれあいセンター 伊佐沼農産物直売所	2017			1989	新耐震	S	1	一	
D 福 祉 施 設	1 市立保育園	中央保育園	2019	✓		1988	新耐震	RC	2	一	
		仙波町保育園	2018			1986	新耐震	RC	2	一	
		小室保育園	2018	✓		1990	新耐震	RC	2	一	
		霞ヶ関保育園	2018	✓		1992	新耐震	RC	2	一	
		名細保育園	2019	✓		2003	新耐震	S	1	一	
		大東保育園	2019		✓	2001	新耐震	S	2	一	
		古谷保育園	2018	✓	✓	1968	旧耐震	W	1	一	
		脇田新町保育園	2019	✓	✓	1998	新耐震	RC	2	一	
		今成保育園	2019		✓	2000	新耐震	S	2	一	
		高階保育園	2019	✓	✓	1995	新耐震	RC	2	一	
		新宿町保育園	2017			1974	旧耐震	RC	2	一	
		霞ヶ関第二保育園	2017	✓	✓	1973	旧耐震	RC	2	一	
		南古谷保育園	2025年度までに実施予定			2019	新耐震	RC	2	一	
		名細第二保育園	2017	✓	✓	1975	旧耐震	RC	2	一	
		高階第二保育園	2017	✓	✓	1976	旧耐震	RC	2	一	
		神明町保育園	2017			1977	旧耐震	RC	2	一	
		高階第三保育園	2017	✓	✓	1978	旧耐震	RC	2	一	
		南古谷第二保育園	2017			1980	旧耐震	RC	2	一	
		古谷第二保育園	2018		✓	1982	新耐震	RC	2	一	
		川鶴保育園	2018		✓	1984	新耐震	RC	2	一	
	2 学童保育室	仙波学童保育室				1994	新耐震	S	2	一	
		月越学童保育室				2006	新耐震	S	1	一	
		芳野学童保育室				1994	新耐震	S	1	一	
		古谷学童保育室				2006	新耐震	S	1	一	
		南古谷学童保育室				2006	新耐震	S	1	一	
		高階学童保育室				2006	新耐震	S	1	一	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上	地下	
D 福祉施設		高階西学童保育室				2013	新耐震	W	1	－	
		大東東学童保育室				1996	新耐震	S	1	－	
		霞ヶ関学童保育室				1995	新耐震	S	1	－	
		山田学童保育室				2014	新耐震	W	1	－	
	3 児童福祉施設	児童センターこどもの城	2019	✓		1982	新耐震	RC	2	－	
	4 障害者等福祉施設	総合福祉センター (オアシス)	2017	✓	✓	1994	新耐震	RC	3	－	
		みよしの支援センター	2017		✓	1975	旧耐震	RC	1	－	
		職業センター	2017	✓	✓	1981	新耐震	RC	2	－	
		障害者就労支援センター				1979	旧耐震	S	2	－	
		児童発達支援センター	2024年度までに実施予定			2018	新耐震	S	2	－	
	5 高齢者福祉施設	養護老人ホームやまびき荘	2017	✓	✓	1983	新耐震	RC	2	－	
		養護老人ホームやまびき荘等 污水处理施設				1982	新耐震	RC	1	－	
		霞ヶ関東 老人デイサービスセンター	2018	✓		1983	新耐震	S	1	－	
		小ヶ谷老人憩いの家	2017			1995	新耐震	S	2	－	
		西後楽会館	2017	✓	✓	1979	旧耐震	RC	1	1	
E 公営住宅	1 市営住宅など	月吉町団地				1965	旧耐震	RC	2	－	
		月吉町団地 (K4、K5)	2017	✓	✓	1968	旧耐震	RC	4	－	
		藤倉団地				1969	旧耐震	RC	2	－	
		笠幡団地				1969	旧耐震	RC	2	－	
		寿町2丁目団地	2017	✓	✓	1970	旧耐震	RC	5	－	
		仙波町4丁目氷川団地	2018	✓	✓	1973	旧耐震	RC	5	－	
		的場団地	2019	✓		1974	旧耐震	RC	5	－	
		岸町1丁目南団地 (K1、K2)				1978	旧耐震	RC	2	－	
		岸町1丁目南団地 (K3)	2019			1982	新耐震	RC	3	－	
		仙波町2丁目団地	2018	✓	✓	1979	旧耐震	RC	3	－	
		岸町1丁目東団地	2019			1982	新耐震	RC	3	－	
		仙波町1丁目南団地	2018	✓		1983	新耐震	RC	3	－	
		仙波町1丁目北団地	2018	✓		1984	新耐震	RC	3	－	
		岸町1丁目カシの木団地	2019			1987	新耐震	RC	4	－	
		小堤団地	2019			1989	新耐震	RC	5	－	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)	
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
									地上	地下		
E 公営住宅		小仙波町 1 丁目団地	2018			1992	新耐震	RC	3	－		
		岸町 1 丁目北団地	2019			1993	新耐震	RC	4	－		
		寿町 2 丁目南団地	2017			1994	新耐震	RC	4	－		
		岸町 3 丁目団地	2019			1997	新耐震	RC	4	－		
		再開発住宅店舗	2017	✓	✓	1981	新耐震	RC	5	－		
F 都市基盤施設	1 自転車駐車場 ・ 駐車場	川越駅西口 第一自転車駐車場				1981	新耐震	S	2	1		
		川越駅西口 第二自転車駐車場				1990	新耐震	S	2	－		
		川越駅西口 第三自転車駐車場				2014	新耐震	S	2	1		
		川越駅東口自転車駐車場				1988	新耐震	S	2	1		
		的場駅前自転車駐車場				1988	新耐震	S	1	－		
		新河岸駅自転車駐車場				1993	新耐震	W	1	－		
		南大塚駅南口自転車駐車場				1992	新耐震	S	1	－		
		川越駅東口公共地下駐車場	2019	✓		1990	新耐震	RC	2	1		
	2 公園施設	公園管理事務所				2001	新耐震	S	1	－		
		上戸公園管理詰所				1981	新耐震	S	1	－		
		安比奈親水公園管理詰所				1993	新耐震	S	1	－		
	G 行政関連施設	1 市民センターなど	芳野市民センター	2017	✓	✓	1969	旧耐震	RC	2	－	芳野公民館
			古谷市民センター	2017	✓	✓	1970	旧耐震	RC	2	－	古谷公民館
			南古谷市民センター	2017	✓	✓	1976	旧耐震	RC	2	－	南古谷公民館
高階市民センター			2019	✓		2007	新耐震	RC	2	－	高階図書館、高階児童館、 高階公民館	
福原市民センター			2017	✓	✓	1978	旧耐震	RC	2	－	福原公民館	
山田市民センター			2017	✓	✓	1971	旧耐震	RC	2	－	山田公民館	
名細市民センター			2018			2009	新耐震	RC	2	－	名細公民館	
霞ヶ関市民センター			2017	✓		1976	旧耐震	RC	3	－	霞ヶ関公民館	
川鶴市民センター			2017	✓		1988	新耐震	RC	2	－	川鶴公民館	
霞ヶ関北市民センター						2000	新耐震	S	1	－		
霞ヶ関北市民センター (霞ヶ関北公民館)			2017	✓	✓	1974	旧耐震	RC	2	－		
大東市民センター			2019	✓	✓	2013	新耐震	RC	2	－	大東公民館	
2 庁舎関連施設		市役所本庁舎	2019			1972	旧耐震	RC	7	1		
		市役所東庁舎	2019			2002	新耐震	S	3	－		

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要					備 考 (複合施設など)
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上	地下	
G 行政 関 連 施 設		市役所庁舎分室	2019	✓		1985	新耐震	RC	3	1	
		市役所郭町公用車管理棟				2003	新耐震	S	1	—	
		市役所郭町公用車第一駐車場 車庫棟	2019		✓	2003	新耐震	S	1	—	
		市役所小仙波庁舎				1988	新耐震	RC	3	—	
		保健所				2003	新耐震	SRC	3	—	
		総合保健センター				1998	新耐震	RC	3	—	ふれあい歯科診療所
		動物管理センター				1983	新耐震	S	2	—	
		収集管理棟				2009	新耐震	S	2	—	
		川越駅西口まちづくり推進室				2008	新耐震	S	1	—	
		新河岸駅周辺地区整備事務所				1992	新耐震	S	1	—	
		道路管理事務所				1990	新耐震	S	2	—	
		上下水道局庁舎				1986	新耐震	RC	2	—	
		上下水道管理センター				2006	新耐震	RC	2	—	
		教育センター				1986	新耐震	RC	4	—	
		教育センター第一分室				1977	旧耐震	RC	2	—	
		教育センター第二分室				1983	新耐震	RC	2	—	
		学校環境衛生検査センター				1982	新耐震	S	2	—	
		福祉サポート連雀町				1980	旧耐震	RC	2	—	障害者基幹相談支援センター
	3 環境衛生関連施設	環境衛生センター				1979	旧耐震	RC	2	—	
		環境衛生センター 車庫棟	2017			1981	旧耐震	S	2	—	
		東清掃センター				1986	新耐震	RC	3	—	
		東清掃センター 管理棟				1986	新耐震	RC	2	—	
		資源化センター	2018		✓	2009	新耐震	RC	5	—	
		小畔の里クリーンセンター				1988	新耐震	RC	1	—	
		小畔の里クリーンセンター 重機車庫	2018	✓		1988	新耐震	S	1	—	
		4 給食施設	菅間学校給食センター				2005	新耐震	S	2	—
	菅間第二学校給食センター					2017	新耐震	S	2	—	
	今成学校給食センター					1992	新耐震	S	2	—	
	5 葬祭施設	斎場	2022年度までに実施予定			2016	新耐震	RC	2	—	
		市民聖苑やすらぎのさと	2019	✓	✓	1999	新耐震	RC	2	—	

分 類		施設名	点検の結果			施設の概要				備 考 (複合施設など)	
			実施 年度	建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
									地上		地下
関 連 施 政	6 農業集落 排水処理施設	鴨田農業集落排水処理施設				2004	新耐震	RC	1	1	
		石田本郷農業集落 排水処理施設				2010	新耐震	RC	1	1	

※ SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

※ 建築年度と耐震基準は、施設内の主たる用途である棟の最も古いものについて記載

※ 構造は施設内の代表的な棟のもの、階数は施設内における最大値を記載

表2 職員による点検結果

職員による点検を行った結果、劣化が認められたものについて✓マークで示しています。

 : 高所にあるなどの理由で点検のための確認が実施できなかったもの

作成日：令和2年7月

分 類		施設名	点検の結果		施設の概要				備 考 (複合施設など)	
			建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
								地上		地下
C 文化・スポーツ・観光施設	2 スポーツ施設	初雁公園野球場	✓	✓	1952	旧耐震	RC	2	—	
		川越運動公園 陸上競技場	✓	✓	1989	新耐震	RC	3	—	
		川越運動公園 総合体育館		／	1994	新耐震	RC	1	—	
		川越運動公園 テニスコート管理棟		／	1999	新耐震	RC	2	—	
	3 観光関連施設	川越まつり会館	✓	✓	2002	新耐震	RC	3	—	
		仲町観光案内所			2010	新耐震	W	2	—	
元町休憩所				2014	新耐震	W	1	—		
D 福祉施設	2 学童保育室	仙波学童保育室	✓	✓	1994	新耐震	S	2	—	
		月越学童保育室	✓		2006	新耐震	S	1	—	
		芳野学童保育室	✓		1994	新耐震	S	1	—	
		古谷学童保育室	✓		2006	新耐震	S	1	—	
		南古谷学童保育室			2006	新耐震	S	1	—	
		高階学童保育室			2006	新耐震	S	1	—	
		高階西学童保育室			2013	新耐震	W	1	—	
		大東東学童保育室	✓		1996	新耐震	S	1	—	
		霞ヶ関学童保育室			1995	新耐震	S	1	—	
		山田学童保育室			2014	新耐震	W	1	—	
	4 障害者等福祉施設	障害者就労支援センター	✓		1979	旧耐震	S	2	—	
	5 高齢者福祉施設	養護老人ホームやまがき荘等 污水处理施設	✓	✓	1982	新耐震	RC	1	—	
	E 公営住宅	1 市営住宅など	月吉町団地	✓	／	1965	旧耐震	RC	2	—
藤倉団地				／	1969	旧耐震	RC	2	—	
笠幡団地			✓	／	1969	旧耐震	RC	2	—	
岸町1丁目南団地 (K1、K2)			✓	／	1978	旧耐震	RC	2	—	
F 都市基盤施設	1 自転車駐車場・駐車場	川越駅西口 第一自転車駐車場	✓	✓	1981	新耐震	S	2	1	
		川越駅西口 第二自転車駐車場	✓	✓	1990	新耐震	S	2	—	
		川越駅西口 第三自転車駐車場		✓	2014	新耐震	S	2	1	
		川越駅東口自転車駐車場	✓	✓	1988	新耐震	S	2	1	

分 類		施設名	点検の結果		施設の概要				備 考 (複合施設など)		
			建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数			
								地上		地下	
F 都市基盤施設		的場駅前自転車駐車場	✓		1988	新耐震	S	1	—		
		新河岸駅自転車駐車場	✓		1993	新耐震	W	1	—		
		南大塚駅南口自転車駐車場	✓		1992	新耐震	S	1	—		
	2 公園施設	公園管理事務所	✓		2001	新耐震	S	1	—		
		上戸公園管理詰所	✓		1981	新耐震	S	1	—		
		安比奈親水公園管理詰所			1993	新耐震	S	1	—		
G 行政関連施設	1 市民センターなど	霞ヶ関北市民センター	✓		2000	新耐震	S	1	—		
	2 庁舎関連施設	市役所郭町公用車管理棟			2003	新耐震	S	1	—		
		市役所小仙波庁舎	✓	✓	1988	新耐震	RC	3	—		
		保健所	✓	✓	2003	新耐震	SRC	3	—		
		総合保健センター	✓	✓	1998	新耐震	RC	3	—	ふれあい歯科診療所	
		動物管理センター	✓		1983	新耐震	S	2	—		
		収集管理棟		✓	2009	新耐震	S	2	—		
		川越駅西口まちづくり推進室	✓		2008	新耐震	S	1	—		
		新河岸駅周辺地区整備事務所	✓	✓	1992	新耐震	S	1	—		
		道路管理事務所	✓		1990	新耐震	S	2	—		
		上下水道局庁舎	✓	✓	1986	新耐震	RC	2	—		
		上下水道管理センター	✓	✓	2006	新耐震	RC	2	—		
		教育センター	✓	✓	1986	新耐震	RC	4	—		
		教育センター第一分室	✓		1977	旧耐震	RC	2	—		
		教育センター第二分室	✓		1983	新耐震	RC	2	—		
		学校環境衛生検査センター	✓	✓	1982	新耐震	S	2	—		
		福祉サポート連雀町	✓	✓	1980	旧耐震	RC	2	—	障害者基幹相談支援センター	
		3 環境衛生関連施設	環境衛生センター	✓		1979	旧耐震	RC	2	—	
			東清掃センター		2021年度までに 実施予定	1986	新耐震	RC	3	—	
	東清掃センター 管理棟		✓		1986	新耐震	RC	2	—		
	小畔の里クリーンセンター				1988	新耐震	RC	1	—		
	4 給食施設	菅間学校給食センター	✓	✓	2005	新耐震	S	2	—		
		菅間第二学校給食センター			2017	新耐震	S	2	—		
		今成学校給食センター	✓	✓	1992	新耐震	S	2	—		

分 類		施設名	点検の結果		施設の概要					備 考 (複合施設など)
			建築物 の外部 (外壁)	屋上及 び屋根	建築 年度	耐震 基準	構造	階数		
								地上	地下	
関 G 連 施 行 設 政	6 農業集落 排水処理施設	鴨田農業集落排水処理施設			2004	新耐震	RC	1	1	
		石田本郷農業集落 排水処理施設			2010	新耐震	RC	1	1	

- ※ SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造
- ※ 建築年度と耐震基準は、施設内の主たる用途である棟の最も古いものについて記載
- ※ 構造は施設内の代表的な棟のもの、階数は施設内における最大値を記載

索引

余白ページ

【索引】

A 学校教育施設

A-1 市立小学校	P. 39～
川越第一小学校、川越小学校、中央小学校、仙波小学校、武蔵野小学校、新宿小学校、大塚小学校、泉小学校、月越小学校、今成小学校、芳野小学校、古谷小学校、南古谷小学校、牛子小学校、高階小学校、高階南小学校、高階北小学校、高階西小学校、寺尾小学校、福原小学校、大東東小学校、大東西小学校、霞ヶ関小学校、霞ヶ関南小学校、霞ヶ関北小学校、霞ヶ関東小学校、霞ヶ関西小学校、川越西小学校、名細小学校、上戸小学校、広谷小学校、山田小学校	
A-2 市立中学校	P. 43～
川越第一中学校、初雁中学校、富士見中学校、野田中学校、城南中学校、芳野中学校、東中学校、南古谷中学校、高階中学校、高階西中学校、寺尾中学校、砂中学校、福原中学校、大東中学校、大東西中学校、霞ヶ関中学校、霞ヶ関東中学校、霞ヶ関西中学校、川越西中学校、名細中学校、鯨井中学校、山田中学校	
A-3 市立川越高等学校	P. 63～
市立川越高等学校	
A-4 市立特別支援学校	P. 67～
市立特別支援学校	

B 生涯学習施設

B-1 公民館など	P. 73～
中央公民館、中央公民館分室、さわやか活動館（分館）、南公民館、北公民館、高階南公民館、大東南公民館、霞ヶ関西公民館、伊勢原公民館、小堤集会所	
B-2 図書館	P. 81～
中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館、高階図書館	
B-3 学習施設	P. 89～
国際交流センター、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設、環境プラザ（つばさ館）	
B-4 その他教育施設	P. 95～
博物館、美術館	

C 文化・スポーツ・観光施設

C-1 ホール施設	P.101～
文化芸術振興施設（ウェスタ川越大ホール）、やまぶき会館、 やまぶき会館分室（川越駅東口多目的ホール）、西文化会館（メルト）、 南文化会館（ジョイフル）、北部地域ふれあいセンター、東部地域ふれあいセンター	
C-2 スポーツ施設	P.111～
川越武道館、芳野台体育館、初雁公園野球場、 川越運動公園（陸上競技場、総合体育館、テニスコート管理棟）、 なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）	
C-3 観光関連施設	P.117～
産業観光館（小江戸蔵里）、川越まつり会館、仲町観光案内所、元町休憩所	
C-4 集会施設	P.123～
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）、 農業ふれあいセンター（農業ふれあいセンター、伊佐沼庵、伊佐沼農産物直売所）	

D 福祉施設

D-1 市立保育園	P.131～
中央保育園、仙波町保育園、小室保育園、霞ヶ関保育園、名細保育園、大東保育園、 古谷保育園、脇田新町保育園、今成保育園、高階保育園、新宿町保育園、 霞ヶ関第二保育園、南古谷保育園、名細第二保育園、高階第二保育園、神明町保育園、 高階第三保育園、南古谷第二保育園、古谷第二保育園、川鶴保育園	
D-2 学童保育室	P.139～
川越第一学童保育室、川越学童保育室、中央学童保育室、仙波学童保育室、 武蔵野学童保育室、新宿学童保育室、大塚学童保育室、泉学童保育室、月越学童保育室、 今成学童保育室、芳野学童保育室、古谷学童保育室、南古谷学童保育室、 牛子学童保育室、高階学童保育室、高階南学童保育室、高階北学童保育室、 高階西学童保育室、寺尾学童保育室、福原学童保育室、大東東学童保育室、 大東西学童保育室、霞ヶ関学童保育室、霞ヶ関南学童保育室、霞ヶ関北学童保育室、 霞ヶ関東学童保育室、霞ヶ関西学童保育室、川越西学童保育室、名細学童保育室、 上戸学童保育室、広谷学童保育室、山田学童保育室	
D-3 児童福祉施設	P.145～
児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館、子育て支援センター	
D-4 障害者等福祉施設	P.151～
総合福祉センター（オアシス）、みよしの支援センター、職業センター、 障害者基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、児童発達支援センター	
D-5 高齢者福祉施設	P.157～
養護老人ホームやまぶき荘（やまぶき荘等污水处理施設）、 霞ヶ関東老人デイサービスセンター、小ヶ谷老人憩いの家、高階北老人憩いの家、 川越駅東口老人憩いの家、東後楽会館、西後楽会館	

E 公営住宅

E-1 市営住宅など	P.165～
月吉町団地、藤倉団地、笠幡団地、寿町2丁目団地、仙波町4丁目氷川団地、的場団地、岸町1丁目南団地、仙波町2丁目団地、岸町1丁目東団地、仙波町1丁目南団地、仙波町1丁目北団地、岸町1丁目カシの木団地、小堤団地、小仙波町1丁目団地、岸町1丁目北団地、寿町2丁目南団地、岸町3丁目団地、月吉町北団地、再開発住宅店舗	

F 都市基盤施設

F-1 自転車駐車場・駐車場	P.175～
川越駅西口第一自転車駐車場、川越駅西口第二自転車駐車場、川越駅西口第三自転車駐車場、川越駅東口自転車駐車場、本川越駅前自転車駐車場、的場駅前自転車駐車場、新河岸駅自転車駐車場、南大塚駅南口自転車駐車場、川越駅東口公共地下駐車場	
F-2 公園施設	P.181～
都市公園、公園管理事務所、上戸公園管理詰所、安比奈公園管理詰所	
F-3 防災施設	P.183～
防災備蓄庫、備蓄品保管室、災害用給水井戸等	

G 行政関連施設

G-1 市民センターなど	P.189～
芳野市民センター、古谷市民センター、南古谷市民センター、高階市民センター、福原市民センター、山田市民センター、名細市民センター、霞ヶ関市民センター、川鶴市民センター、霞ヶ関北市民センター、大東市民センター	
G-2 庁舎関連施設	P.199～
市役所本庁舎（東庁舎、庁舎分室、郭町公用車管理棟）、市役所小仙波庁舎、保健所、総合保健センター（ふれあい歯科診療所）、動物管理センター、収集管理棟、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所、道路管理事務所、上下水道局庁舎、上下水道管理センター、教育センター、教育センター第一分室、教育センター第二分室、学校環境衛生検査センター、福祉サポート連雀町	
G-3 環境衛生関連施設	P.209～
環境衛生センター、東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター	
G-4 給食施設	P.215～
菅間学校給食センター、菅間第二学校給食センター、今成学校給食センター	
G-5 葬祭施設	P.221～
斎場、市民聖苑やすらぎのさと	
G-6 農業集落排水処理施設	P.225～
鴨田農業集落排水処理施設、石田本郷農業集落排水処理施設	

川越市個別施設計画
(公共施設編)

令和2(2020)年10月

発行 川越市 社会資本マネジメント課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811(代表)

電話 049-224-6377(直通)

Fax 049-225-2895

E-mail shama@city.kawagoe.saitama.jp

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

川越市公式ホームページ

社会資本マネジメントの取組

